

平成26年第3回小笠原村議会定例会会議録目次

○招集告示..... 1  
○応招・不応招議員..... 2



第 1 号 (9月11日)

○議事日程..... 3  
○出席議員..... 5  
○欠席議員..... 5  
○出席説明員..... 5  
○欠席説明員..... 5  
○事務局職員出席者..... 5  
○開会及び開議..... 6  
○会議時間の延長..... 6  
○会議録署名議員の指名..... 6  
○諸般の報告..... 6  
○会期の決定..... 7  
○一般質問..... 7  
    一 木 重 夫 君..... 7  
    片 股 敬 昌 君..... 17  
    高 橋 研 史 君..... 29  
    杉 田 一 男 君..... 42  
    稲 垣 勇 君..... 50  
    池 田 望 君..... 58  
○散 会..... 62



第 2 号 (9月12日)

○議事日程	6 3
○出席議員	6 5
○欠席議員	6 5
○出席説明員	6 5
○欠席説明員	6 5
○事務局職員出席者	6 5
○開 議	6 6
○会議時間の延長	6 6
○報告第12号の上程、説明、質疑	6 6
○報告第13号の上程、説明、質疑	6 8
○報告第14号の上程、説明、質疑	6 9
○議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 1
○議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 2
○議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 9
○議案第55号から議案第60号までの上程、説明、質疑、討論、採決	8 2
○議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 0
○認定第1号から認定第9号までの上程、説明、委員会付託	9 1
○決算特別委員会報告	9 6
○散 会	9 6



第 3 号 (9月19日)

○議事日程	9 7
○出席議員	9 8
○欠席議員	9 8
○出席説明員	9 8
○欠席説明員	9 8
○事務局職員出席者	9 8

○開 議	9 9
○会議時間の延長	9 9
○認定第 1 号から認定第 9 号までの委員長報告、質疑、討論、採決	9 9
○民生委員推薦会委員の推薦	1 0 1
○発議第 5 号の上程、説明、採決	1 0 1
○発議第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 1
○日程の追加	1 0 3
○発議第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 3
○閉会中の継続調査の申し出	1 0 5
○閉議及び閉会	1 0 5
○署名議員	1 0 7



小笠原村告示第12号

平成26年第3回小笠原村議会定例会を下記のとおり招集する。

平成26年8月25日

小笠原村長 森 下 一 男

記

1、期 日 平成26年9月11日

2、場 所 小笠原村議会議事堂

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（8名）

1番	高橋研史君	2番	片股敬昌君
3番	一木重夫君	4番	鯨江満君
5番	杉田一男君	6番	池田望君
7番	稲垣勇君	8番	佐々木幸美君

不応招議員（なし）

## 平成26年第3回小笠原村議会定例会会議録

### 議事日程（第1号）

平成26年9月11日（木曜日）午前10時開会

- 第 1 報告第12号 出資法人の経営状況について
- 第 2 報告第13号 和解及び損害賠償額の決定について（専決処分）
- 第 3 報告第14号 平成25年度小笠原村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 第 4 議案第52号 職員の結核休養に関する条例の廃止に関する条例（案）
- 第 5 議案第53号 平成26年度小笠原村一般会計補正予算（第2号）（案）
- 第 6 議案第54号 平成26年度小笠原村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（案）
- 第 7 議案第55号 平成26年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）（案）
- 第 8 議案第56号 平成26年度小笠原村宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）（案）
- 第 9 議案第57号 平成26年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第1号）（案）
- 第10 議案第58号 平成26年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）（案）
- 第11 議案第59号 平成26年度小笠原村下水道事業特別会計補正予算（第1号）（案）
- 第12 議案第60号 平成26年度小笠原村浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）（案）
- 第13 議案第61号 母島し尿処理場電気設備改良工事請負契約の締結について（案）
- 第14 認定第 1号 平成25年度小笠原村一般会計歳入歳出決算の認定について（案）
- 第15 認定第 2号 平成25年度小笠原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（案）
- 第16 認定第 3号 平成25年度小笠原村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（案）
- 第17 認定第 4号 平成25年度小笠原村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について（案）
- 第18 認定第 5号 平成25年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定について（案）

- 第19 認定第 6号 平成25年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定について（案）
- 第20 認定第 7号 平成25年度小笠原村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（案）
- 第21 認定第 8号 平成25年度小笠原村浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について（案）
- 第22 認定第 9号 平成25年度小笠原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（案）
- 第23 民生委員推薦会委員の推薦について
- 第24 発議第 5号 地方財源の拡充に関する意見書（案）
- 第25 発議第 6号 「手話言語法（仮称）」の早期制定を求める意見書（案）

出席議員（8名）

1番	高橋研史君	2番	片股敬昌君
3番	一木重夫君	4番	鯨江満君
5番	杉田一男君	6番	池田望君
7番	稲垣勇君	8番	佐々木幸美君

---

欠席議員（なし）

---

出席説明員

村長	森下一男君	副村長	石田和彦君
教育長	伊藤直樹君	総務課長	渋谷正昭君
総務課副参事	鈴木敏之君	総務課 企画政策室長	樋口博君
財政課長	江尻康弘君	村民課長	村井達人君
医療課長	佐々木英樹君	産業観光課長	牛島康博君
自然管理員 専門委員	岩本誠君	建設水道課長	篠田千鶴男君
建設水道課 副参事	増山一清君	母島支所長	湯村義夫君
出納課長	菊池元弘君	教育課 課長補佐	大津源君

---

欠席説明員（なし）

---

事務局職員出席者

事務局長	セーボレー孝君	書記	菊池ひろみ君
------	---------	----	--------

---

◎開会及び開議の宣告

○議長（佐々木幸美君） おはようございます。

ただいまから平成26年第3回小笠原村議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時）

---

◎会議時間の延長

○議長（佐々木幸美君） この際、あらかじめ会議時間の延長をしておきます。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（佐々木幸美君） まず、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、5番、杉田一男君及び6番、池田望君を指名いたします。

---

◎諸般の報告

○議長（佐々木幸美君） 次に、事務局長より諸般の報告をさせます。

事務局長、お願いします。

○事務局長（セーボレー孝君） ご報告いたします。

村長より、平成26年8月25日付、小笠原村告示第12号をもって本定例会の招集通知があり、8月29日付で議案9件、報告2件、推薦の依頼1件、9月1日付で議案1件、9月8日付で報告1件、認定9件の送付がありました。

次に、教育長より8月25日付、村長より8月27日付で、それぞれ議会説明員の出席者の通知がありました。

次に、議長佐々木幸美君の出張等についてご報告します。

6月14日から17日、副議長鯉江満君が議長代理で議員4名とともに、硫黄島訪島事業に参加しました。

7月23日、東京都総務局行政部長、多摩島しょ振興担当部長、建設局道路建設部長へ挨拶に参りました。

7月24日、島嶼町村議会議長会臨時総会、東京都町村会、東京都町村議会議長会合同会議

に出席し、平成27年度東京都予算編成に対する要望活動を行ってまいりました。また、同会主催の「地方分権改革シンポジウム」に出席しました。

7月28日、議員7名とともに、小野寺五典防衛大臣一行来島の際、父島で開催の懇談会に出席しました。

8月4日、村長とともに、中島明彦防衛省地方協力局長に基地交付金等に関する増額要望、特定防衛施設周辺整備調整交付金に関する要望を行ってまいりました。

また同日、東京都町村議会議長会による平成27年度東京都予算編成に対する要望実行運動に参加してまいりました。

8月15日、議員4名とともに母島で開催の戦没者追悼式典に、また同日、副議長鯉江 満君が議長代理で議員5名とともに父島で開催の戦没者追悼式典に出席しました。

次に、小笠原村監査委員、稲垣直彦君及び池田 望君より、6月27日付、8月27日付で例月出納検査の報告がありました。

報告は以上でございます。

---

#### ◎会期の決定

○議長（佐々木幸美君） 次に、会期についてお諮りいたします。

本定例会の会期は、本日9月11日から9月19日までの9日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認め、本定例会の会期は、本日9月11日から9月19日までの9日間と決定いたしました。

---

#### ◎一般質問

○議長（佐々木幸美君） それでは、これより一般質問に入ります。

質問のある議員は、挙手をしてください。

---

#### ◇ 一 木 重 夫 君

○議長（佐々木幸美君） 一木重夫君。

○3番（一木重夫君） 3番、一木重夫です。

きょうは、小笠原諸島振興開発特別措置法とあと小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫

定措置等に関する法律、小笠原の根底をなす法律2本について、3月、6月の議会に引き続き一般質問をさせていただきます。

3月と6月の一般質問では、今後5年間の特別措置法の方針を質問しました。きょうは、5年後の法改正についてお伺いをいたします。

2018年、小笠原村は日本復帰50年を迎えて、大きな節目を迎えます。島の先人たちは、戦争、強制疎開、占領軍による島の接收、返還運動、復興、航空路の挫折という歴史的な苦難を経験してまいりました。現在は、世界自然遺産となった小笠原の地理的、自然的特性を生かし、その魅力を増進し、未来を見据えて次世代のために小笠原村をつくっていくステージにあります。先人たちの苦難の歴史を忘れてはいけませんが、苦難の歴史が残した問題や課題を次世代に持ち越してはいけないのではないのでしょうか。日本復帰50年は、復帰レジームからの脱却、新たな村づくりをするための大きな転換点となります。

そこでお伺いをいたします。

復帰50年の特別措置法のビジョンを伺います。特に、第1条に書かれてあります復帰の部分の取り扱いについて研究をしていただければと考えております。

残りは自席で質問をいたします。

以上です。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 一木議員のご質問に答弁をさせていただきます。

去る3月に改正されました特別措置法は、平成31年3月31日まで延長されました。その最終年度である平成30年度は、まさに小笠原諸島復帰50周年に当たり、5年後に改正・延長される特別措置法は、復帰50年を経た後の最初の法律となります。

次の特別措置法のビジョンというお尋ねでございますが、まずは、復帰当初の特別措置法や暫定措置法に規定された小笠原諸島への復興への道筋と50年の成果と課題を振り返る必要があると考えております。生活や産業などの基盤整備は相応の成果を上げてきていることは言うまでもございませんが、その一方では、旧島民の帰島問題、特別賃借権の設定や農地法の未施行、それらによる土地の権利の問題など、長い経過の中でその解決に困難を伴う課題も存在をしています。

また、時代の変遷や他の離島の状況に目を向けますと、離島振興法や奄美の特別措置法ではソフト事業の交付金が導入されたように、小笠原諸島においても本村の実態に即した特別措置法の仕組みも模索していかなければならないと考えております。

さらに、特別措置法の仕組みを模索する上においては、そもそも特別措置法が成立をしている根拠要因である「復帰に伴い」を規定から外し、新たな位置づけで小笠原諸島の特別措置法を成立させることも検討する必要があるかとは考えております。

5年後の法改正、延長に向け、まずは特別措置法による50年の経過を検証し、抱えている課題解決のために、どのような方策や交付金制度など新たな仕組みの構築などについても検討していきますが、いずれにしましても、特別措置法が本村の振興開発の基軸であることには変わりありません。復帰50年以降も本村の村づくりにさらに効果的で有益な法律となるよう、検討を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（佐々木幸美君） 一木重夫君。

○3番（一木重夫君） 今の村長の答弁の中で、「復帰に伴い」という第1条の規定の中に書いてある言葉、その言葉を外すことを検討すると今おっしゃっていただきました。これは非常に重要な発言を村長はされたと思っております。ぜひこの「復帰に伴い」という言葉を今後4年半の間に調査・検討を重ねてもらえればと考えております。

また、村長の答弁の中に、旧島民の帰島の問題ということがありました。この硫黄島の帰島の問題ですけれども、昭和59年5月に安藤元村長のコメントがございます。その中で安藤元村長は次のように述べております。審議会による長期間にわたる専門的、科学的な調査に基づく慎重かつ客観的な結論に対しては、これは帰島が困難であると判断した審議会の判断について、そのことはやむを得ないものであるというふうに考え、当村としては尊重せざるを得ませんというふうに述べております。また、当時の帰島は困難だというふうに判断した審議会は、その意見具申の中に、旧島民に報いる措置というのは本見舞金支給をもって完了するものとするというふうに述べてあります。

これらの帰島問題にかかわるこのような経緯、歴史的な経緯を踏まえた上で、現在の硫黄島の帰島問題がどのような局面にあるのかを教えてください。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） ただいま一木議員が引用されました安藤元村長のコメントということは、当時の審議会の結論を得て、村としてはそれをやむを得ないものであると、尊重せざるを得ませんという公式見解でございまして、もちろん私もそれを踏襲する立場にございます。

ただ、帰島問題、その後の見舞金のお話もございましたが、それで私は帰島問題が片づい

ているという認識は持っておりません。というのは、1つには、そういう国のことがあった当時、これは例えば遺骨収集について小笠原村が遺骨収集団に入っていないとか、全く現在とは経緯が違うところがございます。と同時に、村としてはそれは踏襲するものであります。硫黄島の旧島民の方の中に帰島をしたいというようなご意見がある間は、私もそういう声をきちんと受けとめていかなければいけない立場にあるというふうにも思っております。それが現在の行政に携わる村の責任だというふうに思っておりますので、帰島という問題を、一木議員がご指摘したような見舞金をもって終了するという、帰島という問題に対しての結論を出すということは私としては考えておらないところでございます。

○議長（佐々木幸美君） 一木重夫君。

○3番（一木重夫君） 私も硫黄島の旧島民と接する中で、涙を流されて帰りたいんだというお話、何度も伺っております。また、帰島問題は審議会の判断、あと見舞金等ありましたが、私もまだ終わってはいないというふうにそれは考えております。

ただ、一回けじめをつけたというふうに国としては認識しているとは思いますが、新たな展開があるのではないかなと思っております。硫黄島への帰島が困難だという理由は大きく2つありまして、それは、1つは生業が成り立たないという部分と、あともう1つは硫黄島の火山という部分ですね、異常隆起があるから。しかしそれは当時の昭和58年の判断であって、現在は、生業が成り立つのかどうかというのをもう一度検証できるのではないかと考えていますし、あと硫黄島の火山についても地質の専門書なんかを読み込んでみますと決して硫黄島の火山は危ないというふうには書いていないんですよ。硫黄島の火山というのはもう終末に向かっている、終わりに向かっていると。また、硫黄島の火山は今後も穏やかな状態が続くだろうというふうに専門書なんかを見るとそう書いてあるんですね。いま一度、もう一回検証し直す、そこで帰島のできるような形にしていくというのは今後ずっと先の話だとは思いますが、それはありだと私は思っております。ぜひ今後調査を続けて、この問題については当たってもらいたいというふうに考えております。

また、ちょっと細かい部分になりますけれども、特別措置法の中に譲渡所得税とか、あと不動産取得税の減免の措置がありますけれども、これについて実績、これまでどのような形でそれが適用されてきたのか、旧島民に対してその適用があったのか、その20年の実績についてお伺いをいたします。

○議長（佐々木幸美君） 総務課企画政策室長、樋口君。

○総務課企画政策室長（樋口 博君） 譲渡所得あるいは不動産取得税に関する特例措置の実績でございますが、これにつきましては、国土交通省が仕組み的には把握できる立場にあります。国土交通省に確認したところ、譲渡所得に関する特例措置につきましては、昭和49年に2件適用がございまして、それ以降は今まで実績はございません。不動産取得税につきましては、昭和53年までに22件の実績はございましたが、それ以降は実績がないという実情だそうです。

○議長（佐々木幸美君） 一木重夫君。

○3番（一木重夫君） 今の実績のお話を聞きますと、ここ最近はもうほとんどこの税制優遇については実績がないという部分が実態としてあるようです。

これらの状況も踏まえて、4年半後の法改正に向けては新たな今の現状に合った税制優遇措置なんかを検討してもらいたいと思っておりますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（佐々木幸美君） 総務課企画政策室長、樋口君。

○総務課企画政策室長（樋口 博君） 昨年、今回の法延長に当たって税制措置につきましても国ともいろいろな意見交換させていただきましたが、小笠原の実情に合った形の税制措置、それを次の法改正に向けて検討を進めていきたいと思っております。

○議長（佐々木幸美君） 一木重夫君。

○3番（一木重夫君） そのような形でお願いをします。

続きまして、暫定措置法について、復帰50年に向けた暫定措置法のビジョンについてもお伺いをいたします。

特にこの暫定措置法に規定されている農地法が今ストップしているということと、あと特別賃借権、土地の二重の権利構造について、これらの点を踏まえた上でビジョンをお伺いいたします。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） ただいまご質問いただきました暫定措置法のビジョンということでございますけれども、暫定措置法に規定してはまだ暫定措置のまま推移している主なものとして、ご指摘のありました農地法と特別賃借権の課題がございます。これらの問題は、過去、先人たちにより復興特別措置法の延長の機会や復帰20年などの機会を捉えて幾度となく当時の国土庁や農林水産省など国の関係機関と東京都において協議をされ、また国の振

興開発審議会でも議論をされましたが、結果、国の意思が決定されないまま今日に至っている課題でございます。なかなか解決に至らない背景には、硫黄島への帰島の問題、発生し得る補償の問題、農地法を適用した場合の対応など、個々の問題の解決の難しさのほか、それらの課題がそれぞれ関連していることから体系的な解決の難しさがあるものと考えているところでございます。

いずれにしましても、暫定措置法は復帰に伴う当面の間の各種法令適用の暫定措置を定めたものでありますので、50年という期間が経過しようとする現在の状況と照らし合わせ、その内容は見直されてしかるべきものでありますし、また課題そのものの解決には国の判断が不可欠であると考えております。村としては、過去の協議の経緯も踏まえ、これらの課題がどのように解決をできるのか、国に改めて検討を促すため、5年後の特別措置法の改正・延長に向けて村としても調査・研究をしていきたいと、このように考えています。

先般の振興審議会、傍聴されておられました。それから、それ以前も何回か一木議員も傍聴の機会があったと思います。いろいろな形でこれらの課題について投げかけはしているものの、なかなか具体的な解決といいますか、その方策が見出せないというのは、今答弁しましたように、それぞれの課題が複雑にリンクをして、なかなかえいやとはいかないような状況下でございます。ですから、今答弁を申し上げましたように、50周年という一つの区切りの中で私どももどういう形でこれが解決の道を見出せるのかということを庁内でも調査・研究をしていきたいというところでございます。その上でいろいろ国や東京都とともに議論をしてまいりたいと、このように思っているところでございます。

○議長（佐々木幸美君） 一木重夫君。

○3番（一木重夫君） 村長のおっしゃるとおりだと思っております。本当にこれは難しい課題でございます。調査・研究をやって、この4年半かけて検討していくべき課題だと思います。

個々のことについて伺いますけれども、そもそもなぜその農地法がストップしたままで適用にならないのかといいますと、この暫定措置法の第7条に農地法の施行の停止についてこのようなことが書かれてあります。その農地法が施行されるためには、旧島民が帰島をして土地を開発し、これを耕作の目的に供することができることとなるまで、それが実現できるまでは農地法は適用しないということですよね。それで、硫黄島の旧島民は帰島をしたくても帰島が困難だということがあるので、だからそのためにここで農地法の施行がずっととまったままだという背景があるわけですよね。結局、その問題の根底にあるの

は硫黄島の帰島の問題ということになるわけでございます。

どういふふうに解決したらいいんだろーという中であれこれと私も考えるわけですけども、昭和59年に東京都議会が意見書を国に出しております、この帰島問題について。その中で、田辺哲夫都議会議長名で各大臣宛にこのような意見書を出しております。それは、硫黄島の土地と特別賃借権を買い上げることというのが都議会の意見書として国に上程されてあります。このような動きがあるということは、国が土地と特別賃借権を買い上げることでこの土地問題の解決にこれはなるのでしょうか。その辺のところを伺います。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 多分解決というふうな言葉でくくることは難しいんだと思います。今、一木議員が例に挙げましたこの昭和59年9月29日、都議会議長、この当時、硫黄島は自衛隊の使っている一部のところだけが借り上げられておりまして、その方たちだけに特別賃借権が払われておりました。いわばほかの硫黄島全体の中では未使用、未利用のところは払われていなかったわけですから、旧島民の間に差が出てしまったわけですね、もらっている人ともらっていない人。そういう形の中での陳情・要望の結果がこちらだったというふうには私は分析をしております。

村は、その後、そういうことがあってはいけないということから全島借り上げということをやったときにやって、今は全島借り上げでございますので、その中で特別賃借権の権利を持っている方はそれに基づいて支払いを受けているということでございます、買い上げたからそれが解決になるかといいますと、冒頭答弁しましたように、解決ということにはなかなかならないのではないかとというのが私の思いでございます。

○議長（佐々木幸美君） 一木重夫君。

○3番（一木重夫君） 本当にこの課題は心情を含め複雑にいろいろなことが絡み合っていますので、これだからこうで解決できるという問題ではないと私も認識をしております。

このような都議会議長の意見書を今紹介したんですけれども、いろいろな事例が、いろいろなことがこの帰島問題については起きています。私もその一つ一つを歴史がどうだったのかという部分でこういったちょっと分厚い本なんかも見て、硫黄島の歴史の本なんですけれども、一個一個見ながらその検証をしているんですけれども、なかなか自分としても理解ができない部分もあつたりします。本当に難しい課題です。

この4年半で調査・検討をしていくということでございますけれども、本格的にこれを調査・検討するのはいつから始める予定でしょうか。

○議長（佐々木幸美君） 総務課企画政策室長、樋口君。

○総務課企画政策室長（樋口 博君） 問題が非常に難しい内容でございます。現在、担当課のほうで、何をどのように検討し、どんな方法でどんな関係機関とどのような場で検討を進めればいいのか、それをまず今検討中でございます。内部で検討するための資料作成も担当課で、同時並行で資料作成を進めております。できましたら、来年度から国、東京都等関係機関と協議が始められるように努力をしていこうというふうに考えているところでございます。

○議長（佐々木幸美君） 一木重夫君。

○3番（一木重夫君） 了解しました。来年度から本格的に検討をといるところなので、ぜひそのような形で進めていってもらいたいと思います。

続きまして、特別措置法の中でも小さくしか扱われてはいないんですけれども、航空路、交通アクセスの課題についてお伺いします。同じように、復帰50年に向けた航空路の方針についてお伺いをしたいと思います。

私は過去の村議会の中でも、現在のその1,200メートルの執行部が持っている案を目指す中で、その過程の中で、まずは陸上の部分から800メートルなり900メートルなりの防災空港をつくって、そこから1,200メートルを目指すべきではないかという発言を過去何度かしております。村長は復帰50年に向けた航空路の方針、どのようなものを持っているのか教えてください。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 航空路のことにお答えする前に、先ほどの暫定措置法のことなんですが、1つだけ私の所管といいますか、戦前、5つの村があつてその中に硫黄島、議論のありました硫黄島も村だったわけですね。それが返還になったのは、小笠原村として現状の形でございます。父島・母島合わせて、硫黄島も合わせて一村という形、ここに恐らく課題解決の難しさの根っこがあるんだというふうに思っています。それをどう解決できるかということ調査・研究したいということでございますので、その点一言だけ追加をさせていただきます。

航空路のお尋ねでございますが、航空路につきましては、復帰以降、村は東京都に対し空港の設置を要望してきた立場でございます。空港予定地の兄島、時雨山案が白紙撤回となり、平成14年度以降、村が独自に調査をし、一定の考え方を持って東京都に対峙した以降においても東京都に空港の設置を要望している立場は何ら変わっておりません。その延長

線上で航空路協議会やP I 評価委員会が立ち上げられ、確かに協議会自体はなかなか開催されていない状況でありますので、遅々として進んでいないようにお感じだと思いますが、そのための実務的な協議をようやくここ数年で始めたところでございます。わずかながら前に進んでいるというふうに感じております。村としましては、現在、東京都に検討を進めていただいている地方空港、旧第三種空港と言っていたものでございますが、その設置を引き続き要望してまいりたいと考えておりますが、従来からの考え方と変わらないところでございます。

一木議員ご指摘のまず防災空港、800とか900とかというものについて協議をしたらどうだというのは一つの考え方であると思います。今まで東京都が、今までの経緯の中で東京都が3つの予定地、1つが洲崎でございますが、それらの一定の方向づけを、結論ですね、いわば、今やっているものの。それを出すということがまず先決だと思っています、私としては。ですから、今案となっているものが実際に、具体的に言えば、ノーと言わせたくないということをずっと言ってまいりましたが、イエスかノーかの結論を得るときが必ず来ると考えています。次のステップというのはそれから先のことだと思っておりますが、一つの案として一木議員が指摘したようなこと、それからほかの方策がないかというようなことは絶えず私もはいろいろな腹案といえますか、二次的なことも考えていかなければいけないと、このようには思っているところでございます。

○議長（佐々木幸美君） 一木重夫君。

○3番（一木重夫君） 腹案として持っているというところですが、私も議員になって7年、もうすぐ8年がたとうとしていますけれども、東京都の動きを見ているとこのままではいけないというふうに感じております。どこかで判断をして今の状況に、言葉が失礼になるかもしれないですけれども、見切りをつけなければいけないのかなという政治的な判断を下さなくてはいけないだろうと私は思っております。今のまま東京都にずっと要望を続けて、この8年間でもちょっとずつしか進んでいない状況が続けるのか。ではその状況をいつまで続けるのか、その点について村長に改めて伺います。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 私の答弁に誤解があつてはいけませんので、ちょうどいい質問をいただいたと思っています。まず、国の定める航空法にのっとって民間機を飛ばしていただくということをお大前提に今までのことを、今の航空路の開設について東京都と協議をしてきたところでございます。したがって、まず基本的にそれを今方向転換するということはな

いということを申し上げました。それで、この結論を得るということですが、一日も早く。今やっていっているもので本当にできるのかどうかと。これは今まで何とか物にしたいということから、幾つかのハードルを越すためにいろいろな努力をみんなしているのに、なかなか遅々として、ハードルが高いために遅々として進んでいないという印象になるのかと思います。

私が腹案と言いましたのは、幾つかのこの航空法に、国の定める航空法にのっとったものがだめな場合ですよ。ほかで飛ばせる方法はないのかというようなことは、絶えず私どもとしては考える必要があるということを上げたわけでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木幸美君） 一木重夫君。

○3番（一木重夫君） その村長の言う腹案の中に、この間も父島に飛来をしてきましたティルトローター機、今民間でも開発をされています。2017年に型式証明もアメリカでとる予定になっています。このような新しい機材が出ている中、その方向性、ティルトローター機の活用ということは村長の腹案の中には入っているのでしょうか。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 過去の空港特別委員会の中でお話しした中にATR機ということを上げてきました。これは型式認定がされていなかったのが日本ではということが、型式認定される方向でした。それを利用すると言っていた会社が潰れてしまったためにこの話が立ち消えになるかなと思ったが、そうではありません。またATRを使って運航しようとする新たな会社がございまして、まず一つ、汎用機として実際に利用され、先ほども言いました航空法にのっとって小笠原に飛んで来られるようなものが望ましいというふうを考えています。腹案としては望ましいと、現実性があると考えています。今、議員の口から出ました垂直離着陸機、これとか水陸両用艇とか過去にもいろいろのことが出ましたが、こういうものに現実性があるものかどうかによって我々の持つ腹案の中にそういうものが加味されてくるのだらうと思います。

現時点では、私の腹案の中にそれがあるのかというお尋ねをされましたので、現時点ではティルトローター機ということを考えているわけではございません。

○議長（佐々木幸美君） 一木重夫君。

○3番（一木重夫君） 東京都はこのティルトローター機の案、小笠原の航空路でティルトローター機の調査をしているとお話を伺っております。なぜ村はその調査をしないのでしょ

うか。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 今の時点のことを、答弁を求められたと思いましたが、現時点ではないと申し上げました。先ほどから私が答弁している腹案というのは、何がここに航空路を開設するためにどんな方法があるのかというのは、絶えずその時代時代で、先ほど言いましたように水陸両用機が話題に上がったこともあります。今のようにティルトローター機がこれからの時代にそれが現実性のあるものとしてなるといえることは、わざわざ調査をすとかしないとかということをお願いするまでもなく腹案を持つべきだということ、そういうことに対して絶えずアンテナを張り、村としてはやっていくと。このように受けとめていただければと思います。

○議長（佐々木幸美君） 一木重夫君。

○3番（一木重夫君） 時間になりましたので、最後の質問になります。

村長に最後にお伺いしたいんですけれども、今日3つの課題をお伺いしました。私、冒頭に言いました、この苦難の歴史が残した問題や課題を次世代に持ち越してはいけないと、私はこのように思っておりますが、村長のご見解をお願いします。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 私も村長として、行政の長を担う立場に立ってやはり感ずるところは多々あります。行政的な課題では残したくないなというふうに思っています。今なかなか解決できないような問題でも、みんなで英知を合わせて次世代のものにそういうつけを残すことのないように頑張りたいなと思っています。質問の中にありました歴史的なことですとかそういうことはきちんと伝えていかなければいけない、こう思っているところでございます。

---

◇ 片 股 敬 昌 君

○議長（佐々木幸美君） 片股敬昌君。

○2番（片股敬昌君） 2番、片股敬昌です。今回、4点ほど質問をいたします。

最初の質問は、祝日の国旗掲揚についてでございます。

国際化が進む社会で、子供たちの自国と同様に他国を尊重する態度を培うことが大切と考えます。2020年の東京五輪では他国の多くの国旗を目にすることになります。そのことから、自国の旗になれ親しみ、他国の国旗への尊重の態度を培ってほしいと思っております。

ところが、旗日でありながらも職場は休みであることから国旗が掲揚されていないことが多く、国民の祝日である海の日に国旗が揚がっていたのは、民間では1社だけという寂しさでありました。国旗の常時掲揚をはじめ、祝日には村民がこぞってお祝いする村づくりができないものか伺います。

次、2点目でございます。少子化対策につながる母子の支援ということについて伺います。

民間では、働きたくても幼児がいることで働けない女性がいる一方で、出産後に長期休暇をとることが難しく職をやめざるを得ない場合もあり、結果として子供を持ってない状況になっております。出産後のある期間は、母子と一緒に過ごす時間を共有することが親子の成長に欠かせないものと理解しておりますが、このような立場にいる方をどのように支えるのか、また国全体としても大きな問題になっている少子化対策について村の取り組みを伺います。

3点目でございます。容器リサイクル法について伺います。

小笠原が世界自然遺産になったことから多くの観光客が来島されています。それはそれで大変ありがたいのですが、同時に大量のごみも島に残されております。現在の容器リサイクル法では製造元にほとんど負担がなく、段ボール、ペットボトルなどのごみが増えれば増えるほど自治体の負担だけが増えていくという現状と認識をしております。こうした現状を改善すべく自治体から国への働きかけ、そしてそれに伴う国また自治体の負担の軽減策として今当村が考えていることはあるのでしょうか。

4点目でございます。ふるさと納税について伺います。

自治体によりましては特典を用意することで、今までにない多くの寄附が寄せられているところがあります。当村としてもふるさと納税者の応援に応えるために、村独自の特典を用意することで世界自然遺産を守るための支援が広がっていくのではと考えます。ふるさと納税支援者拡大へ向けた今後の村の取り組みについて伺います。

以上4点、よろしくご答弁ください。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 片股議員のご質問に答弁をさせていただきます。

国旗掲揚についてのご質問がございました。

まず、平成11年9月8日に国旗及び国歌に関する法律が成立した際に、当時の小淵総理大臣は次のような談話を発信しております。

我が国の国旗である日章旗と国歌である君が代は、いずれも長い歴史を有しており、既に

慣習法として定着していたものでありますが、21世紀を目前にして、今回、成文法でその根拠が明確に規定されたことはまことに意義深いものがあります。国旗と国歌は、いずれの国でも国家の象徴として大切に扱われているものであり、国家にとってはなくてはならないものであります。また、国旗と国歌は、国民の間に定着することを通じて国民のアイデンティティーのあかしとして重要な役割を果たしているものと考えております。

今回の法制化は、国旗と国歌に関し、国民の皆様方に新たに義務を課すものではありませんが、本法律の成立を契機として、国民の皆様方が日章旗の歴史や君が代の由来、歌詞などについて、より理解を深めていただくことを願っております。また、法制化に伴い、学校教育においても国旗と国歌に対する正しい理解が促進されるものと考えております。我が国のみならず、他国の国旗と国歌についても尊重する教育が適切に行われることを通じて、次代を担う子供たちが国際社会で必要とされているマナーを身につけ、尊敬する日本人として成長することを期待いたしております。

私は、この談話を通して、国は、国旗は国家の象徴であり、祝日を国民が祝う際意思表示として掲げることを勧めているというふうに理解をいたしております。一方で、新たな義務を課すものでないということは、強制されるものではなく、みずからの意思で掲げることも示唆されていると、このように思います。確かに昔に比べ祝日に国旗を掲げる家庭が減っていることを私も実感をしております。村として何らかの方法で村民に国旗の掲揚を勧めるということは、義務を果たすものではないことからできがたいことだと思っておりますが、改めて議員の皆様から村民の皆様はこの大臣談話などを材料としていただきながら、国旗・国歌の意義を話し合ってくださいことは、みずからの意思による国旗掲揚に結びつくのではないかとこのように思うところでございます。

なお、官公庁については、祝日の国旗の掲揚に努めるよう通達を出している機関もございしますので、小笠原においては各機関こぞって国旗が掲揚されるようなお話はしてまいりたい、このように考えているところでございます。

ほか3つのご質問をいただきました。個別具体的なお質問でありますので、担当課長に答弁をさせます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 村民課長、村井君。

○村民課長（村井達人君） 乳幼児をお持ちのお母さん方への支援について答弁をさせていただきます。

就業している女性が出産した場合、その出産後の休暇につきましては、育児介護休業法に

より最長1年6カ月まで育児休業を取得することができます。育児休業の終了後、職場に復帰するには、祖父母、兄弟等の親族、ご家族の協力や保育所等の児童福祉施設を利用できる、こういうことが前提になろうかと存じますけれども、実際には各地域におきましてさまざまな問題を抱えているのが現状でございます。都市部におきましては、働かなければならないのに子供を預けられる施設が不足しているため、多くの待機児童がいること、また一方では、人口減少地域においては、少子化により保育所や幼稚園の統廃合が行われ、身近に預ける施設がないなど、就労や子育てにおいて多くの課題がございます。

このような現状に対応していくため、国では新たな子ども・子育て支援制度を打ち出しております。この支援制度の主なポイントは、認定こども園の普及を図ることにより、子育て世帯の施設利用の選択肢の幅を広げ、待機児童を解消すること、小規模保育所や家庭的保育制度の導入により、過疎地域においても必要な保育の提供を確保すること、一時預かりや放課後児童クラブ等の市町村の子育て支援事業の拡充、財政支援の強化などにより育児不安の解消を図ることとしています。これらの取り組みにより、質の高い幼児期の教育・保育を総合的に提供し地域の子供・子育て支援を充実させ、子育てがしやすい社会の実現を目指しております。

小笠原村におきましては、父島、母島の保育所のほか、社会福祉協議会への委託によるちびっこクラブや学童保育でありますとびうおクラブ等の子育て支援を行ってきておりますけれども、議員ご指摘のとおり、全ての年齢のお子さんを対象としているわけではございません。また、定期船の入出港に係る保護者の方々のお仕事、生活サイクルの状況などにより休日保育や一時預かりなどのニーズも増えてきております。村では現在父島、母島の保育園の建てかえ計画を進めており、建てかえ後の施設の機能、提供するサービス内容等を検討しているところでございます。

今後も子育て世帯のニーズの把握や地域の皆様の声をお聞きしながら、小笠原の実情に合った子育て支援事業を進めてまいりたいと、このように考えております。

○議長（佐々木幸美君） 建設水道課副参事、増山君。

○建設水道課副参事（増山一清君） では、容器リサイクル法について答弁をさせていただきます。

同法では、容器包装の製造・利用をする事業者に対しまして、ガラス瓶、ペットボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装の4種類の再商品化が義務づけられているところでございます。しかしながら、この義務は、本土向けに出荷するための前処理を終えて保

管するまでの費用が対象外であり、保管に至るまでのごみ収集、父島・母島間の輸送・選別・圧縮・梱包等にかかる費用は村の負担になっております。さらに、段ボール、紙パック、スチール缶、アルミ缶については、売却可能であること等を理由に義務の対象から除外されております。この除外品目のうち段ボールにつきまして、議員のご指摘のとおり、当村の負担が特に重く、昨年度は出荷費用に約500万円、売却収入が約100万円、差し引き400万円をかけて130トンをリサイクルしております。

村では、負担の軽減策として、自治体の出荷前にかかる費用と段ボール等のいわゆる逆有償品目にかかる費用について、国に対し、伊豆七島とともに町村会、東京都を通じて拡大生産者責任強化等の改善を要望しておりますが、進展ははかばかしくありません。しかし、今年には容器リサイクル法の見直しの年に当たっていることから、国においてはパブリックコメントを実施するなど、検討をされているところであります。

○議長（佐々木幸美君） 財政課長、江尻君。

○財政課長（江尻康弘君） 片股議員のふるさと納税につきましてのご質問に答弁をさせていただきます。

ふるさと納税につきましては、納税者が貢献したいと思う任意の自治体へ行う寄附金のごとでございまして、地方間格差や過疎などにより税収の減収に悩む自治体に対しての格差是正を推進するための新構想といたしまして、平成20年に創設をされた制度でございます。以後、全国で寄附金控除の申告がございました寄附金額、これはふるさと納税に限定したものではありませんけれども、平成21年度が約72億6,000万円、平成22年度が約65億5,000万円、平成23年度が約67億1,000万円、平成24年度が、こちらは東日本の震災の関係で被災地への寄附が多かったということが想定されますけれども、約649億1,000万円、平成25年度が130億1,000万円と増加傾向を示しているところでございます。

また、ご質問にございました寄附金額に応じました贈呈される地域の特産品や優待券などのいわゆる特典につきましては、各自治体の取り組みやお得度ランキング等を紹介する本ですとか、インターネット上にはサイトが登場をいたしまして、ふるさと納税を推奨しております。

当村におきましては、平成24年度から使い道の指定可能な寄附としてこの制度を導入いたしまして、2年間で441万9,500円の寄附をいただいております。片股議員ご質問の特典につきましてですが、導入の際に特には設けないこととして始めた経緯もございましてことから、領収書にあわせまして、お礼といたしまして絵はがきをお送りすることとおるの

が現状でございます。

○議長（佐々木幸美君） 片股敬昌君。

○2番（片股敬昌君） ありがとうございます。

祝日の国旗について答弁をいただきました。今年の7月20日、祝日の海の日には島内でどのくらい旗が揚がっているのかなと思ひまして、ずっと一通り見てまいりました。先ほども質問の中にも言いましたけれども、民間だけで1社だけという、非常に寂しい思いをいたしました。我々子供のころは町を歩くと国旗が揚がっている風景をよく目にしたものです。恐らく村長もそういう思いがあるんじゃないかと思うんですね、子供のころ。今日そうした風景が全く見られないというのは残念といいますか、寂しい限りと言うほかないわけですが、石川県中能登町というところでは、日本で一番祝日を祝うまちを目指そうということでやっているそうですね。それから大分県津久見市、ここでは市内の全ての小・中学校に国旗を毎日掲げるよう指導しているということだそうです。そのように国旗掲揚が広がりを見せている中で、小笠原は国旗を尊重するぜひ日本一の村になってほしい、そういう思いが実はあるわけです。

答弁の中で、国旗の掲揚を勧めるということは義務を課すものではないという総理大臣談話がございました。それをもとにできがたいということでしたけれども、当時の平成11年、国旗・国歌法が成立したそういった社会状況、政治状況ということを考えますと、当時は談話の中にそういう文言を入れざるを得なかったのかなという、個人的にはそう思うんですね。しかしあれから15年がたっておりますし、ほころびが出ている憲法も見直そうじゃないかという今はそういう時代になっておりますので、余りこの文言にとらわれる必要はないのではないか、そう思うところです。

さて、質問をしたいんですけれども、今後ろにありますが、日本国旗を見ることで我々は日本人であり、日本という国家に守られているということを感じるわけですが、また小笠原の村旗ですね、村の旗についても同じことが言えると思います。子供たちももう学校で常日ごろ小笠原村旗を見ておりまして、この村で生まれ育ち、そして小笠原村に支えられて、小笠原の多くの人たちから守られ支えられているということを感じていると思うんですけれども、この小笠原の村旗がいつ、どのような経緯でつくられたのかということにつきましてちょっと説明をお願いします。

○議長（佐々木幸美君） 総務課長、渋谷君。

○総務課長（渋谷正昭君） 村旗の絵柄でありますこの紋章が制定されましたのは昭和58年6

月25日でございます、そのデザインを使用して現在の村旗はつくられております。

経緯としましては、小笠原諸島返還15周年記念事業として広く全国からデザインを募集し、当時設置しました選考懇談会において、福岡県在住の女性のデザインが選ばれました。また、この紋章の意義としましては、円は太陽と円満と発展を表現し、小笠原村の頭文字である「小」の字と村民の平和、友愛を親子の小鳥、これは特別天然記念物のハハジマメグロをデザインに入れております。これで表現をされております。

○議長（佐々木幸美君） 片股敬昌君。

○2番（片股敬昌君） 私は最初、初めて小笠原村旗を見たとき、真ん中の3つを見まして、小笠原の「小」という字をかたどっているなとかすぐわかりましたけれども、あの3つが何を意味するのか最初わからなかったんですね。海の底にある砂地から顔を出している、何ていうんですかねあの生き物、あれかなと思いながらずっとわからないまま今日までいたわけです。今説明を聞きまして、ハハジマメグロからきているのかと初めて今知った次第です。

先ほど質問をしましたが、7月20日の海の日についてでございますが、小笠原は海に囲まれて、漁業はもちろん、イルカ、そしてクジラを求めて多くの観光客が小笠原に訪れてくれているわけですが、その海の多くの恵みを小笠原は受けております。さらにはこの小笠原の近海では海洋資源ですね、鉱物資源が多くあるということが見つけられておりまして、将来的には小笠原が海洋政策の推進基地になるだろうというふうに思われます。海の日は、まさにそうしたことを考えますと小笠原のために設けられた祝日のような、そんな気が個人的にしておりますが、この祝日を小笠原として、もう少し、村民、観光客が喜び合えるような一日になれないものかなというふうに思っておりますが、その点いかがでしょうか。

○議長（佐々木幸美君） 産業観光課長、牛島君。

○産業観光課長（牛島康博君） 海の日についてでございます。海の日は、海の恩恵に感謝し、海洋国日本の繁栄を願う日として平成8年に国民の祝日として制定されてございます。

小笠原は漁業や観光などまさに海の恩恵を受けておる場所でございます、その意義を考える大事な祝日であると考えてございます。ただ、その日に何か特別なことができるかについては、また関係機関とご相談させていただきたいと考えております。

○議長（佐々木幸美君） 片股敬昌君。

○2番（片股敬昌君） よろしくお願ひしたいと思います。ぜひ海の日が小笠原にとって格別

な日となることを願っております。

少子化対策についての答弁をいただきました。お母さん方からいろいろな要望が村民課のほうにも届いているということ、それも村も承知しているんだなということはよくわかりました。保育園の建てかえ時にお母さん方のそうした細かい要望に沿った支援をしていく、そういうことでしたので、期待をしております。

今年の5月でしょうか、全国知事会で非常事態宣言というものが実は出されているんですね。それはなぜかといいますと、もうご存じのように、少子高齢化ということがもうかねてから言われておまして、若い人たちが大都会へ集中して流れ込んでいく、そして地方ではお年寄りだけが残された寂しい地方が生まれてくる。そうしてくると自治体自身も力を失っていく、やがては自治体自体が存続できないような事態ということも考えられてきているわけですね。そういうことで、では少なくなった労働力をどうしようかということで、外国からそういう人材を求めるということになると、恐らくアジアからは今中国の人たちがたくさん来られるだろうと思います。それからイスラム圏の人たちも当然来られるでしょう。いろいろそういうことを考えますと、人種問題であるとか治安の問題であるとか、宗教問題だとかいろいろなことが日本の将来において懸念される、心配されることが出てくると思うんです。

そして、いろいろな問題がある中で、今回安倍改造内閣で人口減少、高齢化対策を専門にする地方創生大臣が誕生したわけです。その意義をどう捉えているのか、また大都会への人口流出を防ぐためには地方が魅力のあるところでなければならない。そういう視点から、村長、これからの村づくりについてどのようにお考えか伺います。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） ご質問にありました地方創生担当大臣ができたわけでございますけれども、今回の改造内閣の最大のいわゆる課題の一つであったと思います。元気で豊かな地方の創生実現のため、地域経済の活性化はもちろんのことながら、人口減少や超高齢化といった地方が直面する構造的な課題に取り組み、若者が将来に夢や希望を持つことができる魅力あふれる地方をつくり上げるというその考え方というものは、地方創生において大変重要な立場であると、このように考えているところでございます。

本村におきましては、おかげさまで人口は微増でございますけれども増加傾向にありまして、子供の数を見ましても少子化という悩みがあるわけではございませんが、この島を選び、この島で子供を産み育てていくという若い世代の方々の悩みやニーズにできる限りお

応えできる支援をするということは心がけていきたいと、このように考えております。

先ほど国旗のところでも申し上げましたが、私が目指す村づくりの基本的な考え方の中に、強制ではなくて、人を思いやる心ですとか敬老の精神、長幼の序、それから国旗の掲揚におきましても、これらが自発的にそういうふうな気持ちになっていくような醸成をしていくのが私たちの役目なんだと私はこう思っております。そういう意味で、この精神を持ち続けながら子供たちにそういう、また大人の皆さんにもそういう思いや心が通じ合えることを目指しまして、安心して暮らしのできる村づくり、温かい心を持った人たちが育っていくような村づくりを目指して頑張ってまいりたいと、このように考えているところでございます。

○議長（佐々木幸美君） 片股敬昌君。

○2番（片股敬昌君） ありがとうございます。

私は戦後のベビーブームに生まれたわけです。当時を思い出しますと、もう本当に教室に入り切れないぐらいびっちりいまして、すき間から隣の教室が見えるくらいのところで育ってきたわけですがけれども、では当時のお母さんの子育てということを考えますと、3、4人いる家庭はざらで、5人、6人というところもたくさんありましたよね。では当時のお母さん方は子育てがいろいろ大変で、いろいろな苦情が出ていたのかということでは決してそういうことはなかったと思うんですね。では現代は昔と比べてどうなのかと言えば、現代のほうがはるかに物質的にもいろいろな面で豊かになっているし、支えもあります。

今、少子化対策ということで、私の個人的な考えから言いますと、国からの支援あるいは村からの支援、それも当然大切なことかもしれませんが、昔のお母さん方の子育てのあり方、子供を育てる喜びというものは、前にも質問の中でちょっと言ったことがありますけれども、イザベラ・バードという方、世界を旅した方が日本の奥地を旅して感じたことを語っておられるわけですが、日本の民族ほど子供をかわいがり、育てることを喜びとする民族は見たことがないとおっしゃっていた。やっぱりそういうことを取り戻すことが本来の少子化対策の解決の鍵なのではないか、個人的には思っているところです。

この少子化問題について村民課長ともいろいろ話をいたしました。その中に、私は古い人間かもしれませんがということでいろいろお話を聞きまして、すばらしいなと思ったところがあるんです。それは先ほど言いましたように、基本的なことはお母さんが子供を育て

るその喜びというものをどう育てるのかということだと思えます。今年の何月何日か忘れましたが、子育て支援で内地から2人の指導員の方が来られました。福祉センターで、子供たちの指導、お母さん方の指導の様子をちょっと拝見させていただきました。それを見ていると、子供が音楽に反応して踊ったりしている、あるいはタオルケットに子供を乗せて引っ張って歩くと非常に子供が喜んでいる姿等々を見ながら、お母さん方が子育てする喜びというものがああいう中で幾分なりとも感じる事ができたんだなと思っています。

村民課長にちょっとお尋ねしたいんですけれども、こうした子育て支援制度、お二人今回来られてやっていました。これは来年も続けてやっていただけるのでしょうか。

○議長（佐々木幸美君） 村民課長、村井君。

○村民課長（村井達人君） 片股議員ご覧いただいたということなんですけれども、内地のほうからそういった専門の講師の方と音楽療法といいますか、そういったことを専門にしている講師を招いて行っているんですけれども、年に2回、継続した事業としてやってまいりました。来年度以降につきましても年2回ということで継続して事業をしていく予定でございます。

○議長（佐々木幸美君） 片股敬昌君。

○2番（片股敬昌君） 大変すばらしい村の支援だというふうに思っています。これからも継続してぜひよろしく願いいたします。

次に、容器リサイクルについての質問でございます。

国への働きかけに対しまして、国がどういう動きなのかということについて答弁いただきました。パブリックコメントを実施するというので、今実施されているということですね。そして、容器リサイクル法見直しの時期になっているということなので、どのようになるのかちょっと注意深く見ていきたいと思うところですが、容器リサイクルにかかる自治体の負担軽減の対応の中で、以前この容器リサイクルと生ごみリサイクル等のための中継施設を屏風谷に計画中と、このように聞いておりました。その後の状況についてどうなっているのか伺います。

○議長（佐々木幸美君） 建設水道課副参事、増山君。

○建設水道課副参事（増山一清君） 父島の中継施設につきましては、父島クリーンセンターの焼却炉延命ができていっている間に、今の単純焼却にかわる中間処理方法への移行が必須であることから、プラスチック製容器や父島の生ごみ等の資源化による焼却処理量の大幅削減

をするため、今期の振興計画における整備を予定しております。

整備に向けたソフト面の準備としまして、プラ製容器につきましては試験回収を、また生ごみにつきましては、昨年度東京都の補助を受け、生ごみの飼肥料利用促進事業としまして、主に事業系の生ごみとそれに関連する伐採草木の有効利用にかかる機材の整備や、洲崎減容試験場の場内整備などを先行して実施しております。

また、計画適地として想定している屏風谷につきましては、地権者や関係各所との整備に向けた課題整理等をしているところであり、真に持続可能な、世界遺産の名に恥じない循環型社会構築に向け準備を進めております。

○議長（佐々木幸美君） 片股敬昌君。

○2番（片股敬昌君） リサイクル率についてちょっとお聞きしますけれども、大島からこちらに至るまで、伊豆七島等あるわけですが、このリサイクル率という視点から見て小笠原はどの程度の基準にあるのでしょうか、何番目ぐらい。

○議長（佐々木幸美君） 建設水道課副参事、増山君。

○建設水道課副参事（増山一清君） 世界自然遺産ということもございますけれども、循環型社会を構築しなければいけないという基本的なスタンスから、リサイクル率の向上に向けて努力をしております。

今、議員ご質問の伊豆七島に比べてというお話でございますけれども、頑張ったかいがありまして、現在34%を超えております。他の伊豆七島につきましても頑張っておられるようですけれども、今のところ小笠原村が一番突出しておるということは、頑張っているあかしかなというふうに担当課としては考えております。

○議長（佐々木幸美君） 片股敬昌君。

○2番（片股敬昌君） 大変すばらしいと思いますね。焼却型減容には限度があるという先ほどの答弁でございました。ごみを回収、分別、整理する、それに当たって、それにかわる中間処理施設が急がれているということでございました。なるべく燃やすごみを減らしたい、極力もうゼロにしたいということでこの中間処理施設の整備が急がれているわけですが、こういう施設を村が危機感を持って整備したいということでありますので、これはもうぜひ力強く進めていただきたいと思います。村の人たちもこれは理解いただけるものと思います。

また、ちょっとこの場をおかりして申し上げたいのは、そうしたごみの減量化に向けて協力してくださっている方々もおります。この場をおかりしてお礼を申し上げたいと思います。

次に、ふるさとのいろいろな特産品等々を設けることによりまして寄附金を多く集めようという自治体がたくさんあるわけですが、こうしたことをインターネットで調べてみましてもかなり過熱しているということは、私も感じております。米を出すとか肉を出すとかということで、余りにもこれちょっと過熱し過ぎているなという思いがあるわけですが、特典のこの性格というものは、もともと寄附をいただいた方へのお礼でありまして、心のこもったものであれば、たとえ少額であっても喜んでいただけるものというふうには思います。

今お話を伺いますと、お礼として絵はがきが送られているということでございますけれども、個人的にはもう少し何かプラスがあってもいいのではないかなというふうに感じているところです。個人的な感想で言えば、小笠原に来られたときのバスの無料乗車券であるとか、おがさわら丸船内で利用できる無料のコーヒー券程度のものがあればさらに喜んでいただけるのではないか、そんなふうを考えているところなんです、いかがでしょうか。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 議員もおっしゃっていましたが、特産品等の特典を用意して寄附をしていただくというのは、やっぱり本来の制度の趣旨には合わないことだというふうにまず考えております。

その上で、当村のふるさと寄附につきましては、1つとして世界自然遺産などの環境保全の推進、2つ目に福祉施策の充実、3番目に教育、文化活動及びスポーツ振興という主に3つの使途に役立たせていただいております。その上で、このような趣旨に鑑み、今議員からもご提案いただきましたようなことを参考にしながら、またPR等もして、小笠原らしい、寄附していただいた方に報いるようなことを考えてまいりたい、このように考えているところでございます。

○議長（佐々木幸美君） 片股敬昌君。

○2番（片股敬昌君） 今、PRも含めて検討をしていくというお話でした。これを大いにやっていただきたいと思うんです。特に今外来種問題で世界自然遺産、危機的な状況にあるわけですので、小笠原のよさというものをPRすると同時に、こうした情報もより多く発信していただいて多くの理解者、賛同者を得る。それによって、それが寄附にもつながっていくんだろうと思います。こうした情報発信、今後も大いにやってくださるようというふうに思うところです。

以上で私の質問を終わります。

---

◇ 高橋研史君

○議長（佐々木幸美君） 高橋研史君。

○1番（高橋研史君） 1番、高橋研史でございます。

本日は村政についてという見出しで質問を用意しておりますが、その前に2点ほど質問とは関係ないことで、この席上でちょっと話させていただきます。

前回ですか、2定のときに、小学校教科書選定が迫っているというところで、公開について教育長に対してお願いしたところでありますけれども、このたびの村民だより並びに村のホームページにもその経過がしっかりと公開されておりました。粛々と選定作業をしていただいて、なおかつその過程について公開されたことについてお礼申し上げます。今後とも前向きな教育行政の推進に当たっていただくよう、私からもよろしくお礼申し上げます。

それともう1点ですけれども、7月28日、小野寺防衛大臣がオスプレイに搭乗してこの父島に来られました。警備に際しては、警察署の皆さん、あるいは自衛隊基地の隊員の皆さん、海上保安庁並びに村の職員の方々、大変ご苦勞をかけました。当初、何かあるのではないかというような心配もしていたんですけれども、平穩のうちに大臣をお迎えして、オスプレイをお迎えしてお帰りができたということに、皆様のご尽力に、議会として決議案に賛成した立場からお礼を申し上げたいと思います。

また、反対運動が目に見えてなかったとはいえ、この村内にはいかなものかというような反対意見並びに不安を訴える方もいると思います。私は賛成の立場として、オスプレイ賛成の立場として何とかこれを急患搬送あるいは島の防災のために生かせないかということで、そういう不安を抱える人たちに対しても今後ご意見を聞きながら、何とか島の安全・安心のために活用できないかという道を探っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、長くなりましたけれども、村政ということについて質問させていただきたいと思っております。

森下村長、3期目も1年を切るところになりました。我々議会ももうあとこの議会を入れて3回で我々の任期も終わるわけです。そういった中で、村長にあってはこの4年間、今までの最後の締めくくりというか、と同時に、この3期を積み重ねてきたこの政策の締めくくりの時期を迎えます。それと同時に、村民の評価もいただくような時期を迎えます。

この議会にあってもそうです。我々は村民のためにいかに役に立てたかというような評価もいただく時期が近づいております。

こういった中で、この議会始まる前に、全員協議会という場で村から平成27年度以降の東京連絡事務所の体制なども含めた組織とか人員体制、または返還50周年記念事業に対する体制などの事前説明を受けたところであります。そして村内は、世界自然遺産登録から3年たって、遺産効果もどうかなというような時期に差しかかっておりまして、確かに世界自然遺産については本当に私はおかげさまという考えを持っております。先般も村長と立ち話をしたときに、おかげさんでというお話をしました。T S Lがだめになったときのあの暗黒のような時代を考えますと、この世界自然遺産というものに村も救われて、私自身も救われて、多分村長も救われたと思うんですよ。本当におかげさまだと思っております。

そういう状況ではありますけれども、世界自然遺産も今後どうなるかなという不安さかの不安も村民の中に出てきております。具体的には、村内情勢を見聞してみますと観光業は、世界自然遺産登録から3年を経過して若干ではありますけれども観光客数は減少に転じております。夜、飲食店、たまにのぞいてみますとそんなに観光客来ないんだよなということです。それと、宿泊施設あるいはガイドさん、増加しましたね。宿泊施設もこれからもまだまだ増加するようでございます。今減少に転じている中で受け皿が大きくなって、果たして皆さんこのまま共存して生き残っていけるのかなというような不安も出てきております。それと建設業を見てみますと、振興事業費も右肩下がりでしょうか、そういう理由があるのかどうかわかりませんが、互助と連帯といいますか、そういうような意識のもとで協力し合うというよりも、何か業者間にきしみが生じているような状況も私見聞しております。

また、農林水産業、農業に関しては、先ほども出ました農地の問題とか、あるいは不在地主の問題、こういう長年の懸案が片づかないで、農業は少しはよくなったといえますけれども、本当に農業で所得税払って食べていける人が何人育ったかという、まあそれほどでもない。そして水産業も、年によっては漁獲量の多い少ないというものもありますけれども、このところの油の値段、原油の値段によって燃料費が上がって、それに伴っていろいろなものが上がってきます。そうしますと、経費が上がってきて、魚をとっても、それほど、前のようなもうけが入ってこないというような状況もあるようです。

それと、何とかこれから明るい未来がないかなということで、村も総合計画の中に海洋開発を担うような役割を果たせていけたらいいなということで、沖ノ鳥島、南鳥島、これに

着目したわけですが、この工事もどうなのでしょう。今のところ村を素通りしているような形で、果たしてこのまま小笠原が、先ほど片股議員の質問にも海洋開発の拠点になりますと言っておりましたけれども、私はこのままではならないと思うんですよね。ちょっと危機を感じているんですけれども、これらの現状について村長は今どのような認識をお持ちでしょうか。まずそれを聞かせてください。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 高橋議員のご質問に答弁をさせていただきます。

冒頭、高橋議員の質問の前にありましたように、3期12年目ということで、考えてみると本当にあつという間でもございました、今でも。ああもう1年を切ったんだなという中では、ご質問の中でも出てきましたが、T S L就航断念、たまたま、つい先日、T S Lが解体されるということで、フライデーという雑誌にT S Lが載っておりまして、ああ、ある意味感慨深くその写真を見たところでもございますが、解体をされてアルミだけが売られるということでございました。T S Lが就航するということが島内でも期待がありまして、いろいろ設備投資をした方とかいろいろあって、本当にあの折の苦労は今も考えると本当にいい勉強をさせていただいたなということと、少し人間としても一回り成長させていただいたのかなと思うところもございます。

そのような中で、高橋議員の中から村内の経済状況どうなんだろうと、村長はどう考えるかというお尋ねでもございました。楽観はしているわけではございません。いつも厳しい状況にあるなど、特に1,000キロ離れた離島でもございますので思います。

ただ、一つ一つつぶさに見てみますと、一次産業でもございますが、父島・母島の漁業協同組合それぞれ黒字の決算を出していただいております。お話にもありました、農業、農産物の生産も増えていると。それから世界自然遺産の登録に伴う観光客の推移でもございますが、やはり一時期にぐっと増え、その後はある程度のところで落ち着くだろうという推察をしておりましたが、ほぼ推察どおりのところではないかなというふうに思っています。これを前々から申し上げておりますが、いかに安定的に継続をしていくのかというところにいろいろな手だてをしなければいけないなと思うところもございます。

また、観光客の増減に伴う島内の例えば飲食店、宿泊業、それぞれ私は低調であると、一般的には低調であるとは思っていないんですが、個々のそれぞれの差はあるんだろうと思います。なぜ低調でないというふうに判断しておるかとお申しますと、議員のご質問の中にもありましたが、これから新たに宿泊業をやろうとかそういう人たちがいるということ、

設備投資をしていこうという意欲があるということですね。それは、それぞれの立場でやはりそういう前向きな考え方が出てくるということは明るい兆しなんだろうと思います。私どもがやらなければいけないこと、できることは、そういう見通しの中で公の立場として全体の経済の活性化を促すためにどれだけのことをしていくことができるのか、そしてそういう新たに設備投資をする、また起業するという人たちが増えるような行政的な支援、そういうものができるようにやっていくことが肝要なんだろうなど、こう思います。

その上で、前から申し上げておりますが、来島者数を増やしていくと。これは観光だけに限らずいろいろな環境関係の事業もそうですし、研究者をお招きすとかそういうことを含めて来島者数を増加させていくことが村内経済の活性化に結びついていくと、このように思っているところでございます。

○議長（佐々木幸美君） 高橋研史君。

○1番（高橋研史君） 村長、ここからは特に筋書きがないということで事前の打ち合わせもしておりませんでしたけれども、私も当初質問、ちょっとソフトに変えましたので、特に何かこれとこういうものを挙げて無策ではないかという指摘をするつもりはありません。何か生み出せるような議論が残り時間でできればいいなと私は思っておりますので、よろしくお願いいたします。

村は世界自然遺産になりまして、今後來島者数は、世界自然遺産を迎えて世界自然遺産になりそれを過ぎてどうなるんだろうかというような、多分というよりも確実に見通しを立てていたと思います。それは質問通告をしたときにお伺いしましたので文書に来ておりますから、なってからある程度たったら少々の落ち込みはあるだろうと、これはいたし方ない。それがどこまで落ちるかというよりも、その落ち込みを少なくしてなるべく、先ほども村長答弁にありましたように、落ち込みの少ない状態でキープしてそれを保っていきたいと。

そういう考えに基づいて、そういう予想に基づいて観光施策等、例の東京観光局ですか、人員等も増やしたところでありますけれども、もうちょっと先、これから、今もお話にありましたけれども、新しい宿をやるという方、設備投資しようという方、あるいはガイドをやるという方、お金も借りています。その借金というのは5、6年ではないでしょうね、10年、20年という長いスパンで返していかなければいけない。それを、投資をもう一回自分のもとに戻ってこなければいけない。それだけの期間がかかるわけですよ。どのくらいの期間をもって予想しておりますか。この後平成28年度には、新しいおがさわら丸

も走ると聞いております。そんな中も多分加味していると思いますけれども、どのくらい  
の予想を立てているのでしょうか。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） T S Lの就航断念の後、おがさわら丸の採算分岐点というのはどの辺  
にあるのかということで、乗船客数2万5,000人という具体的な数字を船会社からもいただき  
まして、それを目指して頑張ってきました。運航会社が少なくとも赤字にならないぐら  
いのお客様に、乗って来島いただくことが村内経済の安定化につながると思っていました  
ので、具体的に2万5,000人という数字を大体目標にしてやってきたわけでございます。

世界自然遺産になる前、平成22年ですが、観光客数で言うと、乗船客数とはちょっと違  
いますが観光客数で言うと平成22年度が1万3,500人ぐらいです。そして平成23年度、これは  
もう世界自然遺産にほぼなるだろうということもあったときですが、これが2万1,850人、  
大体2万2,000人ぐらい、そして平成24年度、直後の本当に来島客数が増えたときは2万  
2,000人ぐらいですね。今、手元におがさわら丸の乗船客数が出てきましたが……

（「細かい数字はいいですよ」との声あり）

○村長（森下一男君） いいですか。そういうことで、大体登録前の1.3倍から1.5倍ぐら  
いはなるのではないかとということでほぼ予測どおりの結果が出て、直後には2倍近く数字が  
いったことがございます。私は大体登録前の1.3倍ぐらい、これ通年ですよ、年間を通して。  
それから極力閑散期がないこと、一年を通してコンスタントにお客様に来ていただけるよ  
うなことを目指してまいりました。

これからですね、これから先なんです、1.3倍ぐらいの数字を維持していくことを目指  
しております。そのためにおがさわら丸の新造船ということも、世界自然遺産の後の新たな  
お客様のニーズに応えるということを重きに置きまして尽力をしてきたところでございます。

○議長（佐々木幸美君） 高橋研史君。

○1番（高橋研史君） 先ほど観光客も落ち着いてきたとおっしゃいました。「落ち着く」と  
いう字をちょっと考えてみてください。落ちて着くんですよ。いやちょっと落ち着いても  
らっても困るなという意識は一次産業、観光業者としても思います。

それで、2万5,000人がおがさわら丸の収益の分岐点だと、それを考えて2万5,000人を  
目指したとおっしゃいますけれども、小笠原海運の経営ではなくて、島民で、島内でこれだ  
け観光業者がいて、観光に従事して、これで食べている方がいるので、これだけの人数が  
ないとだめだという考え方はお持ちではないんですか。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 誤解があるとあれなんです、小笠原海運のことを思って2万5,000人ということではないんですよ。小笠原海運が採算をとれるぐらいのものであれば、当時の村内のことは十分やっつけていけるなというのが私の考え方でございます。

それと、基本的に村が、行政があれをやってください、これをやってくださいと民間の方をお願いするわけではございません。先ほども申し上げましたけれども、我々は総体的に村内の、経済活動を活性化させることによってそういう民間のやる方が出てきてくれる、いただけることを目指していくということでございます。今現状、何人、観光をやられておられる業者がこれだけいるからこの人たちを食べさせるために村が何かをするということは、公の立場として当然その方々の利益になるようなことを個別ではなくて、個別ではなくて考えていく。当然そこは私も考えております。

ですから、さっきの数字のことに戻しますと、小笠原海運が黒字になるぐらいの数字の来島者数があれば村内の経済はきちんと回っていくと、そのような判断をしていたわけでございます。

○議長（佐々木幸美君） 高橋研史君。

○1番（高橋研史君） 余り観光のことに時間使うと次ができなくなりますので、変えましょう、この程度で。

先ほど沖ノ鳥島、南鳥島のお話も出ました。村は基本構想ですか、3,000人を目指しております。あと500人何とか増やさなければいけない。自然に増えていって3,000人になればいいなというような表現にも見えるんですけども、あと500人というかなりの大きな産業がないと500人食っていけないと思うんですが、そういった中で沖ノ鳥島、南鳥島、あそこに大変貴重な資源があるというものがわかって、村もあそこを基点とした、あそこを開発の基点となるような、将来村が、小笠原村が役に立てばいいなということでそういう意思も示しておりますけれども、現状を見てみますと、あそこに沖ノ鳥島、南鳥島両方合わせて1,000億円というお金を使って、5年間ですか、栈橋をつくったり何だかんだ整備するんですけども、小笠原として何もタッチできていないんですよ。1,000億円ですよ。何かうまく、まあ下世話な話ですけども、そのうちの1%と言えば10億円ですよ。何か小笠原にも事業が、恩恵がないものかなと私はすごい悔しい思いをしているんですけども、村長いかがですか、この点については。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 私も同じ思いです。以前議会でお話を、答弁をしたことがあると思いますが、この工事をやるに当たって国の工事ですから工事そのものの計画とか立案等々に私ども村が口を出すということはできないわけでございますけれども、せめて長期にわたる工事の間、小笠原において工事関係者の休憩なり、休憩とかそれから食料とかそういうことも当然必要になるわけですから、島内業者から購入していただけないかというようなことも申し入れをいたしておりました。残念ながら実現をしていませんので、本当に悔しい思いをしております。

それにはそれなりの、また工事をやる上での事情もございまして、結局距離があり過ぎるんですね、一言で言うと。だから沖縄のほうから行ったほうが、沖縄まではエアラインがあつて小笠原と比べたら大変交通アクセスもいいとかあるんですが、いろいろ申し上げてもそれは本当に実現できなかったことの申し開きみたいになりますのであれですが、本当に悔しい思いを私もしております。

○議長（佐々木幸美君） 高橋研史君。

○1番（高橋研史君） いや村長もここを基点としなかった理由をご存じだったんですね。日本で有名な大きい建設会社はその工事のために大きなクレーン船を持ってきて、この前も事故がありましたけれども、あの写真に出ていた船ですよ。あれここにも来ましたよね。あれをここに基点として運用して宿舎もつくって運用するんだということで、いや私期待しました、村長も期待したでしょう。いやあこれはついに足がかりができるなど。ところがふたをあけたら、いや最近来ないなど。事情を聞いたら、沖縄のほうで遠いんだ、300キロだとか200キロ遠いですよ、ここよりも。でもあえて時間かけて向こうへ行った方が、向こうは陸地に着いたら空港があるから東京でもどこでも行けるから向こうを基点にするんだと。いやあ沖縄にまた持っていかれたかと私は思いましたよ。ええ、悔しいですね。

そういった中でもまだまだ諦めちゃいけないと思うんですよ。そういった意味で私は総務委員会でも沖ノ鳥島、南鳥島、議題に上げていただいて毎回毎回報告受けるようお願いしております。これはなぜかという、行政間同士の話ができるんですよ、今どうなっているか、どうなっているかという、それはつながっていくんですよ。そういった中で、いろいろなつながりがある中で、例えばこの海洋行政。政治の中で詳しい先生とかかわっていますか、わかりますか、すみませんが。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 海洋行政に詳しい方で、新たにそういう方のところに足を運んだということはありません。ただ、今までいろいろのことでご相談をしている国会の先生方は大変多くおられます。国会の先生方という意味におきましては、国土強靱化法の座長でありました二階先生を筆頭に、国土交通省の役人の経験の方とか、そういう方々にいろいろの問題ではお知恵をかりているところでございます。また、もう一つ、民間の方でございますが、東海大学の山田先生、これは議長ともども私どももお会いしているんですが、そういう方の英知も拝借をしながら、こういうことに今後も努めてまいりたいと、そのようなことをやっているところでございます。

○議長（佐々木幸美君） 高橋研史君。

○1番（高橋研史君） 答弁、簡潔でいいですから。すみません、樋口室長、突然ですみませんが、役所の方と、いろいろお話をしていると思うんですが、何かこの先生がというようなそんなのを耳にしたことはありますか。

○議長（佐々木幸美君） 総務課企画政策室長、樋口君。

○総務課企画政策室長（樋口 博君） 特定の国政の先生という意味では行政の中で特段出てきておりませんが……

（「結構です、わかりました」との声あり）

○総務課企画政策室長（樋口 博君） はい。

○議長（佐々木幸美君） 高橋研史君。

○1番（高橋研史君） 私もちょうと確認していないんですけれども、先般ここに来られた小野寺防衛大臣、今もう代わりましたけれども、あの方もたしか水産大学出でこの海洋法等を政府の中に対応部局をつくる時にかなりご尽力した方ではないかと聞いておりますよ。ぜひともそういう方の力をおかりするべき時期が来ているのではないかと思うんですけれども、村長そう思いませんか。もうこれだけ沖繩に持っていかれて、持っていかれて、たまたま1つ持っていかれただけですけれども、いやこれには明るい未来がかかっていると思うんです。だから私大きな力を入れて言うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 率直に私もそう思っていますよ。ゆえに南鳥島はマークする、議会も私も。まず、今までそういう状況になかったのに行けたということは大きなことだと思っています。こういうことを発信し、または確実に、着実に物にしていくことが、今のご指摘のこともそうですが、これから我々が発言権を持っていく大きな要素になると思っています。

ます。

○議長（佐々木幸美君） 高橋研史君。

○1番（高橋研史君） 明日からでもやりましょうよ、我々も協力しますから。ここ離れていきますけれども、別に敵味方ではないんですからね、どんどんお話ししましょう、膝を交えて。

この3年間ちょっと振り返ってみますと、村長、私はいつも研ちゃんって言われて、研ちゃんってね、余り話したことないですよ。村長もいろいろお悩みもあるでしょう。議会をどうか使ってください。そのためにも議会はあるんですよ。我々常に批判するばかりでもありませんので、その点、あと残り、仕上げに向かって我々も動いていきたいと思っております。

それと、結局航空路がネックですね、この沖縄に行ってしまったというの。どうなんですか。前回ですか、前々回ですか、航空路のときに、最後は物にするんだ。最後の意味を私問いただきました。そうしたら村長は、一つ一つ問題を解決して行って最後はと、そういう最後だという意味だということ。ということは、今幾つ問題を解決して、幾つ問題が残っているのでしょうか。それ解決するためにどんな方針を持っているのでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） まず、ハードルでいきますと……

（「短くていい」との声あり）

○村長（森下一男君） 短く答弁したいので。ハードルでいきますと、片手では足りないと思っております。

どんな解決方法、先ほど一木議員とのやりとりもありましたが、事務的な作業をきちんとそのハードル、何がハードルかと、ハードルを越えるためにはどうしたらいいか。事務的な作業をきちんと東京都、私どもで協議をし、抽出しませんとその上に行かないと思っております。その作業を今急いでいるところです。幸いにしてこの作業には国の航空局のほうのアドバイスもいただけるような形ができてきましたので、一気に成にいきたいなと思っております。

○議長（佐々木幸美君） 高橋研史君。

○1番（高橋研史君） そういう話を、こういう議会という表の場でなくても結構なんですよ、裏と言っては言葉は悪いですがけれども、閉まった後に焼き鳥食いながらでもいいじゃない

ですか。そんなことを、たしか平成17年のときに亡くなった宮川議員も村長とやりとりありましたね。私そのときの議事録見たんですけれども、ちょっと一部ここで申し訳ない、読ませていただきます。

亡くなった宮川議員の質問ですけれども、村長職は大変ないわゆる重責である。夜も眠れないほどいろいろなプレッシャーがかかっているだろうということを議員の一人、村民の一人として思いをめぐらせながら、それでも村長にはそういう基本的な問題の捉え方、解決の仕方、そして最良として選ばれた8人の議員をどう使うかという、あなたの力としてそれをどう活用するかというそういう知恵も発揮していただきたい。あなたがいろいろ苦労してここで答弁されていることは、そういう議会との融和の関係の中で、何も議会だけではなくて、非公式に話し合ったことでお互いに責任が納得されるならば、我々は村民一人一人に明日の小笠原を語り合っ、励まし合っ——これはT S Lのときでしたからね、仮にT S Lが走らなくてもいわゆる小笠原の生活がこれ以上は下がらないよと、だからここから歯を食いしばって頑張ろうではないかということをお伝えすることもできるだろうし、そういう力を村長にかわって引き出してきて、あなたが一層大きな行政ができる環境をつくるのが、私は村議会議員の役目だとも考えておりますと、このような質問の中に文言が入っておりました。

あと1年です。村長が何をやるかというのをもっと語ってください、我々に。また、何をやっているということも教えてください。それを村民の中に我々だって伝えようじゃありませんか。でないと、それとは逆にまた村民の細かい意見を吸っていただかないと、本当に互助と連帯というこの村ができた当時から基本理念としているそういうものが生まれてこなくて、結局行政というものは村民のパワーが回って動いて沸き上がってこないとなかなか前に進まないんですよ。航空路もそうでしょう。そのためにはどうしたらいいのか。我々ともっと話し合いましょうよ。よろしくお願いします。

最後になりますけれども、全員協議会ですか、そのときにちょっと村長の姿勢について最後1点触れておきたいんですけれども、50周年事業に関していわゆる体制を考えると、来年度から準備委員会を立ち上げて、事務局長、これも外部から呼んできて準備をさせるというお考えを披露しました。それを聞いた議会の中から、大丈夫かと、早い、まだ3年もある、息切れするのではないかというような指摘もそのときありました。村長は、これは私が決めたことです。ちょうど選挙もありますし、その後のことですよ、体制というのは。それちょうど間に選挙があるんですからまたぐわけです。後の人が嫌だったらやめればい

いんだというようなちょっと私は乱暴だと思うんですけども、今でもそういうお考えをお持ちですか。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 私はやめればいいんだと言ったのではないですよ。縮小をするのは簡単だけれども……、質問の機会をいただきましたので、質問いただきましたので、ちょっと渋谷君、20周年の……、議員の皆さんに、議長。局長、ちょっとこれお配りして頂かないか。

（資料配付）

○村長（森下一男君） ちょっとこれを見ていただいて。

（「20周年はいいから今の質問に、今の質問に」との声あり）

○村長（森下一男君） ですから、私がなぜ今からこの50周年のことを言っているかという説明がここなんです。私は裏方を長くやってきましたから。

（「簡潔にお願いします」との声あり）

○村長（森下一男君） 簡潔に。まず事務局というものを立ち上げないと物は進まないんです。今までの経験から今度の50周年というのは相当なニーズがあると思っていますから、いろいろなこと。そのために今からきちんとした事務局をつくるというのが全員協議会で説明したことなんです。実行委員会そのものをつくるというふうに受けとめられたかもしれませんが、事務局をつくるということ。そして、今の村の組織の中では専任の者を置くことができないので、実行委員会の事務局長としては職員から出すのではなくて、民間という言い方になりますけれども、そういう方をお願いしたいというのが趣旨でございます。いつでもやめることができるというのは縮小するという意味ですから、ぜひご理解をいただきたいと、このように思います。

○議長（佐々木幸美君） 高橋研史君。

○1番（高橋研史君） 私は全員協議会で村長の答えを聞いたときにびっくりしたんですよ。一般の方から持ってくるわけでしょう。結局給与が発生するからそれは予算的な措置をしないとできないことじゃないですか。組織の中を変えてここの職員を、役場の職員をここに持ってきてそれをその人にやらせるのであれば特にお金、予算どうこうはありませんけれども、よそから持ってきて給与を与えるというのは予算的措置が発生するわけですよ。予算承認するのは誰ですか、議会でしょう。それをどうこうと言う前に、だめなら縮小すればいい、それはいいのではないですか。議会を、議会というこの機能を無視したお考え

ではないですか、いかがですか。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 高橋議員、先ほどいろいろなことをもっと語りかけてくれとかおっしゃっていました。そして今のご質問ですが、私は執行機関と議決機関のことぐらいきちんとわきまえています。ですから、あれは私どもがこういう形で出させていただきますよと、全員協議会の場合にはいろいろなご質問があればその場で受けるし、そういうことですよ。私は何も、ですからあのことを議会のほうがお認めにならないければ、それはそれでない話なんです。私が今説明したいのはこれなんです。なぜこの時期に私は今回事務局をつくるための準備委員会を立ち上げたか。それはぜひご議論をさせていただきたいと思います。

せっかくご提案をいただきましたので、議長のほうに申し入れをしようと思います。全員協議会なり議員懇談会、その中で私の考えを少し申し述べさせていただければと思います。

ぜひそれは資料としてお持ち帰りください。

○議長（佐々木幸美君） 高橋研史君。

○1番（高橋研史君） 50周年が大事なこと、それも成功させたいこと、私も同じです。村民の皆さんもそうでしょう。間違いありませんよ、議会の皆さんも何も50周年やらなくていい、いつもどおりでいいとは……、大きな節目ですから。それと、小笠原の転換点になるようなことをやっていただければそれで大変効果が出てくると思います。何も反対しておりません。ただ、その事務局のつくり方なり何なりに村長のお考えを披露するのにそれなりの話の仕方があるでしょう、相談の仕方があるでしょうと言っているんですよ。いきなり私が決めたことです。嫌ならやめればいいじゃない。そうじゃないでしょうと。でもこの話はもうやめましょう。

（「いや、私はそんな性格じゃありません」との声あり）

○1番（高橋研史君） そうですか。

（「いきなりぶつけて、嫌ならやめましょうってね、そんな傲慢な男ではありませんよ」との声あり）

○1番（高橋研史君） いや、私はあのときにお話を聞いて、決めたんだけど、次の方がだめならやめればいいじゃないか。

（「それはそんなことを今からやってどうするのかよというお話があったからでしょう」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 少なくとも申し上げたいんですが、私は自分の考えがこうだ、認めろとかそんな傲慢な考えは持っていません。今までもそんな姿勢で村政を扱ってきたことはございません。これだけはきちんと申し上げさせていただきたいと思います。今度の一件でもそういうつもりでございます。

○議長（佐々木幸美君） 高橋研史君。

○1番（高橋研史君） これ議論するにはまだ時間があると思うんですよ。次の議会の総務委員会何なりでもまた議題にできればいいかと思いますが、その前にやはりあの場で、あそこで急にああいうお話を聞かされると、かちんとくるものがありました。もう少し丁寧に、やはりさっきから言っているように、会話をしましょうよ、会話を。そういう中でこちらからの思い、村長からの思い、通じるのではないですか。そういうものを重ねていって議会と村長が協力して、いい村をつくっていきましょうよ。皆さんの声を生かして、議長の悩みを聞いて、議長のため、村長がこれで困っているのであれば我々も使ってください。そのためには会話がなければできないじゃないですか。結局そういうそごが生じるんですよ。よろしくお願ひしたいと思います。

最後になりましたけれども、ただいまの問題も総務委員長にも相談して、今後どうなるかということをちょっと議論したいと思ひますけれども、ぜひ亡くなった宮川さんも言っております。我々を使ってくれと、そのために話をしてくれと。最後の仕上げ、そして評価を受ける前に我々一生懸命残り時間わずかですから、村のために村長、一緒に働きましょうよ。よろしくお願ひいたします。

以上で終わります。

○議長（佐々木幸美君） お諮りします。

暫時休憩をしたいと思いますますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認め、暫時休憩といたします。

午後は2時から再開ということにします。よろしくお願ひします。

（午後12時10分）

---

○議長（佐々木幸美君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

（午後2時）

---

◇ 杉 田 一 男 君

○議長（佐々木幸美君） 杉田一男君。

○5番（杉田一男君） 5番、杉田一男です。本定例会では2点ほどお伺いしたいと思います。

まず1点目ですけれども、訪島事業についてをお聞きします。

私も16年前、初めて訪島事業に参加しまして、一番びっくりしたのは旧島民の方の元気よさ。しかしその後、今年16年目を迎えて、改めて見ると非常に高齢化が進んだなどという感じをとみに強く受けました。

村の主催の訪島事業が始まる前は東京都の旧島民の墓参という形で行われていて、平成8年から村主催の訪島事業が始まるようになりました。先ほど言いましたように、高齢化の進みというのは多分村長も肌で実感していることと思いますけれども、改めてこの訪島事業が、旧島民、島に帰れない旧島民の心情、そういういろいろな部分の酌み取りも含めて、年一回の里帰り、墓参も含めた形で始まったと思うんですけれども、改めてこの訪島事業を実施された当初の経緯と、そしてこの訪島事業の意義、そして高齢化がさらに進む中で、次の子、孫の代に引き継がれるわけですけれども、今後の訪島事業についてもやはり変化が出てくるのは間違いないと思いますけれども、その辺の今後の取り組みについても改めて村長にお聞きしたいと思います。

2点目の隧道の安全管理という面でお聞きします。

今隧道があるところは全て都道です。一応清瀬隧道、あそこは歩行専用ですけれども、それ以外はほとんど都道ということで、また集落もある関係上、通行量もかなりあります。そして返還後、昭和47、48年から袋沢の第一・第二隧道をはじめ、昭和52年ごろには境浦の手前の一番長い第四隧道、あそこが順次施工してまいりました。大体40年近く経過しております。

そういった中で、近年、トンネルの事故も本土のほうではかなり重大事故として取り上げられたこともあります。そして、ある住民の方は、毎日通っている方ですけれども、トンネルの中にチョークでいろいろと、いろいろなことが書いてある。よく見ると、あれは、管理者である東京都が調査し点検しているその結果をわかりやすく書いてあるんだと思いますけれども、書いてある内容を見ると、ひび割れですとか、そういう言葉を村民の目から見ると、やはり安全面で大丈夫かというような危惧を持つ方もおります。建物ですとコンクリート造、大体五、六十年が耐用年数と言われてはいますが、トンネルの場合はどの程度の耐用年数を考えているのかわかりませんが、いずれにしても、安全

点検をどういう形で、そして村とどういう形で協議して安全に結びつけていくのか、どういった調査をしているのか。その辺のことをお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 杉田議員のご質問に答弁をさせていただきます。

まず、硫黄島訪島事業についてお尋ねでございました。村が実施しておりますおがさわら丸を利用した訪島事業につきましては、議員ご指摘のとおり、平成8年度から行っております。村が行うようになった経緯としましては、返還後、東京都において旧島民の墓参事業が行われておりますが、昭和54年から昭和63年まで、毎年、また平成6年度に強制疎開50周年を記念して船舶を利用した墓参を行いました。それ以外は自衛隊の飛行機による日帰りの墓参のみになり、旧島民の方々から船によるゆとりある墓参、里帰りを望む声が上がっており、村が実施することとなりました。

村主催での実施に当たり、防衛省と調整した結果、旧島民だけでなく、小笠原村の行政区画でありながら日ごろ訪れることができない島に一般村民も参加できるようにし、中でも中学2年生を学校行事の中で平和教育・郷土学習として墓参の一環で参加できるようにしてきたところでございます。また、平成14年に祈念会館が開所をしまして、それまでは旧島民の方もおがさわら丸の中の船中での宿泊でございましたが、旧島民の皆さんにおかれては祈念会館にご宿泊をしていただくようになったところでございます。

私としましては、子、孫の世代も含めた旧島民の方々の訪島を望む声と、中学生を含めた村民の訪島機会を求める声がある限り、この事業を継続していきたいと考えておりますし、継続すべきものだというふうに思っているところでございます。

2点目の隧道の安全管理につきましては、詳細を知ります担当課長に答弁をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 建設水道課長、篠田君。

○建設水道課長（篠田千鶴男君） 2点目の隧道の安全管理について答弁させていただきます。

支庁土木課に伺ったところ、トンネルの耐用年数は建築のような年限はなく、必要に応じて点検調査、改修工事などを行った上でトンネルの安全管理を行っているとのことでした。

東京都は平成24年度に父島、母島のトンネル全11カ所の詳細健全度調査をし、健全度のランクづけを行い、安全管理をしているところです。なお、トンネル健全度ランクを1から4までランク分けした内容になっており、ランク1は対応の検討、ランク2は注意、ラン

ク3はおおむね健全、ランク4は健全となっております。

そのうち、丸山トンネル、袋沢第一トンネルについては、側壁部に進行したひび割れ、空洞が確認され、注意が必要とされております。他の9カ所のトンネルは、おおむね健全であると調査報告書が提出されております。なお、丸山トンネルは注意が必要であると報告があるため、東京都は今年度に詳細調査を行うことを検討していると伺っております。

袋沢第一トンネル、袋沢第二トンネルについては昭和47年度に建設されましたが、幅員が狭く、カーブが急であること、道路構造令の規格値を満たしていないこと、歩道が整備されていないこと、トンネルが老朽化していること、ロックシェッド上部にある岩塊の崩壊の危険性があることなどから、平成25年度に改修トンネルルート案を取りまとめ、事業箇所が小笠原諸島森林生態系保護地域に含まれるため、環境調査や専門家会議を開催するなど、自然生態系の保全に配慮しながら事業を進めております。改修トンネルルート整備の開始は平成28年度から予定しております。

それと、トンネルの車道トンネルの管理は東京都であります。内地ではトンネル事故が多く見られることから、日ごろから東京都と連絡調整し、トンネルの安全管理を村でも行っております。

○議長（佐々木幸美君） 杉田一男君。

○5番（杉田一男君） まず訪島事業でお聞きします。

村長も事業を継続していきたい、これは私も当然と思いますけれども、硫黄島自体が位置づけとして小笠原村の中に特殊な位置づけで、そしてそこに住んでいた旧島民の仲間と、いろいろな協力支援、協力に、村としても大いに貢献できる。そしてまた、その旧島民の方々の高齢化が進んでいると。私が心配するのは、子、孫の代が受け継ぐにしても、やはり旧島民という位置づけを風化させてはいけないと思います。

風化させないために、やはり村として全力を挙げて支援する必要があるだろうと。

その中で私一つ確認だけしておきます。今、多分東京都や国が認識しているのは、旧島民という定義ですね、位置づけというか定義。旧島民も含めて三親等まで今現時点では認めているというふうに聞いております。それに間違いありませんか。

○議長（佐々木幸美君） 総務課長、渋谷君。

○総務課長（渋谷正昭君） まず、全般的に特別措置法等でいろいろな旧島民の対応する場合に、旧島民本人と子、孫の代までを対象にするような事業なども見受けられるかと思えます。

今、特に今回の墓参、訪島事業ということで言いますと、東京都が行っている墓参事業では、一般の日帰り墓参では旧島民並びにその子孫という言い方となっております、子、孫という限定をされた言い方にはなっておりません。もう一つの最近行われるようになりました宿泊を伴う特別墓参については、旧島民本人をまず対象として、ただし、その本人の配偶者や、子、もしくは孫、またその子、もしくは孫の配偶者を付き添いに同行できるというような要綱になっております。村の訪島事業では、特別、その子、孫という限定を現在のところ明記して実施しているところでございます。

○議長（佐々木幸美君） 杉田一男君。

○5番（杉田一男君） 硫黄島自体全島借り上げという形でいろいろな補償問題も絡む中で、やはり旧島民の位置づけというのは、しっかりする必要はあるだろうと思っています。村長の先ほどの答弁の中にあつた事業継続というのも、当然のことながら、子、孫までは当然入ってくるでしょうけれども、その後に関しては、今現在なかなかはっきりした意見は言えないと思いますけれども、それをできればにらみながら、その先もにらみながら今からぜひ取り組んでいっていただきたいと思います。いかがですか。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 何十年も先のことはちょっとご容赦を願ひまして、村でやり始めたおがさわら丸での墓参、これは旧島民の心情に伝えるということで始めたわけですが、先ほど申し上げました、たまたま最初に連れていった中学生が2年生ということで毎年中学2年生に同行していただいているのと、少なからず余裕がある席に一般村民の方を、抽せんにはなりますがお連れすることができて、硫黄島というものがどういうところであるのかというのを一般の村民の方にも見ていただけたこと、これはものすごく意義のあることだと思っています。ですから、旧島民の心情に伝えることと中学2年生や一般村民の方にも硫黄島というものを知っていただく、こういうことから先ほど継続していくべきだと思ひし、すべきことであらうと思ひしております。

これを続けていく中でどのようなことが起きてくるのか、それは次世代の人にお任せをするとしても、私どもが今この事業を語るときに、先ほどの答弁のような形で今後も続けていきたい、このように思ひしているところでございます。

○議長（佐々木幸美君） 杉田一男君。

○5番（杉田一男君） そういう意味で2点ほどお聞きします。

私ここ1、2年、訪島事業に参加して一番感じたのは、旧島民の方から、子、孫への引き

継ぎがうまく進んでいないような気がします。この異常気象も関係あるのでしょうかけれども、里帰りしても、自分の集落がなかなかわからないような場合が、多々起きています。

そういった中で一つ村長にお聞きしたいんですけれども、各壕ありますね、医療科壕とか司令部壕とか、あの壕には石碑が建っております。これは話で聞くと、硫黄島協会がつくって、維持できないから村のほうにお願いしたような話も聞いていますけれども、各部落がありますね、私がよく行くのは漂流木とか東山部落ですけれども、ああいう部落のわかりやすいところに表示板をつけていただきたい。そして当然ある程度の公図が残っていると思いますので、この部落にはこういう家族が住んでいたと、できれば図面上に簡単な区分けをして、何々家、何々家とそういうような表示板をぜひつけていただきたい。そうすれば、子、孫の代になっても、そんなにまごつかずにたどり着けるだろうと思います。里帰りを一緒に行きますけれども、一番懸念するのは、道を切り開いて、自分のうちにたどり着くまでに、2時間ぐらいかかってしまうと。そうすると大体許されている時間が3時間ぐらいですから、自分の敷地内の作業がほとんどできないと。それともう一つ、高齢者に、なたですとか鎌を持たせるのも私は危険だと思います。今訪島事業に行く前に村の委託で草刈り、祈念公園とか祈念会館の周りはやっていますけれども、ぜひわかりやすい出入り口ぐらいは草刈りもぜひしてあげていただきたいなど。まずそこからお聞きします。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 杉田議員のご提案は、里帰りの旧島民の皆様のご案内役で、一緒に同行していただいた議員の皆さんに案内役みたいな随行をお願いしています。そこで直接旧島民の方からご依頼もあつたらうし、またご自分で感じたことであろうかと思います。

住所につきましては私どものほうでわかりますので、住居表示については、まず早急に検討してみたいと思います。部落ですね、個々の住居ということではなくて、先ほど漂流木ですとかそういうところにつきましては、個々の部分については、どこまでできるかということもありますので、そこはまた別の検討をさせていただきたいんですが、毎年来られて里帰りをする方々の、何でしょう、道路からの入り口とかそういうものには少し工夫すれば何かできるんだと思うので、それも重ねて検討したいと思います。

部落のほうについては、あそこにあります石道標のような立派なものができるかどうかはともかく、その造作についても早急に、今ご提案いただいたことは、もっともなことだと思いますので検討させていただきたいと、このように思います。

○議長（佐々木幸美君） 杉田一男君。

○5番（杉田一男君） ぜひ、子、孫の代が安心して行ける、周りの整備をぜひお願いしたいと、これは特にお願いしておきます。

それともう一つ確認しますけれども、旧島民、内地から来る方が多いわけですが、そういった中で運賃補助的な、そういう支援、はっきり言って、私は小笠原村が旧島民の方から受けている貢献度は相当なものが私はあると思っております。簡単に言うと、少なくとも東京からの運賃ぐらい見ろよと、そのぐらいあっても私はおかしくないというぐらい感じております。そして、これはそういう姿勢を見せることによって東京都や国に対してやはり硫黄島の重要性をさらに認識させるという意味でもそういう支援をぜひしていただきたいと思っておりますけれども、現在の運賃補助的なものはどうなっていますか。

○議長（佐々木幸美君） 総務課長、渋谷君。

○総務課長（渋谷正昭君） 本土から参加される方々への経済的な負担ということでは、まず小笠原海運による村民割引の運賃を現在適用していただいております。また、父島から硫黄島間の参加費につきましては食費のみのご負担で、そういった負担を減らすような形で実施しております。

○議長（佐々木幸美君） 杉田一男君。

○5番（杉田一男君） ぜひ小笠原海運だけでなく、村としてもぜひ前向きな支援を考えていただきたいと思っておりますけれども、いかがですか、村長。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） こちらから硫黄島に行く間の食費をいただくことにしたんですが、そのときにもいろいろな議論をさせていただきました。旧島民の方からいただくのはというようにもありましたが、結果として食費だけはいただいております。参加者の皆さん、来賓の皆さんからも。そこに至る中での協議の中でいろいろな意見が出ました。行政としてどこまでということ。改めて今回杉田議員からそういうご意見をいただきましたので、内部的な協議をしてみたいと思います。

○議長（佐々木幸美君） 杉田一男君。

○5番（杉田一男君） 私は、はっきり言って今までの旧島民に対する村の姿勢は少し易し過ぎたのではないかと、もっともっと積極的に支援する必要があると私は思っています。やはり自分の生まれ故郷に帰れない中で、さらにその上に国に貢献してくださいよという部分で精一杯努力しているわけですね。そういう人たちに対して、やっぱり行政区域として誠意ある支援をぜひしていただきたいと、これは改めてお聞きします。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 私も旧島民という立場でございまして、それで今、長としての立場もございましてなかなか答えづらいところもあるんですが、今申し上げましたように、こうしてご提案をいただきましたので、今までの議論は議論として、改めて内部的な協議をさせていただきたいと思います。ここでご理解をいただければと思うところです。

○議長（佐々木幸美君） 杉田一男君。

○5番（杉田一男君） ぜひ旧島民の方の気持ちを酌んで、硫黄島という言葉が風化しないような形でぜひこれから進んでいくようお願いしたいと思います。

それで、総務課長とも話した中でいろいろ出てきたんですけども、やはり今まで中学生、戦跡も含めた中で、やはり集落がはっきりして里帰りがすんなりいくようになりますと、中学生自体が今度はそういう里帰りにも参加できて、昔の暮らしを体験したり、そういう今度は戦跡ではなくて遺跡めぐりのような活用方法があるのではないかと、これはぜひ学校のほうとも相談して、もうちょっと新たな視点で訪島事業できないかという提案ですけども、いかがでしょうか。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 墓参のときには、いつも旧島民の皆さんに中学生のところに行っていて、夜いろいろなお話をする機会を、今までは設けていたんですが、今年はそれができなかったんだよね。要するに旧島民の方もご高齢になって、当時のことをわかる人たちもだんだん少なくなったと。そうしますと、今中学生たちに硫黄島で見てもらうだけでなく、いろいろな話を聞いてもらう、昔の文化に触れてもらうというようなこともだんだん数少なくなる傾向もございまして。今いただいたご提案、これもちょっと恐縮ですが、今後検討させていただいて、そういうことが中学生のためになるようなことであれば本当に積極的に取り組んでみたいとは思いますが、これも申し訳ありません、協議をしていくということでご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐々木幸美君） 杉田一男君。

○5番（杉田一男君） 訪島事業については、ぜひよろしく進めていただきたいと思います。

それでは、今度隧道についてお聞きします。

先ほど課長の答弁にあった丸山トンネルに関しては、昭和48年ということで健全調査が必要であるとなっておりますけれども、どのような調査を行うのかをお聞きします。

○議長（佐々木幸美君） 建設水道課長、篠田君。

○建設水道課長（篠田千鶴男君） 丸山トンネルは壁面に約2ミリのひび割れ、あとブロック化傾向のあるひび割れが見られるため、調査内容については、ただいま本庁と協議をしているということをお伺いしております。

○議長（佐々木幸美君） 杉田一男君。

○5番（杉田一男君） 次に、袋沢の第一トンネル、第二トンネルの改修が予定されていると、これは多分老朽化が大きな原因だと思います。どのような形で今後日程が組まれていくのかお聞きします。

○議長（佐々木幸美君） 建設水道課長、篠田君。

○建設水道課長（篠田千鶴男君） 袋沢第一トンネル、袋沢第二トンネルの改修については、平成24年度から26年度に環境調査、平成25年度に地質調査、平成25年と26年度に予備設計、平成27年度に詳細設計を行い、平成28年度から改修トンネルルート整備を予定しており、今月の9月18日に小港道路の道路改修事業についての内容説明会が開催されます。

○議長（佐々木幸美君） 杉田一男君。

○5番（杉田一男君） 大体もうかなりの段階まで来ているという形だと思います。これができれば安全性が一層増すということだと思います。

次に、第四トンネル、私が見た中で第四トンネルが一番書き込みも多く、長く、大体38年ぐらい経過しているトンネルですけれども、先ほども伺いましたように、いろいろな表示がされていますけれども、目地割れとかひび割れとかいろいろ表示してあるんですけれども、この調査内容はどういう形で行って対策はどのようにとっていくかをお聞きします。

○議長（佐々木幸美君） 建設水道課長、篠田君。

○建設水道課長（篠田千鶴男君） 先ほども報告したとおり、平成24年度にトンネル詳細健全度調査を行ったときに、トンネルの壁面に目視による調査内容を各現場、第四トンネルだけではなくてほかのトンネル全部に表示しております。また、電磁波レーダー探査システムにて空洞調査も行いながらトンネル内を解析し、トンネルの健全度ランクを1から4までランク分けした内容になっております。

ご指摘の第四トンネルの健全度はランク3のおおむね健全の結果となっております。今後5年に一回の定期点検に加え、必要に応じ詳細調査、定期巡回などを行い、トンネルの対策を講じながら安全管理を検討していきたいと伺っております。

○議長（佐々木幸美君） 杉田一男君。

○5番（杉田一男君） 先ほど今トンネルの調査に関しては第4段階までランク分けされてい

ると、そしてコンクリート造についての耐用年数はないと。しかし、現実的に目地からの漏水とか土砂の流入とか、多分地形とか土圧によっても大分違うのではないかと。そして交通量によっても違うと思いますけれども、いずれにしろあそこは都道として多くの人が使っている、通行しているところです。ですから、今後ともこのランクにこだわらず、やはり目で見えておかしなところはその都度ちゃんと対応していくというところを、管理は東京都小笠原支庁ですけれども、村としてもやはり関与をしつつ、安全性に今後とも十分留意してこの隧道に関しては進めていく必要があると思います。その辺をちゃんとしっかりやっていただきたいと思います。いかがですか。

○議長（佐々木幸美君） 建設水道課長、篠田君。

○建設水道課長（篠田千鶴男君） 日ごろから東京都土木課とは、トンネルでも、あと道路の関係も含めて、河川もそうですけれども、いろいろなことで相談をしながら調整を行っているところです。それで、今後何か必要があれば、必要に応じて協議、あとそういう対応を行っていただきたいと思います。今後調整を行ってまいります。

---

◇ 稲垣 勇 君

○議長（佐々木幸美君） 稲垣 勇君。

○7番（稲垣 勇君） 7番、稲垣 勇です。2点、よろしくお願いします。

1点目ですが、村の東京連絡事務所の拡充について。もう一つは、今後の村の福祉体制の強化について、2点お願いします。

1点目の東京連絡事務所のことですけれども、昨年3月と9月にこのことについて質問した中でその後の進捗状況を伺います。

そしてもう1点は、村の東京連絡事務所をこれからどのようにしていくのか。2点、お願いしたいと思います。

東京連絡事務所の今後についてでございますが、航空路の問題が一向に進まない中、以前は東京連絡事務所に管理職として室長を置いた経緯があります。全員協議会の中で村の体制の説明がありましたけれども、組織体制を若干減らすような説明がありました。このことについて伺いたいと思います。

今後の村の福祉体制の強化についてでございますが、福祉人材の確保と育成について。

小笠原村は、若い、若いと言われている村でございますが、ここ数年、高齢化が少しずつ上がっているように思います。今後は福祉に対するニーズも増えると考えられます。また、

第4次小笠原村総合計画の中でも医療と福祉のテーマを基本計画において「こまやかさが暮らし続けられる安心を支える村」として表題を掲げております。介護が必要な高齢者や障害者なども島で安心して生活ができるよう、村内の福祉団体も含め、その体制を整えていかなければならないと考えているようです。全国的にも少子高齢化が進行し、福祉人材の確保が大きな課題になると言われています。小笠原村においてはどのような人材確保を考えているのかお聞かせください。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 稲垣議員のご質問に答弁をさせていただきます。

議員からは、東京連絡事務所の拡充についてということと村内の福祉体制の強化について、2点のご質問をいただきました。

詳細を知ります担当課長にまず答弁をさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 村民課長、村井君。

○村民課長（村井達人君） 東京連絡事務所での各種証明書交付について答弁をさせていただきます。

東京連絡事務所での証明書の交付サービスにつきましては、再来月11月4日から開始できるよう現在準備を進めているところでございます。

サービスの内容としましては、小笠原の村民または公的機関から請求のあった戸籍謄本・抄本、住民票の写し、印鑑証明書、居住証明書を交付いたします。

証明書の交付の方法ですが、東京連絡事務所の体制もございまして、窓口は常時開設ではなく、事前に予約をいただく方法で行ってまいります。まずは証明書が必要となった村民の方にお電話をいただき、交付の日時を決めた上で交付日に事務所に来所していただき交付するという、こういった流れで行ってまいります。

今後につきましては、サービスの利用状況を見まして、その他の証明書を取り扱うかどうか検討していきたいと考えております。まずは対応可能な範囲でサービスを開始いたしますので、村民の皆様にご活用をいただきたいと考えております。

続きまして、福祉人材の確保と育成につきまして答弁をさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、小笠原村の高齢化率は、10年前は9%台、母島でも12%でございましたが、今年の8月現在においては父島が12.8%、母島では17.7%まで高齢化率が上昇しております。東京都の平均が21.3%ですので比較においてはまだ若干若いということは言えると思いますが、今後高齢化率がさらに上昇すると見込まれております。これに伴い、

当然ニーズの幅も数も増えていくことは間違いございません。

村の人材確保についてでございますが、村外からの募集だけでなく、村内における人材の発掘と即戦力としての採用、また村内で人材を育てていく、こういうことも必要であると考えております。平成23年度に実施しましたホームヘルパー2級養成講習において資格を取得した方々が現在実際に福祉の現場で働いていらっしゃるという現実から、村内での資格取得制度は介護人材の底上げにつながると考えております。

ホームヘルパーの資格取得制度につきましては、平成25年4月より1級から3級が統合されまして、新たに介護職員初任者研修として講習内容等も変更になっております。この新たな制度において村内での資格取得をどのように実施できるか、現在、研修実施機関等と調整をしているところでございます。

今後も、村内において福祉の人材を確保し育成していけるよう、資格取得のための研修の実施、また有資格者のスキルアップのための研修の充実も図ってまいりたいと、このように考えているところでございます。

○議長（佐々木幸美君） 総務課長、渋谷君。

○総務課長（渋谷正昭君） 稲垣議員の連絡事務所の今後どのようにしていくのかというご質問についてでございますが、来年以降の組織体制の中の全体的な中で見直しを図っていきたいと考えております。

まず、現在、航空路については総務課の企画政策室が所管しており、以前P Iの導入により東京都との調整等が活発なときにはこの企画政策室長を東京連絡事務所に配置し、現地小笠原側を総務課長が担当した時期もございます。

来年度からは、今回考えております組織体制案の中では、企画政策室が現在抱えている世界自然遺産登録以降に急増している自然関係や生活・産業関係に及んでいる環境に関わる事業を、仮称でございますが「環境課」を設置して、そこで担うことを考えております。一方で、企画政策室を本来の企画計画部門とし、航空路開設に向けた調整はじめ振興計画や総合計画の立案・進捗管理などに専念させ、室長以下職員3名体制にしたいと考えております。また、国や東京都との連絡調整については、現在都庁にも村のテレビ会議システムを導入しており、また、当然必要なときには出張する体制をとることで対応をしたいと考えております。

なお、連絡事務所につきましては、来年度から職員1名、臨時職員1名の体制とし、役場全体の業務の本土における連絡調整に当たらせるとともに、先ほどの答弁にありました今

回の各種証明書の発行サービスもこの体制で担っていけるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（佐々木幸美君） 稲垣 勇君。

○7番（稲垣 勇君） まず、東京連絡事務所の証明書交付サービスの件ですけれども、ただいまの説明でいきますと、再来月11月4日からサービスを開始するというので、これはどういう方法で村民に説明をするのでしょうか。

○議長（佐々木幸美君） 村民課長、村井君。

○村民課長（村井達人君） 周知の方法につきましては、11月から開始ということで、村民だよりの10月号、また村内の掲示板に広報のチラシを張り出して周知をしたいと、このように考えております。

○議長（佐々木幸美君） 稲垣 勇君。

○7番（稲垣 勇君） 以前に質問した中で、旧島民から戸籍謄本を送っていただきたいということで、私も親戚関係から頼まれて村役場に行って郵送した経緯が何回かありますけれども、こういったところで現在どのぐらいの割合で、内地からですよ、内地からどのぐらいの発行依頼の件数があるのでしょうか。

○議長（佐々木幸美君） 村民課長、村井君。

○村民課長（村井達人君） 何通という正確なというよりも、いろいろな郵送請求、公的機関ですとか司法書士関係ですとかそういったのも含めまして、郵送で請求いただいて、それに対応しているのが年間800から1,000通あるいは多いときで1,200通という、全体でそのぐらいの数になっております。その年にもよりますが、こちらに本籍を置いていらっしゃる方からの内地からの、個人の請求という意味では3割から4割の間ぐらいの数になっております。

○議長（佐々木幸美君） 稲垣 勇君。

○7番（稲垣 勇君） 今の説明だとかなりの数が請求されているようですけれども、それは何か公的機関というか役所関係とかそういう関係ですか。

○議長（佐々木幸美君） 村民課長、村井君。

○村民課長（村井達人君） 多いときで1,000前後という話ですが、それは公的な機関あるいは司法関係の司法書士ですとか弁護士そういった方々と、あと個人のこちらに籍を置いていらっしゃる方の戸籍の請求あるいは住民票ですね、そういったものを全て含めた数が1,000前後という、年間1,000前後ということです。

○議長（佐々木幸美君） 稲垣 勇君。

○7番（稲垣 勇君） そうしますと、それら全てでなくて、今回11月から始まるというのは、島民が内地に急患で運ばれたり、付き添いで行った方がどうしても住民票が欲しいとか証明書が欲しいとかということが多々ありますよね。それに対しての、島民、今現在住んでいる人だけを対象とするという、そういうことですか。

○議長（佐々木幸美君） 村民課長、村井君。

○村民課長（村井達人君） 請求の形として多いのが、稲垣議員もおっしゃられたように、島民の方が内地へ行かれたときに、例えばですが車を購入されたりですとか、そういった形で住民票あるいは印鑑証明、購入だけではないんですけれども、内地滞在中に急にそういった戸籍ですとかそういったものが必要になった場合に、島民は一時滞在の場合が多いです。1便、2便ということで。その間に郵送請求のやりとりでは間に合わないということもありまして、東京連絡事務所で発行することによって、その辺の便宜を図ろうというのを基本に置いて発行できるようにということで、先ほど申し上げた基本の4項目ですね、それについて発行できるようにということで準備を進めてきたところでございます。

○議長（佐々木幸美君） 稲垣 勇君。

○7番（稲垣 勇君） そうすると、旧島民からの請求があった場合でも、今回はやらないと、島民、住所を島に置く人以外は今回はやらないということですよ。

○議長（佐々木幸美君） 村民課長、村井君。

○村民課長（村井達人君） 基本的に今回のスタートするサービスにつきましては、現状の東京連絡事務所の体制の中で行うということで、それを前提に準備を進めてきた経緯がございます。ただ、先ほど申し上げた郵送請求の対応の中でも、やはりどうしても急ぐというような旧島民の方からの申請もございます。そういったこともありますので、今回の11月スタートに当たっては、まずは村民あるいは公的機関を対象として、交付日を予約するという形でスタートをさせていただくんですけれども、旧島民の方ですとかそういった方から事前に連絡をいただいて、それが物すごく緊急を要するですとか、そういった内容を確認して、そういった場合には可能な範囲で個々に対応していきたいと、このように考えております。

○議長（佐々木幸美君） 稲垣 勇君。

○7番（稲垣 勇君） 旧島民でも当初の旧島民というのかなりの高齢になってきている方が多いわけですがけれども、できるだけ対応していただきたいと思います。

それで、東京連絡事務所の今後についてでございますけれども、先ほど課長の説明では組織体制を考えていく中で、まだ決まっていない課ですけれども「環境課」、仮称ですけれども、その中で世界自然遺産、今まで企画政策室でやっていたところを、新しい課の中でやって、航空路とか振興計画とかそういったところは、今までやってきた企画政策室でやるということですので、村長に伺います。50周年を……

(「マイク」との声あり)

○7番(稲垣 勇君) 50周年を迎えるに当たって、やっぱり航空路開設が一番の目玉だったと思うんです。50周年が来るのに一向にめどがつかない。こういった中で、東京連絡事務所に、以前は課長がいたわけですね。そこを事務員1人と臨時職員で当たらせて、今は、先ほど総務課長が言いましたように、テレビ会議システムが充実して都庁の中にも小笠原村と東京連絡事務所と父島・母島間を交えた会議ができるようなシステムを構築しているようですけれども、それだけでいいと思っていらっしゃるんですか。

○議長(佐々木幸美君) 村長、森下君。

○村長(森下一男君) 東京連絡事務所に、今までいなかった管理職をつけたのは、私の代になってからでございます。そのときには今稲垣議員のおっしゃった意図がはっきりありました。決裁をあそこでやらせようとするすと、もう少し母島支所のような機能を持たせなければいけない、組織として。航空路のことも全体では総務課が持っていますので、その中の企画政策室という位置づけでございました。これをやはり今言ったように独立をさせて、東京連絡事務所の機能をアップしようとするすと、組織上秘書のような機能まで持たせなければいけないということがひとつ頭を悩ませたことでございます。今、状況が当時と変わってきたのは、あそこに課長職を持っていったときと変わってきたのは、海底ケーブルがつながったことによる情報のアクセス、ここの打ち合わせ、それから等々が端的にできるようになったということです。

先ほど総務課長からも報告ありましたが、1つは都庁の中、皆さんもご承知のあの会議室にも、まず1つテレビ会議システムがございます。そしてこの4月から東京連絡事務所の前の公社が使っていた会議室を、私どもの会議室として借り受けました。したがって、あそこで都内とこちらの会議ができるようになりました。ここに国の方に来ていただいたり東京都の方に来ていただいたり、今まで例えば向こうに人がいなければ、こちらから出張していかなければできないような会議もできるようになったんです。

ですから、先ほどの総務課長の答弁にもありましたように、将来の考え方はまた別として、

現行の中での短期的ですよね、短・中ぐらいのところは、肝心なときには所管する者が出張をし、それ以外につきましては、そのテレビ会議システムを有効に活用してやっていけるというふうなところに今は踏んでいるところでございます。ですから、確かにきょう午前中の答弁もしましたけれども、遅々として進まないように見えているものも、何とか動き出すようにこれからもそれらを駆使して努力をしてまいりたいと、こう考えているところです。

○議長（佐々木幸美君） 稲垣 勇君。

○7番（稲垣 勇君） そうしますと、今、村長、総務課、庁内全体で東京連絡事務所を出張所扱いに格上げするような考え方というのはないということですね。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 現時点ではないということですね。これは組織全体の中のパイ数の問題もございまして、なかなかこれが実際クリアするのは、うんとぱっと増やすのは難しい状況にもありますので、現時点ではないというふうにとめていただければと思います。

○議長（佐々木幸美君） 稲垣 勇君。

○7番（稲垣 勇君） 現在、交通機関は6日に一度の連絡便しかないわけで、船が出てすぐ上京したくても上京できる島の状況ではありませんね。その中で、内地に急患搬送されたり何かして、つてのない島民もたくさんいると思いますよ。そうすると、そういう方々が頼るところというと、やっぱり村の東京連絡事務所であって、ある程度しっかりした体制をとっていれば、そこに駆け込んで相談ができると思うんですけれども、そういう体制というのは考えていませんか。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 現行、常時いる人間を1人、それから臨時職員を1名、そして出張している人間は、都庁とかそういうところに行かない間の業務は必ず東京連絡事務所に来させております。そういうことで、今までもそうでしたが、村民の方の、今稲垣議員がご指摘したようなご相談にも乗ってきておりますので、そう疎漏があるようなことはないのではなかろうかという判断に立っております。

○議長（佐々木幸美君） 稲垣 勇君。

○7番（稲垣 勇君） わかりました。そのことについては多分他の議員さんも何らかの疑義を持っていらっしゃる方もおると思いますので、総務委員会か何かでまた質問されると思います。

それで、最後に村の福祉の体制の拡充についてでございますけれども、やっぱりさっき言いましたように、村の中でもかなりの高齢化が進んでいるように思います。特に返還以来、村のために働いた方が介護を必要な年齢に達してきている中で、基本計画にも載っていませんけれども、やっぱり村としてももう少し安心して暮らせるような体制を構築していく必要があると思います。村の中にそういう資格を持った人もかなりいると思うんですよね。そういう発掘を今後十分にしていく必要があると思いますけれども、どうですか。

○議長（佐々木幸美君） 村民課長、村井君。

○村民課長（村井達人君） もともとそういった資格をもらっている、あるいはそういった資格で経験をされているような方というのも全くゼロではなくて、何人かいらっしゃると思われることと、平成23年に行ったヘルパーの養成講習においては25名の方に資格を取っていただきました。

そのうち福祉の現場で、島の中で働いていただいている方というのも何人かいらっしゃいます。あと自営ですとか、あともう既に他の職場に勤めているという方もいらっしゃいます。そういった方を除いて、やっていただけるのであれば、そういった他の仕事もなくてすぐに戦力として、資格を取ったばかりなので経験は必要ですけれども、そういった形で入って、正社員ですとかそういった他にお仕事を持っていないという方も何人かいらっしゃいますので、それはこれまでもそういった方に随時お声かけをして、例えばスポット的に入っていただいたりですとか補助的に入っていただいたりということもしてきたんですけれども、また今後もそういった方に、もう資格を取って終わりということではなくて、常に意識し、お互いに声をかけ合っていくとともに、先ほども申し上げたんですけれども、定期的にそういった島内で資格を持っていただくということも大事だと思いますので、毎年ということではないですけれども、何年かに一回というような形で村内の人材というのを育成・確保していきたいと、このように考えているところでございます。

○議長（佐々木幸美君） 稲垣 勇君。

○7番（稲垣 勇君） それでは最後に、今の複合施設は医療系と老人ホームの福祉係と分かれているわけですが、明老会の設立前に、社会福祉協議会が担うか別の団体をつくらせてやるかということを議会でもいろいろ議論し合って、結果的に明老会を立ち上げてやっていこうということで現在やっているわけですが、以前つくったときはまた現在事情が変わってきておりますけれども、そこら辺で老人ホームと明老会との整理をする時期も来ているのかなという気がするんですけれども、村長、どのように考えていますか。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 行政に対するニーズというものが時々で変化をしていく、今稲垣議員のご質問のあった明老会を創設するときは、私も議員として、いろいろ当時の執行部の皆さんと、かんかんがくがくの議論をしました。結果としてやはり社会福祉協議会が引き受けることが難しいということもあって明老会をつくったわけですが、それが介護、いわばスタートですよ、村の中で。そして、当時ではまだ今のような形の太陽の郷がオープンするというふうなこともなかなかなかった時代ではありましたが、その後現在のような状況になっています。

医療と介護の連携というようなことも考え、それから今明老会でやっている介護のあり方、そして太陽の郷でやっている介護のということは、実務方のほうではいろいろ意見交換をし、あるべき姿というのは模索しています。それはどういう形になるかはともかく、議論をしていくことは当然だと思っていますので、そういう議論の帰結を見ながら、いい方向になっていくように努力をするのが私どもの立場だと思っています。そのようにご理解をいただければと思います。

---

◇ 池 田 望 君

○議長（佐々木幸美君） 池田 望君。

○6番（池田 望君） 最後になりました。元気出していきましょうね。何か暗い感じがしましたね、ずっと。もうちょっとですから。

それでは、私は2点質問を出しております。

まず1点目、住居表示の実施について。

今朝から50周年絡みの質問等出ておりました。私もそうなのですが、小笠原諸島返還50周年に向けて住居表示を整備したらいかかということで質問させていただきます。

小笠原村も返還から45年を経ました。人口も着実に増加してきていることと、新しい居住地域もどんどん増えています。母島にも静沢だとか増えてきています。この50周年に向けて新しく住居表示を整備したらいかかというような質問でございますので、この5年、50周年を目指して何とか、ここで言うと東町一丁目2番地、何とかそういうことができればいいかなというような質問でございますので、どうかよいお返事をお願いいたします。

もう1点は、駐車場の整備についてを質問しております。

奥村地区は居住地域としては多くの人口を抱えている地域でございます。近年は民間アパ

ートもどんどん建ちまして、入居する方が乗用車をお持ちになると、路上にその方が駐車をされると。保育園のそばですが、道路の片側が全部車で埋まっていて、安全上からもちよっと考えたほうがいいかなというふうなこと。それと、車を持っている人の問題ではあるんですが、近くに車を置いておく場所がないというのも、これもまた現実なので、この際、駐車場の整備を考えていただけないかと。

一案ですが父島保育園の裏のほうに空き地がありますが、そこを開放していただければ、随分な車がそこに収容できるということもありまして、地域の方から要望も受けました。もちろん有料とかいろいろな工夫がいろいろあると思いますが、何とかあの地域の駐車について、何かいい解決方法を考えていただけないかという質問でございます。

以上、2点でございますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 池田議員のご質問に答弁をさせていただきます。

住居表示、50周年を機に住居表示の改定実施についてというご質問と奥村地区ですね、駐車場の整備という2点のご質問でございました。

まずは詳細を担当課長に答弁をさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 村民課長、村井君。

○村民課長（村井達人君） 住居表示についてのご質問に答弁をさせていただきます。

現在の小笠原村の住所の表示につきましては、字名、これと字名の後に何々アパートとか何々都住というような形で方書きであらわしているところですが、いわゆる番地、これはつけておりません。返還当初からこのような取り扱いをして今に至っているところでございます。通常、多くの市町村では昭和26年に制定された住民登録法、今の住民基本台帳法ですが、これによる住民票の標記に土地登記上の地番を用いて番地としてきたのが一般的でございました。ただ、この地番を使った番地標記では同じ番地内に住居が数多く存在するなどさまざまな支障が出てきたため、現在では住居表示に関する法律、これに基づく住居表示に順次切りかえられてきております。

小笠原村は返還後、人口も増加し、集落地域も拡大しております。郵便や宅配便の誤配があること、また住民や事業所の方から番地がなくて不便であるという、こういったご意見をときどきいただくことも事実でございます。議員ご指摘のとおり、住居の表示について検討する時期に差しかかっているかと考えております。しかしながら、住居表示を実施するに当たりましては、実施による住所変更の手續など村民の方々への負担、あるいは慣れ

親しんだ表示の変更に対する抵抗感などさまざまな課題があると考えております。このことから、村民の皆様の声をお聞きしながら慎重に検討をする必要があると考えております。また、法律では、住居表示の実施に当たりましては議会の議決を経て行うという必要がありまして、村議会の中でも十分な議論を重ねていただきたいと考えております。

なお、実施するとした場合の目標設定としましては、議員もおっしゃっていたように、返還50周年となる平成30年であれば十分検討や協議の時間があると感じているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木幸美君） 総務課長、渋谷君。

○総務課長（渋谷正昭君） 池田議員の奥村に駐車場を整備することができないかというご質問に対してでございます。

まず、一義的には駐車場の整備は所有者や施設管理者が検討すべきことと考えておりますが、都心では多くの公営駐車場が有料で設置されており、路上駐車の実態の改善や車利用者への利便性向上が図られております。

小笠原村では、観光協会等の入っておりますBしっぷ裏の駐車場はBしっぷや役場はじめ周辺官公庁の施設利用者のための駐車場として整備いたしました。実際の利用実態として特定の事業者等の利用が見受けられております。また、村内を見回しますと、支庁管理の施設利用者向けの駐車場なども同様の課題を抱えている状況であります。

村としましては、これまでの特別な事情の中で整備した西町駐車場以外は今のところ地域の居住者や事業者向けの駐車場を整備することは考えておりませんが、奥村地区の路上駐車の実態は目に余るものがあることも承知しております。池田議員からの具体的な場所や有料でというご提案も材料にしながら、今後検討させていただければと思っております。

○議長（佐々木幸美君） 池田 望君。

○6番（池田 望君） それでは、まず住居表示についての再質問ということでお願いいたします。

今、村民課長から議会の議決が必要なんだということをお伺いいたしました。ということは、我々、今度選挙がありますからどうかということもありますが、議会で承認をしていくということで、ある程度我々も住居表示に対して議論をしていかなければならないなどというふうに思うんですが、いろいろな住居表示をやられたところだとか、そのことについての問題点、メリット・デメリット等多分あると思います。その辺を村のほうでまとめて

我々のほうに提供していただけるようなことはできるでしょうか。

○議長（佐々木幸美君） 村民課長、村井君。

○村民課長（村井達人君） 近いといたしますか、少し前に実施した町村ですとかちょっと調べたんですけども、今現在進めようとしている町村もございますので、そういったところにも問い合わせをしたり、あるいは東京都行政部のほうに指導をいただいたりしながらそういう検討の材料となるものを収集しましてお示ししていきたいと、このように考えております。

○議長（佐々木幸美君） 池田 望君。

○6番（池田 望君） それでは、今後議会の中でその資料など情報をいただきながら議論を進めていながら、できたら50周年の記念の事業として小笠原村に住居表示が確立できたというふうにしていただければいいなと思っております。ぜひ我々も進めていきたいというふうに思いますので、どうか村の皆さんもご協力よろしく願いいたします。

あと、奥村の駐車場ですが、全く身勝手な言い方なんですよね。本来なら、きちんと自前で置くところを確保するとか、それからアパートをつくられたところにそのアパートの部分に台数分ぐらい駐車場をつくれればいいというふうに言われるんですよ。でも実際はそういう状況ではなく、我々の小笠原村は車庫証明もなく皆さん持ってこられますから、そういう実態がこの町の中にあふれていると。

今後の問題としてこの駐車場についてはやっぱり議論していただきたいというふうに思うんですよ。何とか、簡単には解決はできないと思いますが、私が見ている感じでは公のところの協力があればまずはその安全の管理はできると。もう一つは、これがいいかどうかわかりませんが、村で条例を整備するなりして、建物を建てたときには駐車場のスペースをその部屋の分ぐらいか、何分の一か、ちゃんと整備しなさいよというような条例ができるのか。また、それを進めるための補助制度みたいなものを用意してあげられるのかとか、こういうことがまたこれからの議論としてあると思います。村長、その辺のことをよろしく願いします。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 総務課長の答弁にもありましたが、いろいろ留意しなければいけないところがございます。例えば、お宿、宿泊なんかをやっている方でも自前できちんと用意されているところもあればそうでないところもある。そのような原則、それぞれがというところを踏まえた上で、過去いろいろなところに整備してきた経緯もございます。このこ

とは村だけではとても処理が難しいことございまして、当然のことながら小笠原警察や東京都、いろいろな関係各方面とご相談をしながら、やはり安全確保ということもございまして、検討材料とさせていただければと思うところでございます。

○議長（佐々木幸美君） 池田 望君。

○6番（池田 望君） ありがとうございます。

すぐに答えが出るとは思っておりませんが、現状を共有して認識させていただいて、国や東京都の方々との協力の中で、この村の中で安全を確保しながら、子供たちの安全も確保しながら駐車場の整備も含めて考えていくということで、どうぞよろしく申し上げます。

以上で終わります。

○議長（佐々木幸美君） 以上をもちまして一般質問は終了いたしました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（佐々木幸美君） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認め、本日の会議を終了いたします。

次回は明日9月12日の午後3時30分より会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

（午後3時20分）

## 平成26年第3回小笠原村議会定例会会議録

### 議事日程（第2号）

平成26年9月12日（金曜日）午後3時30分開議

- 第 1 報告第12号 出資法人の経営状況について
- 第 2 報告第13号 和解及び損害賠償額の決定について（専決処分）
- 第 3 報告第14号 平成25年度小笠原村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 第 4 議案第52号 職員の結核休養に関する条例の廃止に関する条例（案）
- 第 5 議案第53号 平成26年度小笠原村一般会計補正予算（第2号）（案）
- 第 6 議案第54号 平成26年度小笠原村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（案）
- 第 7 議案第55号 平成26年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）（案）
- 第 8 議案第56号 平成26年度小笠原村宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）（案）
- 第 9 議案第57号 平成26年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第1号）（案）
- 第10 議案第58号 平成26年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）（案）
- 第11 議案第59号 平成26年度小笠原村下水道事業特別会計補正予算（第1号）（案）
- 第12 議案第60号 平成26年度小笠原村浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）（案）
- 第13 議案第61号 母島し尿処理場電気設備改良工事請負契約の締結について（案）
- 第14 認定第 1号 平成25年度小笠原村一般会計歳入歳出決算の認定について（案）
- 第15 認定第 2号 平成25年度小笠原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（案）
- 第16 認定第 3号 平成25年度小笠原村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（案）
- 第17 認定第 4号 平成25年度小笠原村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について（案）
- 第18 認定第 5号 平成25年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定について（案）

- 第19 認定第 6号 平成25年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定について（案）
- 第20 認定第 7号 平成25年度小笠原村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（案）
- 第21 認定第 8号 平成25年度小笠原村浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について（案）
- 第22 認定第 9号 平成25年度小笠原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（案）
- 第23 民生委員推薦会委員の推薦について
- 第24 発議第 5号 地方財源の拡充に関する意見書（案）
- 第25 発議第 6号 「手話言語法（仮称）」の早期制定を求める意見書（案）

出席議員（8名）

1番	高橋研史君	2番	片股敬昌君
3番	一木重夫君	4番	鯨江満君
5番	杉田一男君	6番	池田望君
7番	稲垣勇君	8番	佐々木幸美君

---

欠席議員（なし）

---

出席説明員

村長	森下一男君	副村長	石田和彦君
教育長	伊藤直樹君	総務課長	渋谷正昭君
総務課副参事	鈴木敏之君	総務課 企画政策室長	樋口博君
財政課長	江尻康弘君	村民課長	村井達人君
医療課長	佐々木英樹君	産業観光課長	牛島康博君
自然管理員 専門委員	岩本誠君	建設水道課長	篠田千鶴男君
建設水道課 副参事	増山一清君	母島支所長	湯村義夫君
出納課長	菊池元弘君	教育課 課長補佐	大津源君

---

欠席説明員（なし）

---

事務局職員出席者

事務局長	セーボレー孝君	書記	菊池ひろみ君
------	---------	----	--------

---

◎開議の宣告

○議長（佐々木幸美君） これより本日の会議を開きます。

（午後3時30分）

---

◎会議時間の延長

○議長（佐々木幸美君） この際、あらかじめ会議時間の延長をしておきます。

---

◎報告第12号の上程、説明、質疑

○議長（佐々木幸美君） これより本日の日程に入ります。

日程第1、報告第12号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長（森下一男君） 報告第12号 出資法人の経営状況について。

平成26年9月11日。小笠原村長、森下一男。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、議会に報告する必要があるためでございます。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 総務課長、渋谷君。

○総務課長（渋谷正昭君） それでは、2ページをお開きください。

出資法人等経営状況報告書でございます。

1番としまして、法人の概要ですが、（1）名称、小笠原ラム・リキュール株式会社、以下、記載のとおりでございます。

2番でございますが、平成25年度事業概要ですが、観光客数の減少に伴い、売り上げも前年度より減少したが、世界自然遺産登録前の売り上げより300万円以上増加している。しかしながら、12月からの仕込み時期に冷水器が故障し、離島のため修理に3カ月半を要した結果、製造量が減少し、決算上若干の赤字計上となりました。

平成25年度（第25期）の販売成績及び売り上げでございますが、まず販売成績ですが、ラム酒、パッション・リキュールともに昨年より、トータル2,352本減少し、14.4%の減とな

りました。

次に、売上高ですが、同様にトータルで216万8,763円減少、13.7%の減となっております。

3ページをお開きください。

この結果として、平成25年度（第25期）の当期純利益はマイナス48万2,329円となり、前期繰越損失734万4,247円にプラスして、当期末未処理損失額は782万6,576円となりました。

次に、3番としまして、平成25年度決算書でございます。

貸借対照表、損益計算書、剰余金計算書、損失処分計算書はお手元の資料のとおりでございます。

4ページをお開きください。

次に、4番としまして、平成26年度計画でございます。

(1)、事業計画、平成26年度（第26期）は、次の3点を中心に売り上げを維持しつつ、販売促進に努めたいと考えております。

①としまして、売り上げを維持しつつ、新商品を販売するという事で、平成23年度より試作品を製造してきたアルコール度数25度のラム酒は、世界自然遺産登録により既存商品の売り上げが伸びたことから、計画どおりに製造することができていなかった。しかしながら、平成25年度に一定量製造することができたことから、平成26年度内に各種手続きを進めるとともに宣伝活動等を行い、販売開始を目指す。

②としまして、内地向け販売促進の強化。出展費用等の負担の少ない内地イベント等に積極的に参加し、知名度の向上に努める。

③としまして、島民からも愛される地酒を目指すということで、村民イベント時、サマーフェスティバルや年末年始のイベント、その他来島団体の歓迎イベント等での試飲を積極的に実施する。量り売りの売り込みを強化して、村内飲食店に幅広く置いてもらい、島民が気軽に飲める機会を増やす。

これらの計画に基づいて経常利益を100万円とし、当期末未処理利益をマイナス682万6,576円にしたいと考えております。

報告は以上でございます。

○議長（佐々木幸美君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

(挙手する者なし)

○議長（佐々木幸美君） 質疑がないようですので、これをもって報告第12号の報告は終了い

たしました。

---

◎報告第13号の上程、説明、質疑

○議長（佐々木幸美君） 日程第2、報告第13号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長（森下一男君） 報告第13号 和解及び損害賠償額の決定について（専決処分）。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、指定されている事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成26年9月11日。小笠原村長、森下一男。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定に基づき、議会に報告する必要があるためでございます。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 総務課長、渋谷君。

○総務課長（渋谷正昭君） それでは、14ページをお開きください。

専決処分書。

小笠原村が当事者である和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び「専決処分事項の指定について（平成22年3月10日議決）」に基づき、次のとおり専決処分する。

平成26年8月1日。小笠原村長、森下一男。

次のとおり和解契約を締結し、損害賠償の額を決定する。

1、和解契約の相手方につきましては、省略させていただきます。

2、和解契約の条件の骨子。

（1）村は保険給付相当額を相手側に支払う。

（2）村と相手方は上記（1）についての和解契約書を取り交わし、互いにその他一切の債権債務がないことを確認する。

3、損害賠償の額、金1万6,670円。

4、和解契約の締結日、平成26年8月5日。

5、和解契約の原因。

相手側が村立診療所を受診した際、平成23年12月並びに平成24年1月から2月まででございますが、その際に保険証の提示が出来ず全額を自費で診療を受けた。その際、医療課において保険者に対する療養費の請求案内を手渡ししたが、請求期限「2年」のところ「5年」と誤った表示をしていたため、一部療養費の請求が時効になり、相手側に損害を与えたものでございます。

以上で報告を終わります。

○議長（佐々木幸美君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 質疑がないようですので、これをもって報告第13号の報告は終了いたしました。

---

#### ◎報告第14号の上程、説明、質疑

○議長（佐々木幸美君） 日程第3、報告第14号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長（森下一男君） 報告第14号 平成25年度小笠原村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。

上記について、監査委員の意見をつけて報告する。

平成26年9月11日。小笠原村長、森下一男。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、別紙監査委員の意見をつけて議会に報告する必要があるためでございます。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 財政課長、江尻君。

○財政課長（江尻康弘君） ご報告いたします。

17ページをお開きください。

平成25年度小笠原村健全化判断比率及び資金不足比率報告書。

まず、健全化判断比率でございます。

実質赤字比率と連結実質赤字比率につきましては、一般会計等及び公営事業会計ともに赤字ではなかったため、マイナスとしてございます。

次に、実質公債費比率でございますけれども、14.1%でございます。

次に、将来負担比率でございますけれども、将来負担しなければならない実質的な負担額が、収入が見込める額よりも少ないためにマイナスとしてございます。表中、括弧内の数字につきましては早期健全化基準でございまして、基準を超えると財政健全化計画の策定を義務づけられるものでございます。

次に、資金不足比率でございます。特別会計の名称、簡易水道事業特別会計、浄化槽事業特別会計ともに資金不足比率はございません。

18ページをお開きください。

平成26年9月5日に監査委員からいただきました意見書でございます。内容についてのご説明をさせていただきます。

19ページをお開きください。

4番、審査の結果でございます。

総合意見。審査に付された下記表の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認められた。

続きまして、20ページをお開きください。

個別意見でございます。（2）の個別意見でございます。

実質赤字比率について、平成25年度においては実質赤字比率は発生していない。

連結実質赤字比率について、平成25年度においては連結実質赤字比率は発生していない。

次に、実質公債費比率について、平成25年度の実質公債費比率は前年度より1ポイント下がりが14.1%と算出され、早期健全化基準25%、財政再生基準35%を下回っている。

将来負担比率について、平成25年度の将来負担比率は発生していない。

資金不足比率について、平成25年度の資金不足比率は簡易水道事業特別会計及び浄化槽事業特別会計とも発生していない。

その他、実質公債費比率が下がった要因は、平成24年度に引き続き村債の任意繰上償還が行われたことによる。今後は、沖村浄水場の改良工事が本格化し、父・母両島の児童福祉施設の整備、小笠原小・中学校の整備も計画されていて、それに伴う新たな起債で実質公債費比率が再度上昇傾向に転じないように、将来を見据えた健全な財政運営に努められたいとの意見をいただいております。

21ページから、今回この財政健全化判断比率、また資金不足比率の計算をした際の資料を添付してございます。

説明につきましては以上でございます。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（佐々木幸美君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 質疑がないようですので、これをもって報告第14号の報告は終了いたしました。

---

◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木幸美君） 日程第4、議案第52号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長（森下一男君） 議案第52号 職員の結核休養に関する条例の廃止に関する条例（案）。

上記の議案を提出する。

平成26年9月11日。小笠原村長、森下一男。

結核性疾患を取り巻く状況の変化に伴い、結核休養制度を廃止するためのものでございます。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 総務課長、渋谷君。

○総務課長（渋谷正昭君） それでは、次のページをご覧ください。

職員の結核休養に関する条例の廃止に関する条例（案）。

第1条、職員の結核休養に関する条例（昭和50年条例第17号）は廃止する。

第2条、職員の給与に関する条例（昭和50年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第24条を削り、第25条を第24条とし、第26条を第25条とする。

附則。

第1条、この条例は、平成27年1月1日から施行する。

第2条、この条例の施行前に結核休養を開始した職員の結核休養及び給与については、な

お従前の例による。

3 ページ、4 ページにつきましては、給与の条例に関する新旧対照表を添えておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（佐々木幸美君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認めます。

議案第52号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（佐々木幸美君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木幸美君） 日程第5、議案第53号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長（森下一男君） 議案第53号 平成26年度小笠原村一般会計補正予算（第2号）（案）。

上記の議案を提出する。

平成26年9月11日。小笠原村長、森下一男。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 財政課長、江尻君。

○財政課長（江尻康弘君） ご説明いたします。

7 ページをお開きください。

平成26年度小笠原村一般会計補正予算、予算総則。

平成26年度小笠原村一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億8,378万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ40億7,462万7,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成26年9月11日。小笠原村長、森下一男。

8ページをお開きください。

8ページに歳入、それから次の9ページに歳出の款項ごとの補正内訳が記載してございます。

10ページをお開きください。

第2表、地方債補正。起債の目的は臨時財政対策債でございます。補正前、補正後で変更がございました項目が限度額でございます。9,940万円から1億290万円へ変更でございます。350万円の増でございます。

それでは、別に用意をしてございます予算説明書に沿いまして説明のほうをさせていただきたいと思っております。一般会計でございます。第2号。

1ページのほうに歳入歳出予算補正それぞれの款ごとの内訳がございます。

3ページをお開きください。

最初に歳入の説明をさせていただきます。款項目を読み上げました上で、節の補正の内訳につきましてご説明をさせていただきます。

地方特例交付金、地方特例交付金、地方特例交付金、地方特例交付金のマイナス5万3,000円につきまして、地方特例交付金減額分を計上したものでございます。

地方交付税、地方交付税、地方交付税、普通交付税の5,401万8,000円につきましては、普通交付税増額分を計上したものでございます。

国庫支出金、国庫補助金、総務費国庫補助金、地域活性化交付金の6,609万7,000円につきましては、がんばる地域交付金を、また番号制度システム整備費補助金の532万3,000円につきましては、番号制度システム整備費国庫補助金を計上したものでございます。

目、教育費国庫補助金、文化財保護費の520万2,000円につきましては、文化財保護事業国庫補助金増額分を計上したものでございます。

都支出金、都補助金、衛生費都補助金、環境衛生費のマイナス783万円につきましては、生ごみ飼肥料利用促進事業都補助金減額分を計上したものでございます。

目、農林水産業費都補助金、農業費の330万9,000円につきましては、青年就農給付金都補助金の増額分が150万円、また山村・離島振興施設整備事業費都補助金が180万9,000円でございます。

次に、目、土木費都補助金、道路整備費のマイナス1,341万9,000円につきましては、市町村土木補助減額分を計上したものでございます。

目、教育費都補助金、文化財保護費の143万円につきましては、文化財保護事業都補助金増額分を計上したものでございます。

目、消防費補助金、消防団支援費の100万円につきましては、市町村消防団資機材整備費補助事業都補助金を計上したものでございます。

項、都委託金、総務費都委託金の統計調査費マイナス10万4,000円につきましては、平成26年度経済センサス都委託金減額分を計上したものでございます。

目、民生費都委託金、心身障害者福祉費の22万円につきましては、心身障害者医療費助成事業都委託金増額分を計上したものでございます。

繰入金、特別会計繰入金、国民健康保険特別会計繰入金、国民健康保険特別会計繰入金の816万円につきましては、国民健康保険特別会計からの繰入金を計上したものでございます。

目、宅地造成事業特別会計繰入金、宅地造成事業特別会計繰入金の3万円につきましては、宅地造成事業特別会計繰入金を計上したものでございます。

目、介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計繰入金の介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計繰入金の104万円につきましては、介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計繰入金を計上したものでございます。

目、下水道事業特別会計繰入金、下水道事業特別会計繰入金の95万1,000円につきましては、下水道事業特別会計繰入金を計上したものでございます。

目、浄化槽事業特別会計繰入金、浄化槽事業特別会計繰入金の17万4,000円につきましては、浄化槽事業特別会計繰入金を計上したものでございます。

項、基金繰入金、土地開発基金繰入金、土地開発基金繰入金の4,235万9,000円につきましては、土地開発基金繰入金を計上したものでございます。

繰越金、繰越金、繰越金、繰越金の3,956万円につきましては、繰越金の増額分を計上したものでございます。

諸収入、受託事業収入、国有財産管理受託事業収入の国有財産管理受託事業収入165万円につきましては、国有財産管理受託事業収入の増額分を計上したものでございます。

項、雑入、雑入、雑入のマイナス2,883万6,000円につきましては、スポーツ振興くじ助成金減額分を計上したものでございます。

村債、村債、臨時財政対策債、臨時財政対策債の350万円につきましては、臨時財政対策債増額分を計上したものでございます。

歳入合計、既定額38億9,084万6,000円、補正額1億8,378万1,000円、計40億7,462万7,000円でございます。

5ページをお開きください。

歳出の説明をさせていただきます。

総務費、総務管理費、一般管理費の委託料53万5,000円につきましては、財務会計システムの改修経費を計上したものでございます。

使用料及び賃借料の25万8,000円につきましては、ネットワーク接続ハードディスクのリース経費を計上したものでございます。

目、財務管理費、公有財産購入費4,758万8,000円につきましては、旧赤間ホテルの隣接した土地建物を購入するための経費といたしまして4,235万9,000円、また通称初寝浦展望台への通路用地を購入するための経費といたしまして522万9,000円、トータル4,758万8,000円を計上したものでございます。

目、支所費、備品購入費の32万1,000円につきましては、母島支所ロビーのほうにございます血圧計、島民の方にはかなり利用されていたものなんですけれども、かなり具合が悪くなったということで更新のための経費を計上してございます。

目、防災諸費、委託料の20万円、それから工事請負費の2,419万6,000円のうちの46万8,000円、このトータル66万8,000円につきましては、母島の津波を想定した避難所は母島の診療所になります。その際に緊急車両、消防車両等も高台、診療所の駐車場のほうに今上げることになるんですけれども、それ以降に出動する場合にその駐車場を出てまた村道に出る際に非常に曲がる際に支障になるところがございまして、民有地なんですけれども、民間の方にご協力をいただきましてその土地を測量で一部舗装をさせていただくというための経費を計上させていただいております。

工事請負費、残りの2,372万8,000円につきましては、母島ヘリポートにございます気象観測装置の老朽化等によりまして、今回更新のための経費を計上させていただいております。

次に、目、バス事業費、需用費の28万3,000円につきましては、バスの修繕経費増額分を計上したものでございます。

役務費の18万円、備品購入費の600万9,000円、公課費の1万1,000円、計620万円につきましては、新たなバス車両を購入するための経費を計上したものでございます。

項、徴税費、税務総務費、償還金利子及び割引料の100万円につきましては、過誤納還付金の増額分を計上したものでございます。

項、戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳費、委託料574万7,000円、負担金補助及び交付金の66万3,000円、計641万円につきましては、番号制度利用システムの改修、それから中間サーバーの利用負担金の経費を計上したものでございます。

項、統計調査費、統計調査総務費、まず報酬15万3,000円につきましては、調査員の報酬を減額したものでございます。職員手当等の6万3,000円、旅費の2万1,000円、需用費のマイナス3万5,000円、こちらは合計しますと4万9,000円の増となりますけれども、事務経費につきましての増額分を計上させていただいております。

6 ページをお開きください。

民生費、社会福祉費、心身障害者福祉費、扶助費の22万円につきましては、高額医療給付事業費の増額分を計上したものでございます。

目、地域福祉センター管理費、工事請負費の702万円につきましては、福祉センターの空調の取りかえを行うための経費を計上させていただいております。

目、国民健康保険費、繰出金の1,733万9,000円につきましては、国保会計への繰出金を計上したものでございます。

衛生費、保健衛生費、診療所運営費、工事請負費の793万9,000円につきましては、1つが父島の医師住宅C号棟の屋根の改修工事を630万1,000円、それから母島の診療所の中央配管の撤去工事費として163万8,000円、合計793万9,000円を計上してございます。

備品購入費の529万5,000円、こちらにつきましては、父島・母島歯科の院内感染の対策備品、切削ドリルを購入するために父島・母島合計で529万5,000円の経費を計上させていただいております。

清掃費、塵芥処理費、使用料及び手数料68万4,000円につきましては、母島のリレーセンター、開設当時から利用しておりました車両が老朽化等によりまして使用できなくなりま

したので、今回はリースという形で予算のほうを計上させていただいております。

また、工事請負費の24万円につきましては、同じく母島のリレーセンターですけれども、換気扇の取りかえ工事費を計上させていただいております。

続きまして、備品購入費ですけれども、1,566万円という経費の減額をさせていただいております。当初予算におきまして生ごみ飼肥料利用促進事業といたしまして、2分の1東京都の補助金をいただいてホイールローダと簡易車庫、こちらを整備する予定でございましたけれども、補助金等の事情がございまして次年度に事業のほうを移すということになってしまっております。

続きまして、目、下水道費、繰出金の4,200万円、こちらは下水道事業特別会計へ繰り出す経費を計上させていただいております。

農林水産業費、農業費、農業振興費、負担金補助及び交付金の361万2,000円につきましては、母島の集出荷場の冷蔵施設の整備費補助金として211万2,000円、青年就農給付金増額分として150万円、合計361万2,000円を計上させていただいております。

7ページをお開きください。

土木費、土木管理費、土木総務費、委託料の165万円につきましては、国有財産を管理する上での伐開等の経費が増額となったことから増額補正をさせていただいております。

項、道路橋りょう費、道路維持費の需用費、こちらにつきましては、先ほど歳入でご説明をさせていただきましたががんばる地域交付金を財源として充てるための財源更正をしております。

また、新規の事業といたしまして、海拔を表示するシートの経費を275万1,000円、計上をさせていただいております。

次に、道路整備費でございます。こちらは項目が2つございます。既存の事業にがんばる地域交付金を計上させていただくための財源更正、また当初予算編成時に東京都からいただける補助金の計上ミスがございました関係で1,341万9,000円、こちらはマイナスになります。あわせて、458万1,000円の財源としては特定財源のほうが増額となるという補正をさせていただいております。

次に、消防費、消防費、非常備消防費、需用費の19万9,000円、備品購入費の81万7,000円、こちらは東京都のほうから補助金をいただきまして消防団の資機材の管理経費を計上いたしました。需用費が防火衣を4着、備品購入費につきましては発電機を1基、AEDを2基購入するための経費を計上させていただいております。

続きまして、教育費、社会教育費、社会教育総務費、委託料の780万3,000円につきましては、天然記念物保存事業増額分を計上したものでございます。

次に、項、保健体育費、体育施設費、こちらにつきましては2つ項目がございます。まず1つに、今年度、母島のテニスコート、皆さんには昨年度決算特別委員会の視察の中でご覧いただいたところなんですけれども、スポーツ振興くじの助成をいただきながら今年度事業を実施する予定でございましたけれども、一部所有地が敷地の中に含まれているということから助成を受けることができない状況がございました。来年度に向けて再度その辺の調整をした上で次年度事業として実施をしたいと考えております。そちらが事業費としては4,325万4,000円のマイナスでございます。このほかに、同じく母島の評議平運動場のこちら投光器のほうを改修するための工事費といたしまして450万3,000円を計上させていただいております。

諸支出金、基金費、財政調整基金費の積立金1,035万5,000円。

8ページをご覧ください。

目、減債基金費の積立金4,338万円につきましては、それぞれ基金の積立金を計上したものでございます。地方財政法7条関係によりまして、前年度からの余剰金を積み立てるものでございます。

項、諸費、償還金及び還付金、償還金利子及び割引料の1,000円につきましては、老人保健交付金の返納金を計上したものでございます。

歳出合計、既定額38億9,084万6,000円、補正額1億8,378万1,000円、計40億7,462万7,000円。

説明につきましては以上でございます。

ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（佐々木幸美君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

高橋研史君。

○1番（高橋研史君） 予算説明書の5ページ、総務費、目が財産管理費で4,758万8,000円、このうちの4,235万9,000円がいわゆる旧赤間ホテルの隣接土地建物の購入金額ということですが、ここに至るまでは回り回ってまた財政課長に戻った、江尻課長がなかなか苦労されたと思います、交渉等。ただ、これからこの負の財産とも言えるようなこの旧赤間ホテルを今度はプラスに転じるということではいろいろな大変な面が生じてくると思いますけれ

ども、今後のことについて心配事も出てくるかと思いますが、そののところをきちんと手当てができていくかどうかだけ1点、私は確認したいと思いますが、よろしく願います。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 今議員からご質問をいただきました旧赤間ホテルは現在村が持っているわけですが、工事車両等の出入り口の確保がないために事業計画を立てることができませんで、いわば塩漬けのような状態でした。今回上程をさせていただきましたその隣接地が購入できますと工事車両等の出入り口も確保ができるということになりますので、旧赤間ホテルの土地そのものに対する利用も含めた事業計画を立てることができるようになります。そういう意味ではひとつ愁眉を開くことができると思っておりますので、そのことが大変大きなこと。そして、ご心配をいただきました点については、そのようなことがないように留意をしてやってまいりたいと、このように思っているところでございます。

○議長（佐々木幸美君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（佐々木幸美君） ほかに質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認めます。

議案第53号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（佐々木幸美君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木幸美君） 日程第6、議案第54号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長（森下一男君） 議案第54号 平成26年度小笠原村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（案）。

上記の議案を提出する。

平成26年9月11日。小笠原村長、森下一男。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 財政課長、江尻君。

○財政課長（江尻康弘君） ご説明いたします。

13ページをお開きください。

平成26年度小笠原村国民健康保険特別会計補正予算、予算総則。

平成26年度小笠原村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,315万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億8,947万7,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年9月11日。小笠原村長、森下一男。

14ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正、この14ページが歳入、次の15ページが歳出の款項ごとの補正内訳となつてございます。

説明につきましては、別途お配りしております予算説明書のほうで説明のほうをさせていただきたいと存じます。

10ページお開きください。

歳入歳出予算補正、歳入歳出の総括でございます。

11ページをお開きください。

まず歳入でございます。

繰入金、一般会計繰入金、一般会計繰入金、その他一般会計繰入金の1,733万9,000円につきましては、その他一般会計繰入金増額分を計上したものでございます。

繰越金、繰越金、その他繰越金、その他繰越金の1,581万8,000円につきましては、その他繰越金増額分を計上したものでございます。

歳入合計、既定額2億5,632万円、補正額3,315万7,000円、計2億8,947万7,000円。

12ページをお開きください。

歳出でございます。

保険給付費、結核・精神医療給付費、結核・精神医療給付費の負担金補助及び交付金の5万円につきましては、結核・精神医療給付費増額分を計上したものでございます。

項、後期高齢者支援金等、後期高齢者支援金等、後期高齢者支援金、負担金補助及び交付金の356万7,000円につきましては、後期高齢者支援金を計上したものでございます。

介護納付金、介護納付金、介護納付金、負担金補助及び交付金の583万円につきましては、介護納付金増額分を計上したものでございます。

共同事業拠出金、共同事業拠出金、高額医療費共同事業拠出金の負担金補助及び交付金の159万1,000円につきましては、高額医療費共同事業拠出金の拠出金を計上したものでございます。

目、保険財政共同安定化事業拠出金、負担金補助及び交付金の1,095万6,000円につきましては、保険財政共同安定化事業拠出金増額分を計上したものでございます。

諸支出金、償還金及び還付金、償還金及び還付金、償還金利子及び割引料の50万円につきましては、償還金及び還付金の増額分を計上したものでございます。

13ページをお開きください。

歳出でございます。

目、国庫支出金返納金の償還金利子及び割引料248万2,000円につきましては、国庫支出金返納金を計上したものでございます。

目、都支出金返納金、償還金利子及び割引料の2万1,000円につきましては、都支出金返納金を計上したものでございます。

項、繰出金、一般会計繰出金、繰出金の816万円につきましては、一般会計への繰出金を計上したものでございます。

歳出合計、既定額2億5,632万円、補正額3,315万7,000円、計2億8,947万7,000円。

説明につきましては以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（佐々木幸美君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

一木重夫君。

○3番（一木重夫君） 1点だけ。A3の用紙の12ページ、後期高齢者支援金なんですけれども、既定額より今年度は356万7,000円増えております。この後期高齢者支援金については前にも一般質問でやりましたように、メタボの指導率であるとか、メタボの村民の率であるとかで支援金の額が変わってくるということがございますけれども、今回350万円も増えた主な理由について教えてください。

○議長（佐々木幸美君） 村民課長、村井君。

○村民課長（村井達人君） 国民健康保険税のうち、こちらの後期高齢の部分とあと介護給付費という部分もございますけれども、国保会計の全体枠が増額したことにより、それに伴い、ほかにもありますけれども、介護給付費、こちらの後期高齢者分というのもそれに連動して増額していると、このようなことございます。

○議長（佐々木幸美君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（佐々木幸美君） ほかに質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認めます。

議案第54号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（佐々木幸美君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第55号から議案第60号までの上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木幸美君） 日程第7、議案第55号から日程第12、議案第60号までの議案6件を一括議題といたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認め、議案6件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長（森下一男君） 議案第55号から第60号までを一括して提出させていただきます。

議案第55号は平成26年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）（案）、議案第56号は平成26年度小笠原村宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）（案）、議案第57号は平成26年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第1号）（案）、議案第58号は平成26年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）（案）、議案第59号は平成26年度小笠原村下水道事業特別会計補正予算（第1号）（案）、議案第60号は平成26年度小笠原村浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）（案）でございます。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 財政課長、江尻君。

○財政課長（江尻康弘君） それでは、ただいまから6つの特別会計の補正予算案の説明をさせていただきます。

まずは予算総則等を説明させていただいた後、それぞれの予算説明書による説明のほうをさせていただきたいと存じます。

まず、議案のほうの18ページお開きください。

平成26年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算、予算総則。

平成26年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ22万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億9,346万6,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年9月11日。小笠原村長、森下一男。

次の19ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正、次の20ページに歳出、この19ページには歳入の款項ごとの補

正内訳がございます。

続きまして、23ページお開きください。

平成26年度小笠原村宅地造成事業特別会計補正予算、予算総則。

平成26年度小笠原村宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ3万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,923万2,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年9月11日。小笠原村長、森下一男。

24ページ、25ページに歳入歳出の款項ごとの補正内訳がございます。

続きまして、28ページをお開きください。

平成26年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算、予算総則。

平成26年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,351万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,166万8,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年9月11日。小笠原村長、森下一男。

29ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正、この29ページに歳入、次の30ページに歳出の款項の補正内訳がございます。

続きまして、33ページをお開きください。

平成26年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計補正予算、予算総則。

平成26年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ104万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億6,905万2,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年9月11日。小笠原村長、森下一男。

34ページお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正、次の35ページにかけまして歳入歳出の款項ごとの補正内訳がございませう。

続きまして、38ページをお開きください。

平成26年度小笠原村下水道事業特別会計補正予算、予算総則。

平成26年度小笠原村下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ95万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億7,466万3,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成26年9月11日。小笠原村長、森下一男。

39ページお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正、次の40ページにかけまして歳入歳出、款項ごとの補正内訳がございませう。

41ページをお開きください。

第2表、地方債の補正、起債の目的、地域し尿処理施設整備費、補正前と補正後、変更がございませうのが限度額でございませう。補正前4,200万円を補正後がゼロ。マイナス4,200万円でございませう。

続きまして、44ページをお開きください。

平成26年度小笠原村浄化槽事業特別会計補正予算、予算総則。

平成26年度小笠原村浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ17万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,479万3,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年9月11日。小笠原村長、森下一男。

続きまして、45ページお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正、次の46ページにかけまして歳入歳出の款項ごとの補正内訳が記載されてございます。

それでは、6会計の予算説明書のほうの説明をさせていただきます。

別途配付させていただいています資料のほう、14ページからでございます。

15ページお開きください。

簡易水道事業特別会計の歳入歳出補正予算の総括でございます。

次に、16ページをお開きください。

歳入の説明をさせていただきます。

繰越金、繰越金、繰越金、繰越金の22万5,000円につきましては、繰越金を計上したものでございます。

歳入合計、既定額1億9,324万1,000円、補正額22万5,000円、計1億9,346万6,000円。

17ページをお開きください。

歳出でございます。

諸支出金、基金費、簡易水道事業基金費、積立金の22万5,000円につきましては、簡易水道事業基金費積立金の増額分を計上したものでございます。

歳出合計、既定額1億9,324万1,000円、補正額22万5,000円、計1億9,346万6,000円。

簡易水道事業特別会計は以上でございます。

次に、19ページをお開きください。

宅地造成事業特別会計の補正に係る歳入歳出の総括が19ページにございます。

20ページの歳入の説明をさせていただきます。

繰越金、繰越金、繰越金、繰越金の3万円につきましては、繰越金を計上したものでございます。

歳入合計、既定額2,920万2,000円、補正額3万円、計2,923万2,000円。

21ページをお開きください。

歳出でございます。

諸支出金、繰出金、一般会計繰出金、繰出金の3万円につきましては、一般会計繰出金の増額分を計上したものでございます。

歳出合計、既定額2,920万2,000円、補正額3万円、計2,923万2,000円でございます。

宅地造成事業特別会計につきましては以上でございます。

続きまして、介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算の説明をさせていただきます。

23ページをお開きください。

歳入歳出予算補正の総括でございます。

24ページ、歳入の説明をさせていただきます。

国庫支出金、国庫負担金、介護給付費負担金、過年度分の33万8,000円につきましては、介護給付費国庫負担金過年度分を計上したものでございます。

都支出金、都負担金、介護給付費負担金の過年度分4,000円につきましては、介護給付費都負担金過年度分を計上したものでございます。

繰越金、繰越金、繰越金、繰越金の1,316万9,000円につきましては、繰越金を計上したものでございます。

歳入合計、既定額7,815万7,000円、補正額1,351万1,000円、計9,166万8,000円。

歳入は以上でございます。

続きまして、25ページお開きください。

保険給付費、介護サービス等諸費、介護サービス等給付費、負担金補助及び交付金の34万2,000円につきましては、介護サービス等給付費増額分を計上したものでございます。

基金積立金、基金積立金、介護給付費準備基金積立金、積立金の1,181万8,000円につきましては、介護給付費準備基金積立金増額分を計上したものでございます。

諸支出金、償還金及び還付金、国庫支出金返納金、償還金利子及び割引料の12万9,000円につきましては、平成25年度地域支援事業国庫交付金返還金を計上したものでございます。

目、都支出金返納金、償還金利子及び割引料の6万4,000円につきましては、平成25年度地域支援事業都交付金返還金を計上したものでございます。

目、支払基金支出金返納金、償還金利子及び割引料の115万8,000円につきましては、平成25年度の介護給付費交付金の返還金といたしまして106万8,000円、同じく平成25年度地域支援事業交付金返還金といたしまして9万円の計上をしたものでございます。

歳出合計、既定額7,815万7,000円、補正額1,351万1,000円、計9,166万8,000円。

続きまして、介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計補正予算の説明に移らせていただきます。

27ページをお開きください。

歳入歳出予算補正、総括でございます。

28ページお開きください。

歳入の説明をさせていただきます。

繰越金、繰越金、繰越金、繰越金の104万円につきましては、繰越金を計上したものでございます。

歳入合計、既定額 1 億6,801万2,000円、補正額104万円、計 1 億6,905万2,000円。

29ページをお開きください。

歳出でございます。

諸支出金、繰出金、一般会計繰出金、繰出金の104万円につきましては、一般会計繰出金増額分を計上したものでございます。

歳出合計、既定額 1 億6,801万2,000円、補正額104万円、計 1 億6,905万2,000円。

以上でございます。

続きまして、下水道事業特別会計の予算説明をさせていただきます。

31ページをお開きください。

歳入歳出予算補正、総括でございます。

続きまして、32ページをお開きください。歳入のほうの説明をさせていただきます。

繰入金、繰入金、繰入金、一般会計繰入金の4,200万円につきましては、一般会計からの繰入金増額分を計上したものでございます。

繰越金、繰越金、繰越金、繰越金の95万1,000円につきましては、繰越金を計上したものでございます。

村債、村債、地域し尿処理施設整備債の地域し尿処理施設整備債、マイナス4,200万円につきましては、地域し尿処理施設整備債減額分を計上したものでございます。

歳入合計、既定額 2 億7,371万2,000円、補正額95万1,000円、計 2 億7,466万3,000円。

33ページをお開きください。

歳出でございます。

建設改良費、建設改良費、建設改良費につきましては、し尿処理施設整備債の減額、また一般会計からの繰入金の増額に伴いまして財源更正を実施しております。

諸支出金、繰出金、一般会計繰出金、繰出金の95万1,000円につきましては、一般会計繰出金を計上したものでございます。

歳出合計、既定額2億7,371万2,000円、補正額95万1,000円、計2億7,466万3,000円。

続きまして、浄化槽事業特別会計の予算説明をさせていただきます。

35ページをお開きください。

歳入歳出予算補正、総括でございます。

36ページをお開きください。

歳入の説明をさせていただきます。

繰越金、繰越金、繰越金、繰越金の17万4,000円につきましては、繰越金を計上したものでございます。

歳入合計、既定額1,461万9,000円、補正額17万4,000円、計1,479万3,000円。

37ページをお開きください。

歳出でございます。

諸支出金、繰出金、一般会計繰出金、繰出金の17万4,000円につきましては、一般会計繰出金増額分を計上したものでございます。

歳出合計、既定額1,461万9,000円、補正額17万4,000円、計1,479万3,000円。

説明につきましては以上でございます。

ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（佐々木幸美君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。

議案第55号から議案第60号までの議案6件を一括して採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認めます。

議案第55号から議案第60号までに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(佐々木幸美君) 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(佐々木幸美君) 日程第13、議案第61号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長(森下一男君) 議案第61号 母島し尿処理場電気設備改良工事請負契約の締結について(案)。

上記の議案を提出する。

平成26年9月11日。小笠原村長、森下一男。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和54年条例第24号)第2条の規定により、議会の議決に付す必要があるためでございます。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(佐々木幸美君) 財政課長、江尻君。

○財政課長(江尻康弘君) ご説明いたします。

49ページをお開きください。

母島し尿処理場電気設備改良工事請負契約の締結について(案)でございます。

母島し尿処理場電気設備改良工事施工のため、次のとおり工事請負契約を締結する。ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負金額の2割以内において変更することができる。

記。

- 1、契約の目的、母島し尿処理場電気設備改良のため。
- 2、契約件名、母島し尿処理場電気設備改良工事。
- 3、契約の方法、指名競争入札。
- 4、契約金額、6,696万円。
- 5、契約の相手、昱株式会社。

契約の資料につきまして、次の50ページに添付してございます。

ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（佐々木幸美君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認めます。

議案第61号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（佐々木幸美君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎認定第1号から認定第9号までの上程、説明、委員会付託

○議長（佐々木幸美君） 日程第14、認定第1号から日程第22、認定第9号までの認定9件を一括議題といたします。

なお、各会計の款別の金額の読み上げは省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認め、認定9件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長（森下一男君） 認定第1号から第9号までを一括して提出させていただきます。

認定第1号は平成25年度小笠原村一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号は平成25年度小笠原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号は平成25年度小笠原村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号は平成25年度小笠原村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号は平成25年

度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号は平成25年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号は平成25年度小笠原村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第8号は平成25年度小笠原村浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第9号は平成25年度小笠原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

詳細については担当課長に説明をさせます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 財政課長、江尻君。

○財政課長（江尻康弘君） ご説明をさせていただきます。

A4判の印刷物で平成25年度小笠原村決算というものを配付させていただきます。こちらを読み上げる形で説明にかえさせていただきます。

6ページをお開きください。

まず、一般会計でございます。

一般会計の歳入決算でございます。

村税から、続きまして8ページ、8ページをお開きください。22番村債まで21款の歳入合計につきましては収入済額46億1,526万6,921円でございます。

10ページをお開きください。

一般会計の歳出の決算書でございます。

歳出は、議会費から、12ページをお開きください。予備費までの12款、支出済額が45億2,850万9,910円でございます。

歳入歳出の差し引き残額が8,675万7,011円でございます。

14ページをお開きください。

平成25年度小笠原村国民健康保険特別会計歳入決算書でございます。

国民健康保険税から諸収入までの12款、収入済額は、15ページでございます。3億3,714万4,934円でございます。

16ページをお開きください。

平成25年度小笠原村国民健康保険特別会計歳出決算書でございます。

総務費から前年度繰り上げ充用金までの11款、歳出合計につきましては支出済額3億2,082万5,966円でございます。

歳入歳出差し引き残額が1,631万8,968円でございます。

18ページをお開きください。

平成25年度小笠原村簡易水道事業特別会計歳入決算書でございます。

分担金及び負担金から村債までの9款、歳入合計、収入済額は18億8,019万4,333円でございます。

20ページをお開きください。

簡易水道事業特別会計の歳出でございます。

総務費から予備費までの5款、支出済額の合計が18億7,974万5,375円。

歳入歳出差し引き残額が44万8,958円でございます。

22ページをお開きください。

平成25年度小笠原村宅地造成事業特別会計歳入決算書。

事業収入から諸収入までの4款、収入済額につきましては6,230万8,624円でございます。

24ページをお開きください。

平成25年度小笠原村宅地造成事業特別会計歳出決算書。

歳出合計が支出済額6,227万8,546円。

歳入歳出差し引き残額が3万78円でございます。

26ページをお開きください。

平成25年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計歳入決算書。

保険料から村債までの11款、歳入合計は収入済額6,517万3,721円でございます。

28ページをお開きください。

平成25年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計歳出決算書。

歳出合計が支出済額4,685万740円。

歳入歳出差し引き残額1,832万2,981円でございます。

30ページをお開きください。

平成25年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計歳入決算書。

サービス収入から諸収入までの5款、歳入合計、収入済額1億4,990万2,627円でございます。

32ページをお開きください。

平成25年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計歳出決算書。

総務費から予備費までの4款、歳出合計が支出済額1億4,782万4,340円でございます。

歳入歳出差し引き残額207万8,287円でございます。

34ページをお開きください。

平成25年度小笠原村下水道事業特別会計歳入決算書。

分担金及び負担金から村債までの7款、歳入合計は収入済額1億8,676万6,965円でございます。

36ページをお開きください。

平成25年度小笠原村下水道事業特別会計歳出決算書。

歳出合計、支出済額1億8,486万5,298円。

歳入歳出差し引き残額が190万1,667円でございます。

38ページお開きください。

平成25年度小笠原村浄化槽事業特別会計歳入決算書。

分担金及び負担金から村債までの8款、歳入合計、収入済額1,382万8,096円。

40ページをお開きください。

平成25年度小笠原村浄化槽事業特別会計歳出決算書。

総務費から予備費までの5款、歳出合計は支出済額1,348万1,070円。

歳入歳出の差し引き残額が34万7,026円でございます。

42ページをお開きください。

平成25年度小笠原村後期高齢者医療特別会計歳入決算書。

後期高齢者医療保険料から諸収入までの4款、歳入合計、収入済額が2,150万2,594円でございます。

44ページをお開きください。

平成25年度小笠原村後期高齢者医療特別会計歳出決算書。

総務費から予備費までの6款、歳出合計が支出済額2,150万2,594円。

歳入歳出差し引き残額が0円でございます。

各会計の歳入歳出のそれぞれ収入済額、支出済額の説明をさせていただきました。

恐れ入ります、4ページに戻っていただきたいと存じます。

それぞれの会計の決算の総括表がございます。

総合計といたしまして、歳入決算73億3,208万8,815円、歳出決算額が72億588万3,839円、差し引き残額が1億2,620万4,976円でございます。

こちらの冊子のほうには、このほかに各会計の歳入歳出事項別の明細書、実質収支に関する

る調書、財産に関する調書がございます。

また、別に資料といたしまして、小笠原村の決算概要、主要な施策の成果の報告書を配付させていただきます。

説明は以上でございます。

認定のほどよろしく願いをいたします。

(「議長」との声あり)

○議長(佐々木幸美君) 杉田一男君。

○5番(杉田一男君) わかりやすい説明、ありがとうございました。

動議を提出いたします。

平成25年度小笠原村各会計歳入歳出決算の認定につきましては、平成25年度決算特別委員会を設置し、同委員会に付託され審議されることを提案いたします。

○議長(佐々木幸美君) ただいまの動議を議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(佐々木幸美君) 異議なしと認めます。

平成25年度決算特別委員会設置の動議を議題といたします。

要綱(案)はお手元に配付してあります。

朗読は省略します。

本件は、動議のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(佐々木幸美君) 異議なしと認めます。

平成25年度決算特別委員会設置及び平成25年度小笠原村各会計歳入歳出決算の認定については、同委員会に付託することに決定いたしました。

委員は、お手元に配付しております名簿のとおり指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(佐々木幸美君) 異議なしと認め、委員はお手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

お諮りします。

平成25年度決算特別委員会を招集するため、暫時休憩をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(佐々木幸美君) 異議なしと認め、よって、暫時休憩をいたします。

5時10分から再開いたします。お願いします。

(午後5時)

---

○議長(佐々木幸美君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後5時10分)

---

◎決算特別委員会報告

○議長(佐々木幸美君) 平成25年度決算特別委員会より報告があります。

杉田一男君。

○5番(杉田一男君) ご報告します。

平成25年度決算特別委員会において、私、杉田一男が委員長に、片股敬昌君が副委員長に選出されましたので、ご報告いたします。

---

◎散会の宣告

○議長(佐々木幸美君) お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(佐々木幸美君) 異議なしと認め、本日の審議を終了いたします。

次回は9月19日午後2時より会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

(午後5時11分)

## 平成26年第3回小笠原村議会定例会会議録

### 議事日程（第3号）

平成26年9月19日（金曜日）午後2時開議

- 第 1 認定第 1号 平成25年度小笠原村一般会計歳入歳出決算の認定について（案）
- 第 2 認定第 2号 平成25年度小笠原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（案）
- 第 3 認定第 3号 平成25年度小笠原村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（案）
- 第 4 認定第 4号 平成25年度小笠原村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について（案）
- 第 5 認定第 5号 平成25年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定について（案）
- 第 6 認定第 6号 平成25年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定について（案）
- 第 7 認定第 7号 平成25年度小笠原村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（案）
- 第 8 認定第 8号 平成25年度小笠原村浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について（案）
- 第 9 認定第 9号 平成25年度小笠原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（案）
- 第10 民生委員推薦会委員の推薦について
- 第11 発議第 5号 地方財源の拡充に関する意見書（案）
- 第12 発議第 6号 「手話言語法（仮称）」の早期制定を求める意見書（案）

### 追加日程

- 第 1 発議第 7号 国会に憲法改正の早期実現を求める意見書（案）

出席議員（8名）

1番	高橋研史君	2番	片股敬昌君
3番	一木重夫君	4番	鯨江満君
5番	杉田一男君	6番	池田望君
7番	稲垣勇君	8番	佐々木幸美君

---

欠席議員（なし）

---

出席説明員

村長	森下一男君	副村長	石田和彦君
教育長	伊藤直樹君	総務課長	渋谷正昭君
総務課副参事	鈴木敏之君	総務課 企画政策室長	樋口博君
財政課長	江尻康弘君	村民課長	村井達人君
医療課長	佐々木英樹君	産業観光課長	牛島康博君
自然管理員 専門委員	岩本誠君	建設水道課長	篠田千鶴男君
建設水道課 副参事	増山一清君	母島支所長	湯村義夫君
出納課長	菊池元弘君	教育課 課長補佐	大津源君

---

欠席説明員（なし）

---

事務局職員出席者

事務局長	セーボレー孝君	書記	菊池ひろみ君
------	---------	----	--------

---

◎開議の宣告

○議長（佐々木幸美君） これより本日の会議を開きます。

（午後２時）

---

◎会議時間の延長

○議長（佐々木幸美君） この際、あらかじめ会議時間の延長をしておきます。

---

◎認定第１号から認定第９号までの委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（佐々木幸美君） これより本日の日程に入ります。

日程第１、認定第１号から日程第９、認定第９号までの平成25年度小笠原村各会計歳入歳出決算の認定についてを一括議題といたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認め、一括議題といたします。

平成25年度決算特別委員会より報告を求めます。

委員長、杉田一男君。

○決算特別委員会委員長（杉田一男君） ご報告いたします。

平成25年度決算特別委員会審査報告書。

本委員会に付託された平成25年度各会計歳入歳出決算は、審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

平成26年９月19日。平成25年度決算特別委員会委員長、杉田一男。

小笠原村議会議長、佐々木幸美殿。

１、件名。

認定第１号から認定第９号までの平成25年度小笠原村一般会計歳入歳出決算ほか８件の特別会計歳入歳出決算につきましては、全て認定すべきものと決定いたしました。

２、意見。

防災、医療、農業、観光業、教育、介護の各分野で指摘や意見、要望があった点については、改善策、次年度予算への反映などについて検討されたい。なお、本年度で４年目を迎える小笠原村観光局業務委託については、その事業内容と成果を検証されたい。

また、監査委員の決算審査意見書には、財政運営上の指摘もありました。それらの指摘事

項も踏まえて、今後とも健全な財政運営に努められたい。

以上でございます。

○議長（佐々木幸美君） これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 反対意見がないようですので、これより認定第1号から認定第9号までの認定9件を一括して採決を行います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認め、認定9件を一括して採決します。

認定第1号から認定第9号までの認定9件について、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（佐々木幸美君） 起立多数と認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

村長から発言を求められておりますので、これを許します。

村長、森下君。

○村長（森下一男君） 発言の機会をいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいま平成25年度小笠原村各会計歳入歳出決算につきまして認定をいただきました。まことにありがとうございます。

昨年から今年にかけて、返還直後から父島、母島におきまして村づくりに邁進をされておられました多くの先輩方の逝去が続いております。本定例会におきましても小笠原特別措置法の課題についての議論がなされました。また、委員会におきましても不在地主等の議論があったところでございます。返還50周年をやがて迎えるという日本復帰、やがて半世紀というタイミングの中で、強制疎開当時、5村であった村が返還で1村であるという歴史的な背景から生まれる多くの課題について、真摯に向き合わなければいけないタイミングが来ているのではないかと、そのようなことを今回の審議の中で感じたところでございます。

本日、決算の認定に当たりまして、議員の皆様から付された意見、また村を取り巻く状況等を念頭に置きながら、執行部一同、これからも行財政運営に邁進してまいる所存でございますので、今後ともどうぞよろしくお願いを申し上げます。

発言の機会をいただきまして、まことにありがとうございました。

○議長（佐々木幸美君） ありがとうございます。

---

◎民生委員推薦会委員の推薦

○議長（佐々木幸美君） 次に、日程第10、民生委員推薦会委員の推薦についてを議題といたします。

お諮りします。

民生委員法第8条第2項第1号の規定に基づき、議会推薦の民生委員推薦会の委員は1名とし、片股敬昌君を推薦したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認めます。

よって、議会推薦の民生委員推薦会の委員は、片股敬昌君を推薦することに決定いたしました。

---

◎発議第5号の上程、説明、採決

○議長（佐々木幸美君） 日程第11、発議第5号 地方税財源の拡充に関する意見書（案）を議題といたします。

案文はお手元に配付してあります。朗読は省略し、直ちに採決を行います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認めます。

発議第5号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（佐々木幸美君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎発議第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木幸美君） 日程第12、発議第6号 「手話言語法（仮称）」の早期制定を求める意見書（案）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

片股敬昌君。

○2番（片股敬昌君） 「手話言語法（仮称）」の早期制定を求める意見書（案）。

上記の議案を、別紙のとおり小笠原村議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

賛成者は一木重夫議員であります。

提案理由は、国会及び政府に対し、「手話言語法（仮称）」の早期制定を求めるため、本案を提出するものです。

それでは、本文を朗読いたします。

「手話言語法（仮称）」の早期制定を求める意見書（案）

手話は、聴覚障害者がコミュニケーションを取り、物事を考える際に使用され、手指の動きや表情などを使って概念や意思を視覚的に表現するもので、日本語と同様に独自の語いや文法体系を持つ言語である。

平成18年12月に国際連合総会において採択された「障害者の権利に関する条約」では、言語は「音声言語及び手話その他の形態の非音声言語」と定義されている。手話は言語として国際的に認知されており、我が国は平成26年1月に同条約を批准したところである。

また、平成23年8月に成立した改正障害者基本法第3条第3号は、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と規定し、手話が言語に含まれることを明記している。

こうした中、手話が音声言語と対等な言語であることを広く周知し、国民の理解を促進するとともに、聴覚障害者が、家庭、学校、地域社会その他のあらゆる場において、手話を使用して自由なコミュニケーションを享受できるような社会環境を整備することが求められている。

よって、小笠原村議会は、国会及び政府に対し、手話に関する包括的な法律として「手話言語法（仮称）」を早期に制定するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月19日、小笠原村議会。

以上でございます。

よろしくご審議お願い申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認めます。

発議第6号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（佐々木幸美君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程の追加

○議長（佐々木幸美君） 次に、日程の追加についてお諮りします。

発議第7号を日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認め、発議第7号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

---

◎発議第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木幸美君） 追加日程第1、発議第7号 国会に憲法改正の早期実現を求める意見書（案）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

高橋研史君。

○1番（高橋研史君） 本案は当村議会議員7名全員の連名による提出ではございますが、私

のほうから説明させていただきます。

発議第7号、平成26年9月19日、小笠原村議会議長、佐々木幸美殿。

提出者、小笠原村議会議員、稲垣 勇、池田 望、杉田一男、鯉江 満、一木重夫、片股敬昌、高橋研史。

国会に憲法改正の早期実現を求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり小笠原村議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提案理由。

国会に対し、憲法改正の早期実現を求めるため、本案を提出する。

続きまして、意見書（案）でございます。

国会に憲法改正の早期実現を求める意見書（案）。

日本国憲法は、昭和22年5月3日の施行以来、今日に至るまでの約70年間、一度の改正も行われておりません。

しかしこの間、我が国を巡る内外の諸情勢は劇的に変化を遂げています。すなわち、我が国を取り巻く東アジア情勢は、一刻の猶予も許されない事態に直面しています。さらに、家族、環境などの諸問題や大規模災害等への対応が求められています。

このような状況変化を受け、様々な憲法改正案が各政党、各報道機関、民間団体等から提唱されております。国会でも、平成19年の国民投票法の成立を機に憲法審査会が設置され、憲法改正に向けた制度が整備されるに至りました。

新たな時代にふさわしい憲法に改めるため、国会は憲法審査会において憲法改正案を早期に作成し、国民が自ら判断する国民投票を実現することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成26年9月19日、小笠原村議会。

以上でございます。

○議長（佐々木幸美君） 提案者の説明は終わりました。

お諮りします。

本案は質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認めます。

発議第7号に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（佐々木幸美君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎閉会中の継続調査の申し出

○議長（佐々木幸美君） 次に、議会運営委員会、総務委員会、小笠原空港開設・航路改善特別委員会、硫黄島調査特別委員会より所管の事務及び調査中の事件について、各委員長より閉会中の継続調査の申し出があります。

本件は、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査に付したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認めます。

よって、本件は申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

---

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（佐々木幸美君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって、平成26年第3回小笠原村議会定例会を閉会いたします。

(午後2時15分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成26年 月 日

議 長 佐々木 幸 美

副 議 長 鯉 江 満

署 名 議 員 杉 田 一 男

署 名 議 員 池 田 望

# 議案等審議結果表

### 第 3 回 定 例 会 議 案 等 審 議 結 果 表

提出月日（平成 26 年 9 月 11 日）

議決月日（平成 26 年 9 月 12 日）

議案番号	件 名	審議結果
報告第 12 号	出資法人の経営状況について	報 告
報告第 13 号	和解及び損害賠償額の決定について（専決処分）	報 告
報告第 14 号	平成 25 年度小笠原村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	報 告
議案第 52 号	職員の結核休養に関する条例の廃止に関する条例（案）	原案可決
議案第 53 号	平成 26 年度小笠原村一般会計補正予算（第 2 号）（案）	原案可決
議案第 54 号	平成 26 年度小笠原村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）（案）	原案可決
議案第 55 号	平成 26 年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）（案）	原案可決
議案第 56 号	平成 26 年度小笠原村宅地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）（案）	原案可決
議案第 57 号	平成 26 年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 1 号）（案）	原案可決
議案第 58 号	平成 26 年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計補正予算（第 1 号）（案）	原案可決
議案第 59 号	平成 26 年度小笠原村下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）（案）	原案可決
議案第 60 号	平成 26 年度小笠原村浄化槽事業特別会計補正予算（第 1 号）（案）	原案可決

議案番号	件名	審議結果
議案第61号	母島し尿処理場電気設備改良工事請負契約の締結について（案）	原案可決

### 第 3 回 定 例 会 議 案 等 審 議 結 果 表

提出月日（平成 26 年 9 月 11 日、19 日）

議決月日（平成 26 年 9 月 19 日）

議案番号	件 名	審議結果
認定第 1 号	平成 25 年度小笠原村一般会計歳入歳出決算の認定について（案）	原案認定
認定第 2 号	平成 25 年度小笠原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（案）	原案認定
認定第 3 号	平成 25 年度小笠原村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（案）	原案認定
認定第 4 号	平成 25 年度小笠原村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について（案）	原案認定
認定第 5 号	平成 25 年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定について（案）	原案認定
認定第 6 号	平成 25 年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定について（案）	原案認定
認定第 7 号	平成 25 年度小笠原村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（案）	原案認定
認定第 8 号	平成 25 年度小笠原村浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について（案）	原案認定
認定第 9 号	平成 25 年度小笠原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（案）	原案認定
発議第 5 号	地方税財源の拡充に関する意見書（案）	原案可決
発議第 6 号	「手話言語法（仮称）」の早期制定を求める意見書（案）	原案可決
発議第 7 号	国会に憲法改正の早期実現を求める意見書（案）	原案可決

別

冊

26小笠原総第1000号  
平成26年8月25日

小笠原村議会議長  
佐々木 幸美 殿

小笠原村長  
森 下 一 男



平成26年第3回小笠原村議会定例会の招集について（通知）

本日、別紙写しのとおり、平成26年第3回小笠原村議会定例会を招集する告示をしたので、通知いたします。

小笠原村告示第12号

平成26年第3回小笠原村議会定例会を下記のとおり招集する。

平成26年8月25日

小笠原村長 森 下 一 男



記

- 1 期 日 平成26年9月11日
- 2 場 所 小笠原村議会議事堂

26 小笠原議第 70 号  
平成 26 年 8 月 25 日

議 員 各 位

小笠原村議会  
議長 佐々木 幸 美

平成 26 年第 3 回小笠原村議会定例会の招集について

平成 26 年 8 月 25 日付 26 小笠原総第 1000 号により、平成 26 年小笠原村告示第 12 号をもって、平成 26 年 9 月 11 日、平成 26 年第 3 回小笠原村議会定例会を招集する旨の通知があったので通知します。

なお、会議時間は小笠原村議会会議規則第 9 条第 1 項の規定により、午前 10 時開会といたします。

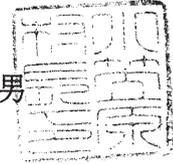
記

1. 開催日時 平成 26 年 9 月 11 日(木) 午前 10 時
2. 開催場所 小笠原村議会議事堂

26小笠原総第1029号  
平成26年8月29日

小笠原村議会議長  
佐々木 幸美 殿

小笠原村長  
森 下 一 男



### 議案の送付について

平成26年第3回小笠原村議会定例会に提出するため、下記議案を送付します。

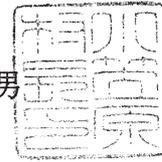
### 記

- |        |                                                |
|--------|------------------------------------------------|
| 議案第52号 | 職員の結核休養に関する条例の廃止に関する条例 (案)                     |
| 議案第53号 | 平成26年度小笠原村一般会計補正予算 (第2号) (案)                   |
| 議案第54号 | 平成26年度小笠原村国民健康保険特別会計補正予算 (第1号) (案)             |
| 議案第55号 | 平成26年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算 (第2号) (案)             |
| 議案第56号 | 平成26年度小笠原村宅地造成事業特別会計補正予算 (第1号) (案)             |
| 議案第57号 | 平成26年度小笠原村介護保険 (保険事業勘定) 特別会計補正予算 (第1号) (案)     |
| 議案第58号 | 平成26年度小笠原村介護保険 (介護サービス事業勘定) 特別会計補正予算 (第1号) (案) |
| 議案第59号 | 平成26年度小笠原村下水道事業特別会計補正予算 (第1号) (案)              |
| 議案第60号 | 平成26年度小笠原村浄化槽事業特別会計補正予算 (第1号) (案)              |

26小笠原総第1027号  
平成26年8月29日

小笠原村議会議長  
佐々木 幸美 殿

小笠原村長  
森 下 一 男



出資法人の経営状況について（報告）

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

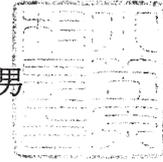
記

報告第12号 出資法人の経営状況について

26小笠原総第1028号  
平成26年8月29日

小笠原村議会議長  
佐々木 幸美 殿

小笠原村長  
森 下 一 男



専決した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により指定している事項について専決処分したので、同条第2項の規定により下記のとおり報告します。

記

報告第13号 和解及び損害賠償額の決定について（専決処分）

26 小笠原議第 71 号  
平成 26 年 8 月 25 日

小笠原村長  
森 下 一 男 殿

小笠原村議会  
議長 佐々木 幸 美

### 説明員の出席要求について

地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定に基づき、平成 26 年第 3 回小笠原村議会定例会に平成 26 年 1 月 8 日付 25 小笠原総第 1819 号及び 25 小笠原総第 1820 号、平成 26 年 4 月 1 日付 26 小笠原総第 51 号により通知された説明員の出席を求めます。なお、開催日時は、下記のとおりです。

### 記

1. 開催日時 平成 26 年 9 月 11 日(木) 午前 1 0 時
2. 開催場所 小笠原村議会議事堂

26 小笠原議第 71 号  
平成 26 年 8 月 25 日

小笠原村教育委員会  
教育長 伊 藤 直 樹 殿

小笠原村議会  
議長 佐々木 幸 美

### 説明員の出席要求について

地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定に基づき、平成 26 年第 3 回小笠原村議会定例会に平成 26 年 1 月 6 日付 25 小笠原教第 590 号及び平成 26 年 4 月 1 日付 26 小笠原教第 37 号により通知された説明員の出席を求めます。なお、開催日時は、下記のとおりです。

### 記

1. 開催日時 平成 26 年 9 月 11 日(木) 午前 1 0 時
2. 開催場所 小笠原村議会議事堂

26小笠原総第1020号  
平成26年8月27日

小笠原村議会議長  
佐々木 幸 美 殿

小笠原村長  
森 下 一 男



説明員の出席について（回答）

平成26年8月25日付26小笠原議第71号により要求のありました平成26年第3回村議会定例会説明員の出欠席につきましては、下記のとおりです。

記

出 席	
村 長	森 下 一 男
副村長	石 田 和 彦
総務課長	渋谷 正 昭
総務課副参事	鈴木 敏 之
総務課企画政策室長	樋 口 博
財政課長	江 尻 康 弘
村民課長	村 井 達 人
医療課長	佐々木 英 樹
産業観光課長	牛 島 康 博
建設水道課長	篠 田 千鶴男
建設水道課副参事	増 山 一 清
母島支所長	湯 村 義 夫
出納課長	菊 池 元 弘
自然管理専門委員	岩 本 誠

26小笠原教第318号  
平成26年8月25日

小笠原村議会  
議長 佐々木 幸美 殿

小笠原村教育委員会  
教育長 伊藤 直樹



説明員の出席について（定例会）

平成26年8月25日付26小笠原議第71号により要求のありました説明員については、以下のとおりです。

記

出席 教育長 教育課長事務取扱 伊藤 直樹

出席 教育課 課長補佐 大津 源

26小笠原総第1042号  
平成26年9月1日

小笠原村議会議長  
佐々木 幸美 殿

小笠原村長  
森 下 一 男



議案の送付について

平成26年第3回小笠原村議会定例会に提出するため、下記議案を送付します。

記

議案第61号 母島し尿処理場電気設備改良工事請負契約の締結について (案)

26小笠原総第1093号  
平成26年9月8日

小笠原村議会議長  
佐々木 幸美 殿

小笠原村長  
森 下 一 男



平成25年度小笠原村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項、及び第22条第1項の規定に基づき、平成25年度健全化判断比率及び資金不足比率を下記のとおり報告します。

記

報告第14号 平成25年度小笠原村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

26小笠原総第1094号  
平成26年9月8日

小笠原村議会議長  
佐々木 幸美 殿

小笠原村長  
森 下 一 男



平成25年度小笠原村各会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条の規定により、下記のとおり送付します。

記

- 1 平成25年度決算審査意見書
- 2 平成25年度小笠原村各会計歳入歳出決算書
  - 認定第1号 平成25年度小笠原村一般会計歳入歳出決算書
  - 認定第2号 平成25年度小笠原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算書
  - 認定第3号 平成25年度小笠原村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算書
  - 認定第4号 平成25年度小笠原村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算書
  - 認定第5号 平成25年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算書
  - 認定第6号 平成25年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算書
  - 認定第7号 平成25年度小笠原村下水道事業特別会計歳入歳出決算書
  - 認定第8号 平成25年度小笠原村浄化槽事業特別会計歳入歳出決算書
  - 認定第9号 平成25年度小笠原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書
- 3 平成25年度小笠原村各会計歳入歳出決算事項別明細書
- 4 平成25年度小笠原村実質収支に関する調書
- 5 平成25年度小笠原村財産に関する調書
- 6 平成25年度小笠原村決算概要 主要な施策の成果報告書

平成 25 年度決算特別委員会設置に関する動議

別紙の要綱（案）に基づき、平成 25 年度決算特別委員会を設置されたい。

平成 26 年 9 月 12 日

提出者 小笠原村議会議員  
杉 田 一 男

## 平成 25 年度決算特別委員会設置要綱（案）

1. 名 称  
平成 25 年度決算特別委員会
2. 設置根拠  
小笠原村議会委員会条例第 5 条
3. 目 的  
平成 25 年度小笠原村各会計歳入歳出決算について、その行政効果、財政構造等を大局的に見地から決算審査を行う。
4. 委員の組織  
委員は 6 名とし、委員長 1 名、副委員長 1 名を置く。

## 平成 25 年度決算特別委員会名簿

委員 稲垣 勇

委員 杉田一男

委員 鯉江 満

委員 一木重夫

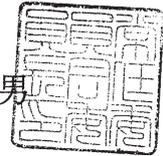
委員 片股敬昌

委員 高橋研史

平成 26 年 9 月 2 日

小笠原村議会議長  
佐々木 幸 美 殿

議会運営委員会  
委員長 杉田一男



### 閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所掌事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定しましたので、会議規則第 75 条の規定により申し出ます。

### 記

- 1 事 件 本会議の会期日程等議会の運営に関する事項

平成 26 年 9 月 12 日

小笠原村議会議長  
佐々木 幸 美 殿

硫黄島調査特別委員会  
委員長 一木重夫



閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定しましたので、会議規則第 75 条の規定により申し出ます。

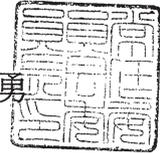
記

- 1 事 件 硫黄島についての総合的な調査・研究

平成 26 年 9 月 12 日

小笠原村議会議長  
佐々木 幸 美 殿

総務委員会  
委員長 稲垣 勇



### 閉会中の継続調査申出

本委員会は、下記の所管事務について、閉会中の継続調査を要するものと決定しましたので、会議規則第 75 条の規定により申し出ます。

### 記

#### 1 事 件 特定事件継続調査事項にかかる事件

#### 特定事件継続調査事項表

#### 総務委員会

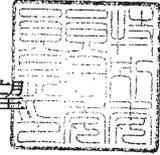
##### 1. 村政全般

総合計画について  
財政について  
社会福祉について  
保健衛生について  
環境衛生について  
防災について  
教育について  
農林水産業について  
商工観光業について  
環境保全について  
土木建築について  
上下水道事業について  
宅地造成事業について  
その他

平成 26 年 9 月 12 日

小笠原村議会議長  
佐々木 幸 美 殿

小笠原空港開設・航路改善特別委員会  
委員長 池田 望



閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定しましたので、会議規則第 75 条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件 小笠原空港開設の推進及び航路改善について

# 議 案 の 部

報告第12号

出資法人の経営状況について

平成26年9月11日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

(提案理由)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定に基づき、議会に報告する必要があるため。

## 出資法人等経営状況報告書

### 1 法人の概要

- (1) 名 称 小笠原ラム・リキュール (株)
- (2) 目 的 ラム酒、パッション・リキュール等の製造・販売により、地域産業の振興及び村の活性化を図るため。
- (3) 設立年月日 平成元年12月1日
- (4) 資本金 20,000,000円 (うち小笠原村 18,500,000円 割合 92.5%)
- (5) 役員 取締役 3名 監査役 1名 代表取締役 森下一男
- (6) 事務所 東京都小笠原村父島字西町

### 2 平成25年度事業概要

観光客数の減少にともない、売上も前年度より減少したが、世界自然遺産登録前の売上より300万円以上増加している。しかしながら、12月からの仕込み時期に冷水器が故障し、離島のため修理に3ヶ月半を要した結果、製造量が減少し決算上若干の赤字計上となった。

平成25年度(第25期)の販売成績及び売上高は次のとおり。

#### ・販売成績

	大 瓶	前期比	小 瓶	前期比	大瓶+小瓶	前期比
ラム酒	2,334本	△340本 △12.7%	5,335本	△1,238本 △18.8%	7,669本	△1,578本 △17.1%
パッション・リキュール	1,673本	△4本 △0.2%	4,689本	△770本 △14.1%	6,362本	△774本 △10.8%
合 計	4,007本	△334本 △7.9%	10,024本	△2,008本 △16.7%	14,031本	△2,352本 △14.4%
ラム酒 量売	210L	△60L △22.2%				

#### ・売上高

	前 期	今 期	前期比
ラム酒	8,990,715円	7,383,570円	△1,607,145円 △17.9%
パッション・リキュール	6,683,000円	6,125,250円	△557,750円 △8.3%
2本箱及び送料	156,762円	152,894円	△3,868円 △2.5%
合 計	15,830,477円	13,661,714円	△2,168,763円 △13.7%

この結果として、平成25年度（第25期）の当期純利益は△482,329円となり、前期繰越損失7,344,247円にプラスして、当期末未処理損失額は7,826,576円となった。

### 3 平成25年度決算書

#### (1) 貸借対照表（平成26年3月31日現在）（単位：円）

資産の部		負債及び資本の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	20,371,623	I 流動負債	623,843
1 現金・預金	7,158,273	1 未払金	438,612
2 売掛金	3,925,741	2 預り金	185,231
3 製品	234,337		
4 原材料	253,765	II 固定負債	8,465,790
5 半製品	7,591,772	1 長期借入金	7,841,947
6 貯蔵品	2,207,735		
		III 資本の部	12,173,424
II 固定資産	267,591	1 資本金	20,000,000
1 有形固定資産	13,377	2 剰余金（欠損金）	△7,826,576
2 無形固定資産	254,214		
合計	20,639,214	合計	20,639,214

#### (2) 損益計算書（平成25年4月1日～平成26年3月31日）（単位：円）

科 目	金 額	科 目	金 額
I 営業損益の部		III 税引前当期利益	△482,329
1 営業収入	13,661,714		
2 売上原価	9,485,652	IV 当期利益	△482,329
3 販売費及一般管理費	4,292,979		
4 営業利益	△116,917	V 前期繰越損失	△7,344,247
II 営業外損益の部		VI 当期未処分損失	△7,826,576
1 営業外収益	3,951		
2 営業外費用	369,363		
3 経常利益	△482,329		

#### (3) 剰余金計算書

前期繰越損失	△7,344,247円
当期利益	△482,329円
当期末未処理損失	△7,826,576円

(4) 損失処分計算書

次期繰越損失  $\Delta 7,826,576$ 円

4 平成26年度計画

(1) 事業計画

平成26年度(第26期)は次の3点を中心に、売り上げを維持しつつ、販売促進に努める。

① 売り上げを維持しつつ、新商品を販売する。

平成23年度より試作品を製造してきたアルコール度数25度のラム酒は、世界自然遺産登録により既存商品の売り上げが伸びたことから、計画どおりに製造することが出来ていなかった。、しかしながら、平成25年度に一定量製造することが出来たことから、平成26年度内に各種手続きを進めるとともに宣伝活動等を行い、販売を目指す。

② 内地向け販売促進の強化

出展費用等負担の少ない内地イベント等に積極的に参加し、知名度の向上に努める。

③ 島民からも愛される地酒を目指す。

(1) 村内イベント時(サマーフェスティバル・年末年始・その他来島団体の歓迎イベント等)での試飲を積極的に実施する。

(2) 量り売りの売り込みを強化して村内飲食店に幅広く置いてもらい、島民が気軽に飲める機会を増やす。

営業損益の部

営業収益

売上高	ラム酒	8,000,000円・・・①
	パッション・リキュール	6,000,000円・・・②
	計 ①+②	14,000,000円・・・③

営業費用

売上原価	8,500,000円・・・④
販売費及び一般管理費	4,000,000円・・・⑤
計 ④+⑤	12,500,000円・・・⑥

営業利益 ③-⑥ 1,500,000円・・・⑦

営業外損益の部

営業外収益 0円・・・⑧

営業外費用 500,000円・・・⑨

営業外利益(損失) ⑧-⑨  $\Delta 500,000$ 円・・・⑩

経常利益(当期利益) ⑦+⑩ 1,000,000円・・・⑪

前期繰越利益(損失)  $\Delta 7,826,576$ 円・・・⑫

当期末未処分利益(損失) ⑪+⑫  $\Delta 6,826,576$ 円・・・⑬

# 決算報告書

第 25 期

自 平成25年 4月 1日

至 平成26年 3月31日

東京都小笠原村父島字西町

小笠原ラム・リキュール株式会社

# 貸借対照表

小笠原ラム・リキュール株式会社

平成26年 3月31日現在

(単位:円)

## 資産の部

### 【流動資産】

現金・預金	7,158,273
売掛金	2,925,741
製品	234,337
原材料	253,765
半製品	7,591,772
貯蔵品	2,207,735

流動資産合計

20,371,623

### 【固定資産】

#### 【有形固定資産】

建物附属設備	219,930
機械装置	462,727
工具器具備品	737,844
減価償却累計額	△1,407,124

有形固定資産合計

13,377

#### 【無形固定資産】

電話加入権	74,984
商標権	179,230

無形固定資産合計

254,214

固定資産合計

267,591

資産の部合計

20,639,214

## 負債の部

### 【流動負債】

未払金	438,612
預り金	185,231

流動負債合計 623,843

### 【固定負債】

長期借入金	7,841,947
-------	-----------

固定負債合計 7,841,947

負債の部合計 8,465,790

## 資本の部

### 【資本金】

資本金	20,000,000
-----	------------

資本金合計 20,000,000

### 【剰余金(欠損金)】

当期末処分利益(損失)	△7,826,576
-------------	------------

(うち当期利益(損失))	△482,329
--------------	----------

剰余金(欠損金)合計 △7,826,576

資本の部合計 12,173,424

負債・資本合計 20,639,214

(注)

消費税の経理処理方式

税込処理

# 損益計算書

小笠原ラム・リキュール株式会社

自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日

(単位:円)

## 経常損益の部

### 【営業損益の部】

#### 【営業収益】

##### 【売上高】

売 上 高 13,661,714

売 上 高 合 計 13,661,714

#### 【営業費用】

##### 【売上原価】

期首商品・製品棚卸高 146,874

当期製品製造原価 9,573,115

合 計 9,719,989

期末商品・製品棚卸高 234,337

売 上 原 価 9,485,652

売上総利益(損失) 4,176,062

##### 【販売費及び一般管理費】

販売費及び一般管理費合計 4,292,979

営業利益(損失) △116,917

### 【営業外損益の部】

#### 【営業外収益】

受 取 利 息 1,541

雑 収 入 2,410

営業外収益合計 3,951

#### 【営業外費用】

支 払 利 息 369,363

営業外費用合計 369,363

経常利益(損失) △482,329

税引前当期利益(損失) △482,329

当期利益(損失) △482,329

前期繰越利益(損失) △7,344,247

当期未処分利益(損失) △7,826,576

## 販売費及び一般管理費内訳書

小笠原ラム・リキュール株式会社

自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日

(単位:円)

広	告	宣	伝	費	34,360
荷	造	発	送	費	200,000
通		信		費	38,847
賃		借		料	500,000
消	耗	品		費	68,190
租	税	公		課	2,885,513
諸		会		費	125,680
支	払	手	数	料	304,252
旅	費	交	通	費	101,090
雑				費	35,047
販売費及び一般管理費合計					<u>4,292,979</u>

## 製造原価報告書

小笠原ラム・リキュール株式会社

自 平成25年 4月 1日      至 平成26年 3月31日

(単位:円)

**【総製造費用】**

**【材料費】**

期首原材料棚卸高	112,200	
当期材料仕入高	646,799	
合 計	758,999	
期末原材料棚卸高	253,765	
材 料 費 合 計	505,234	

**【労務費】**

給料手当	3,298,757	
[製] 法定福利費	428,877	
福利厚生費	108,000	
労 務 費 合 計	3,835,634	

**【製造経費】**

減価償却費	1,823	
[製] 燃料費	186,375	
[製] 消耗品費	2,550,971	
[製] 運賃	640,118	
製 造 経 費 合 計	3,379,287	
総 製 造 費 用	7,720,155	
期首半製品棚卸高	9,444,732	
合 計	17,164,887	
期末半製品棚卸高	7,591,772	
当 期 製 品 製 造 原 価	9,573,115	

## 損失処理案

(単位:円)

当期未処理損失	7,826,576
次期繰越損失	<u>7,826,576</u>

報告第13号

和解及び損害賠償額の決定について（専決処分）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成26年9月11日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定に基づき、議会に報告する必要があるため。

## 専 決 処 分 書

小笠原村が当事者である和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び「専決処分事項の指定について（平成22年3月10日議決）」に基づき、次のとおり専決処分する。

平成26年8月1日

小笠原村長 森 下 一 男

次のとおり、和解契約を締結し、損害賠償の額を決定する。

1. 和解契約の相手方  
【省略】

2. 和解契約の条件の骨子

- (1) 村は、保険給付相当額を相手方に支払う。
- (2) 村と相手方は、上記（1）についての和解契約書を取り交わし、互いにその他一切の債権債務がないことを確認する。

3. 損害賠償の額  
金16,670円

4. 和解契約の締結日  
平成26年8月5日

5. 和解契約の原因

相手側が村立診療所を受診した際（平成23年12月、24年1～2月）に保険証の提示が出来ず、全額を自費で診療を受けた。

その際、医療課において保険者に対する療養費の請求案内を手渡ししたが、請求期限「2年」のところ「5年」と誤った表示をしていたため、一部療養費の請求が時効になり、相手側に損害を与えたもの。

## 報告第14号

平成25年度小笠原村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

上記について監査委員の意見を付けて報告する。

平成26年9月11日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

(提案理由)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて、議会に報告する必要があるため。

### 平成25年度小笠原村健全化判断比率及び資金不足比率報告書

<健全化判断比率>

(単位:%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (15.0)	— (20.0)	14.1 (25.0)	— (350.0)

※ 実質赤字比率と連結実質赤字比率については、一般会計等及び公営事業会計ともに赤字ではなかったため「—」としている。

※ 将来負担比率は、将来負担しなければならない実質的な負担額が、収入が見込める額よりも少ないために「—」としている。

※ 表中（ ）は早期健全化基準であり、基準を超えると財政健全化計画の策定を義務付けられる。

<資金不足比率>

特別会計の名称	資金不足比率 (%)
簡易水道事業特別会計	—
浄化槽事業特別会計	—

26 小笠原監第 18 号  
平成 26 年 9 月 5 日

小笠原村長  
森 下 一 男 殿

小笠原村代表監査委員 稲垣直彦

小笠原村監査委員 池田 望

平成 25 年度小笠原村健全化判断比率及び資金不足比率審査について  
(意見書)

平成 26 年 8 月 18 日付 26 小笠原総第 967 号で審査に付された、平成 25 年度決算に係る小笠原村健全化判断比率及び資金不足比率報告書について、別紙のとおり意見書を提出します。

平成 25 年度小笠原村健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

1. 審査の対象

平成 25 年度の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率(以下「健全化判断比率」という。)及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類。

2. 審査の期間

平成 26 年 8 月 25 日(月)

3. 審査の要領

審査に当たっては、提出された健全化判断比率及び資金不足比率について、その算定の基礎となる事項を記載した書類が法令の趣旨に沿って適正に作成されているかを確認し、更に、これらの書類の計数が正確に表示されているか、決算書の数値等と照合を行った。

4. 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記表の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認められた。

【健全化判断比率】

(単位:%)

区 分	平成 25 年度	平成 24 年度	早期健全化 基 準	財政再生 基 準
実質赤字比率	—	—	15	20
連結実質赤字比率	—	—	20	35
実質公債費比率	14.1	15.1	25	35
将来負担比率	— ※	— ※	350	

※将来負担比率は、将来負担しなければならない実質的な負担額が、収入が見込める額よりも少なかったため、「—」となっている。

## 【資金不足比率】

(単位:%)

区 分	平成 25 年度	平成 24 年度	経営健全化 基 準
簡易水道事業特別会計	—	—	20
浄化槽事業特別会計	—	—	20

## (2) 個別意見

## ◇実質赤字比率について

平成 25 年度においては、実質赤字比率は発生していない。

## ◇連結実質赤字比率について

平成 25 年度においては、連結実質赤字比率は発生していない。

## ◇実質公債費比率について

平成 25 年度の実質公債費比率は、前年度より 1 ポイント下がり、14.1%と算出され、早期健全化基準(25%)、財政再生基準(35%)を下回っている。

## ◇将来負担比率について

平成 25 年度の将来負担比率は発生していない。

## ◇資金不足比率について

平成 25 年度の資金不足比率は、簡易水道事業特別会計及び浄化槽事業特別会計とも発生していない。

## (3) その他

実質公債費比率が下がった要因は、平成 24 年度に引き続き村債の任意繰上償還が行われたことによる。今後は、沖村浄水場の改良工事が本格化し、父・母両島の児童福祉施設の整備、小笠原小中学校の整備も計画されていて、それに伴う新たな起債で、実質公債費比率が再度上昇傾向に転じないように、将来を見据えた健全な財政運営に努められたい。

議案第 5 2 号

職員の結核休養に関する条例の廃止に関する条例（案）

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 9 月 1 1 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

結核性疾患を取り巻く状況の変化に伴い、結核休養制度を廃止するため。

職員の結核休養に関する条例の廃止に関する条例（案）

（職員の結核休養に関する条例の廃止）

第1条 職員の結核休養に関する条例（昭和50年条例第17号）は、廃止する。

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第2条 職員の給与に関する条例（昭和50年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第24条を削り、第25条を第24条とし、第26条を第25条とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成27年1月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例の施行前に結核休養を開始した職員の結核休養、及び給与については、なお従前の例による。

議案第53号

平成26年度小笠原村一般会計補正予算（第2号）（案）

上記の議案を提出する。

平成26年9月11日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

平成26年度小笠原村

一般会計補正予算

（第2号）

（別紙）

平成26年度小笠原村  
一般会計補正予算  
予算総則

平成26年度小笠原村一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ 183,781千円 を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4,074,627千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成26年9月11日

小笠原村長 森 下 一 男

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
10. 地方特例交付金		380	△53	327
	1. 地方特例交付金	380	△53	327
11. 地方交付税		1,360,920	54,018	1,414,938
	1. 地方交付税	1,360,920	54,018	1,414,938
15. 国庫支出金		264,553	76,622	341,175
	2. 国庫補助金	204,152	76,622	280,774
16. 都支出金		871,281	△15,394	855,887
	2. 都補助金	810,724	△15,510	795,214
	3. 都委託金	37,685	116	37,801
19. 繰入金		201,893	52,714	254,607
	1. 特別会計繰入金	24,852	10,355	35,207
	2. 基金繰入金	177,041	42,359	219,400
20. 繰越金		47,197	39,560	86,757
	1. 繰越金	47,197	39,560	86,757
21. 諸収入		84,963	△27,186	57,777
	4. 受託事業収入	7,055	1,650	8,705
	6. 雑収入	70,835	△28,836	41,999
22. 村債		99,400	3,500	102,900
	1. 村債	99,400	3,500	102,900
歳入	合計	3,890,846	183,781	4,074,627

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
02. 総 務 費		1,081,886	86,887	1,168,773
	01. 総 務 管 理 費	1,014,671	79,581	1,094,252
	02. 徴 税 費	30,563	1,000	31,563
	03. 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	34,546	6,410	40,956
	05. 統 計 調 査 費	836	△104	732
03. 民 生 費		649,456	24,579	674,035
	01. 社 会 福 祉 費	427,604	24,579	452,183
04. 衛 生 費		947,394	40,498	987,892
	01. 保 健 衛 生 費	568,368	13,234	581,602
	02. 清 掃 費	335,079	27,264	362,343
05. 農 林 水 産 業 費		77,947	3,612	81,559
	01. 農 業 費	13,232	3,612	16,844
07. 土 木 費		118,500	4,401	122,901
	01. 土 木 管 理 費	15,987	1,650	17,637
	02. 道 路 橋 り よ う 費	80,353	2,751	83,104
08. 消 防 費		10,006	1,016	11,022
	01. 消 防 費	10,006	1,016	11,022
09. 教 育 費		272,202	△30,948	241,254
	04. 社 会 教 育 費	25,611	7,803	33,414
	05. 保 健 体 育 費	80,858	△38,751	42,107
12. 諸 支 出 金		54,775	53,736	108,511
	01. 基 金 費	49,455	53,735	103,190
	02. 諸 費	5,320	1	5,321
歳 出 合 計		3,890,846	183,781	4,074,627

第2表 地方債補正

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
1 臨時財政対策債	千円 99,400	証書借入	年4%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、東京都、その他の金融機関について、その融資条件による	千円 102,900	証書借入	年4%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、東京都、その他の金融機関について、その融資条件による

議案第54号

平成26年度小笠原村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
（案）

上記の議案を提出する。

平成26年9月11日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

平成26年度小笠原村

国民健康保険特別会計補正予算

（第1号）

（別紙）

平成26年度小笠原村  
国民健康保険特別会計補正予算  
予 算 総 則

平成26年度小笠原村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ 33,157 千円 を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 289,477 千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年9月11日

小笠原村長 森 下 一 男

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
11. 繰入金		22,721	17,339	40,060
	1. 一般会計繰入金	22,721	17,339	40,060
12. 繰越金		501	15,818	16,319
	1. 繰越金	501	15,818	16,319
歳入合計		256,320	33,157	289,477

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
02. 保険給付費		143,935	50	143,985
	06. 結核・精神医療給付費	50	50	100
03. 後期高齢者支援金等		39,485	3,567	43,052
	01. 後期高齢者支援金等	39,485	3,567	43,052
06. 介護納付金		23,236	5,830	29,066
	01. 介護納付金	23,236	5,830	29,066
07. 共同事業拠出金		24,672	12,547	37,219
	01. 共同事業拠出金	24,672	12,547	37,219
09. 諸支出金		504	11,163	11,667
	01. 償還金及還付金	503	3,003	3,506
	02. 繰出金	1	8,160	8,161
歳出合計		256,320	33,157	289,477

議案第 55 号

平成 26 年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）  
（案）

上記の議案を提出する。

平成 26 年 9 月 11 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

## 平成 26 年度小笠原村

### 簡易水道事業特別会計補正予算

（第 2 号）

（別紙）

平成 26 年度小笠原村  
簡易水道事業特別会計補正予算  
予 算 総 則

平成 26 年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ 225 千円 を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 193,466 千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 26 年 9 月 11 日

小笠原村長 森 下 一 男

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
7.繰越金		1	225	226
	1.繰越金	1	225	226
歳入	合計	193,241	225	193,466



議案第56号

平成26年度小笠原村宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）  
（案）

上記の議案を提出する。

平成26年9月11日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

平成26年度小笠原村

宅地造成事業特別会計補正予算

（第1号）

（別紙）

平成26年度小笠原村  
宅地造成事業特別会計補正予算  
予 算 総 則

平成26年度小笠原村宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ 30 千円 を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 29,232 千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年9月11日

小笠原村長 森 下 一 男

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
4. 繰 越 金		1	30	31
	1. 繰 越 金	1	30	31
歳 入	合 計	29,202	30	29,232



議案第 57 号

平成 26 年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算  
（第 1 号）（案）

上記の議案を提出する。

平成 26 年 9 月 11 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

平成 26 年度小笠原村

介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算

（第 1 号）

（別紙）

平成 26 年度小笠原村  
介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算  
予 算 総 則

平成 26 年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 1 号）  
は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ 13,511 千円 を追加し、歳入歳出予  
算の総額をそれぞれ 91,668 千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳  
出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 26 年 9 月 11 日

小笠原村長 森 下 一 男

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
3. 国庫支出金		14,314	338	14,652
	1. 国庫負担金	12,692	338	13,030
5. 都支出金		9,631	4	9,635
	1. 都負担金	9,508	4	9,512
9. 繰越金		100	13,169	13,269
	1. 繰越金	100	13,169	13,269
歳入合計		78,157	13,511	91,668

歳 出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
02. 保 險 給 付 費		68,089	342	68,431
	01. 介 護 サービス 等 諸 費	68,089	342	68,431
05. 基 金 積 立 金		9	11,818	11,827
	01. 基 金 積 立 金	9	11,818	11,827
06. 諸 支 出 金		105	1,351	1,456
	01. 償 還 金 及 還 付 金	103	1,351	1,454
歳 出	合 計	78,157	13,511	91,668

議案第58号

平成26年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計  
補正予算（第1号）（案）

上記の議案を提出する。

平成26年9月11日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

平成26年度小笠原村

介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計補正予算

（第1号）

（別紙）

平成26年度小笠原村  
介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計補正予算  
予 算 総 則

平成26年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計補正予算  
（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1,040千円 を追加し、歳入歳出予算  
の総額をそれぞれ 169,052千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳  
出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年9月11日

小笠原村長 森 下 一 男

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
4. 繰 越 金		1	1,040	1,041
	1. 繰 越 金	1	1,040	1,041
歳 入	合 計	168,012	1,040	169,052

歳 出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
03. 諸 支 出 金		5	1,040	1,045
	01. 繰 出 金	2	1,040	1,042
歳 出	合 計	168,012	1,040	169,052

議案第 59 号

平成 26 年度小笠原村下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）（案）

上記の議案を提出する。

平成 26 年 9 月 11 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

## 平成 26 年度小笠原村

### 下水道事業特別会計補正予算

#### （第 1 号）

（別紙）

平成 26 年度小笠原村  
下水道事業特別会計補正予算  
予 算 総 則

平成 26 年度小笠原村下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ 951 千円 を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 274,663 千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

平成 26 年 9 月 11 日

小笠原村長 森 下 一 男

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
6. 繰 入 金		137,739	42,000	179,739
	1. 繰 入 金	137,739	42,000	179,739
7. 繰 越 金		1	951	952
	1. 繰 越 金	1	951	952
9. 村 債		42,000	△42,000	0
	1. 村 債	42,000	△42,000	0
歳 入 合 計		273,712	951	274,663

歳 出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
05. 諸 支 出 金		1	951	952
	01. 繰 出 金	1	951	952
歳 出	合 計	273,712	951	274,663

第2表 地方債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
1 地域し尿処理施設整備債	千円 42,000	証書借入	年4%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、東京都、その他の金融機関について、その融資条件による	千円 0	証書借入	年4%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、東京都、その他の金融機関について、その融資条件による

議案第60号

平成26年度小笠原村浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）（案）

上記の議案を提出する。

平成26年9月11日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

## 平成26年度小笠原村

### 浄化槽事業特別会計補正予算

（第1号）

（別紙）

平成26年度小笠原村  
浄化槽事業特別会計補正予算  
予 算 総 則

平成26年度小笠原村浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ 174千円 を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 14,793千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年9月11日

小笠原村長 森 下 一 男

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
6. 繰越金		1	174	175
	1. 繰越金	1	174	175
歳入	合計	14,619	174	14,793

歳 出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
04. 諸 支 出 金		1	174	175
	01. 繰 出 金	1	174	175
歳 出	合 計	14,619	174	14,793

議案第61号

母島し尿処理場電気設備改良工事請負契約の締結について（案）

上記の議案を提出する。

平成26年9月11日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和54年条例第24号）第2条の規定により議会の議決に付す必要があるため。

## 母島し尿処理場電気設備改良工事請負契約の締結について（案）

母島し尿処理場電気設備改良工事施工のため次のとおり工事請負契約を締結する。ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負金額の2割以内において変更することができる。

### 記

- 1 契約の目的 母島し尿処理場電気設備改良のため
- 2 契約件名 母島し尿処理場電気設備改良工事
- 3 契約の方法 指名競争入札
- 4 契約金額 66,960,000 円
- 5 契約の相手 昱株式会社  
取締役 関 昌明

## 契 約 資 料

1. 件 名 母島し尿処理場電気設備改良工事
2. 工 事 場 所 東京都小笠原村母島字評議平 地内
3. 工 期 平成27年3月20日
4. 工 事 概 要 受変電盤、制御盤取替工事  
既設受変電盤、制御盤撤去  
高圧、低圧、制御ケーブル取替工事  
撤去処分一式
5. 契約の相手 昱株式会社  
取締役 関 昌明
6. 契約金額 66,960,000 円
7. 入札経過

(1) 入札日 平成26年9月1日

(2) 指名業者 5業者  
昱株式会社  
西川計測株式会社  
株式会社第一テクノ  
株式会社明電舎  
メタウォーター株式会社

(3) 入札結果

	第1回入札	
昱株式会社	62,000,000 円	落札
西川計測株式会社	65,000,000 円	
株式会社第一テクノ	68,000,000 円	
株式会社明電舎	辞退	
メタウォーター株式会社	辞退	

(注) 本件入札金額は、消費税抜きの金額である。  
本件入札に係る申込金額は、上記に記載してある金額に  
100分の8に相当する金額を加算したものである。

認定第1号

平成25年度小笠原村一般会計歳入歳出決算の認定について

上記について認定されたい。

平成26年9月11日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

認定第2号

平成25年度小笠原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

上記について認定されたい。

平成26年9月11日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

認定第3号

平成25年度小笠原村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

上記について認定されたい。

平成26年9月11日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

認定第4号

平成25年度小笠原村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

上記について認定されたい。

平成26年9月11日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

認定第 5 号

平成 2 5 年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計歳入歳出  
決算の認定について

上記について認定されたい。

平成 2 6 年 9 月 1 1 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

認定第 6 号

平成 2 5 年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計  
歳入歳出決算の認定について

上記について認定されたい。

平成 2 6 年 9 月 1 1 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

認定第 7 号

平成 2 5 年度小笠原村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につ  
いて

上記について認定されたい。

平成 2 6 年 9 月 1 1 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

認定第 8 号

平成 2 5 年度小笠原村浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定につ  
いて

上記について認定されたい。

平成 2 6 年 9 月 1 1 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

認定第9号

平成25年度小笠原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定  
について

上記について認定されたい。

平成26年9月11日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

発議第 5 号

平成 26 年 9 月 11 日

小笠原村議会議長  
佐々木幸美 殿

提出者 小笠原村議会議員

稲垣 勇   
池田 望   
松田 一男   
榎江 満   
一木 重夫   
片股 敬昌   
高橋 研史 

### 地方税財源の拡充に関する意見書(案)

上記の議案を、別紙のとおり小笠原村議会会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出します。

#### (提案理由)

国に対し、地方が担う権限と責任に見合う地方税財源の拡充に取り組むよう求めるため、本案を提出する。

## 地方税財源の拡充に関する意見書(案)

真の分権型社会を実現するためには、国と地方の役割分担を明確にし、地方がその責任と権限に応じた役割を果たせるよう、地方税財源の拡充を図る必要がある。

しかし、国は、平成26年度税制改正において、地方法人特別税・地方法人特別譲与税を廃止しないばかりか、地方の貴重な自主財源である法人住民税の国税化を新たに導入し、消費税率の10パーセントへの引上げ時には、法人住民税の国税化をさらに進めるとした。こうした措置は、地方税財源の拡充につながらず、地方の自立そのものを妨げ、地方分権の流れに逆行するものである。併せて、来年度からは法人実効税率の引下げが予定されており、地方税財政への影響が強く懸念されている。また、法人実効税率の引下げに関連し、地方自治体が自らの課税自主権に基づいて実施している地方税の超過課税について、一部からはその自主的な取り止めを求めるかのような意見も出てきている。

現在、小笠原村には、医療・高齢者入居施設の確保、運営、子育て環境の整備等、国の特別措置法のもと復興・振興開発事業により整備を進めてきた生活・産業基盤施設の維持・更新、防災力の強化など、膨大な財政需要が存在している。

地方自治体が、こうした多岐にわたる課題に適切に対応し、充実した住民サービスを提供していくためには、需要に見合う財源の確保が不可欠であり、地方財政が抱える巨額の財源不足という問題は、限られた地方税財源の中での財源調整では根本的な解決を図ることはできない。すなわち、近年の税制改正で導入された地方法人特別税及び地方法人特別譲与税、地方法人税のように、地方固有の税を地方間の財源調整に用いるような対応は、厳に慎むべきことである。

よって、小笠原村議会は、国会及び政府に対し、法人実効税率の引下げを行う場合には、国の責任において確実な代替財源を確保するなど、全ての地方自治体の歳入に影響を及ぼさないよう万全の対応を行うとともに、憲法で保障された地方の課税自主権に基づく超過課税の実施に関しては、あくまでも地方自治体の判断が尊重されるべきこと、また、地方税の根本原則をゆがめる地方法人特別税・地方法人特別譲与税と法人住民税の国税化を直ちに撤廃して地方税として復元し、地方が担う権限と責任に見合う地方税財源の拡充という本質的な問題に取り組むことを強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月19日

小笠原村議会

衆 参 内 総 財	議 議 閣	院 院 総 務 務	議 議 理 大 大	長 長 臣 臣 臣	} 宛て

発議第 6 号

平成 26 年 9 月 11 日

小笠原村議会議長  
佐々木幸美 殿

提出者 小笠原村議会議員

片股敬昌

賛成者 小笠原村議会議員

一木重夫

「手話言語法(仮称)」の早期制定を求める意見書(案)

上記の議案を、別紙のとおり小笠原村議会会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出します。

(提案理由)

国会及び政府に対し、「手話言語法(仮称)」の早期制定を求めるため、本案を提出する。

## 「手話言語法(仮称)」の早期制定を求める意見書(案)

手話は、聴覚障害者がコミュニケーションを取り、物事を考える際に使用され、手指の動きや表情などを使って概念や意思を視覚的に表現するもので、日本語と同様に独自の語いや文法体系を持つ言語である。

平成18年12月に国際連合総会において採択された「障害者の権利に関する条約」では、言語は「音声言語及び手話その他の形態の非音声言語」と定義されている。手話は言語として国際的に認知されており、我が国は平成26年1月に同条約を批准したところである。

また、平成23年8月に成立した改正障害者基本法第3条第3号は、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と規定し、手話が言語に含まれることを明記している。

こうした中、手話が音声言語と対等な言語であることを広く周知し、国民の理解を促進するとともに、聴覚障害者が、家庭、学校、地域社会その他のあらゆる場において、手話を使用して自由なコミュニケーションを享受できるような社会環境を整備することが求められている。

よって、小笠原村議会は、国会及び政府に対し、手話に関する包括的な法律として「手話言語法（仮称）」を早期に制定するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月19日

小笠原村議会

衆議院議長	}	宛て
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
文部科学大臣		
厚生労働大臣		

発議第7号

平成26年9月19日

小笠原村議会議長  
佐々木幸美 殿

提出者 小笠原村議会議員

稲垣   
池田   
杉田 一男   
鈴木   
一木重夫   
片股敬昌   
高橋研史 

国会に憲法改正の早期実現を求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり小笠原村議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

（提案理由）

国会に対し、憲法改正の早期実現を求めるため、本案を提出する。

## 国会に憲法改正の早期実現を求める意見書（案）

日本国憲法は、昭和 22 年 5 月 3 日の施行以来、今日に至るまでの約 70 年間、一度の改正も行われておりません。

しかしこの間、我が国を巡る内外の諸情勢は劇的に変化を遂げています。すなわち、我が国を取り巻く東アジア情勢は、一刻の猶予も許されない事態に直面しています。さらに、家族、環境などの諸問題や大規模災害等への対応が求められています。

このような状況変化を受け、様々な憲法改正案が各政党、各報道機関、民間団体等から提唱されております。国会でも、平成 19 年の国民投票法の成立を機に憲法審査会が設置され、憲法改正に向けた制度が整備されるに至りました。

新たな時代にふさわしい憲法に改めるため、国会は憲法審査会において憲法改正案を早期に作成し、国民が自ら判断する国民投票を実現することを求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出します。

平成 26 年 9 月 19 日

小笠原村議会

衆議院議長 }  
参議院議長 } 宛て

26小笠原監第17号  
平成26年9月5日

小笠原村長  
森 下 一 男 殿

小笠原村代表監査委員 稲垣直彦

小笠原村監査委員 池田 望



平成25年度小笠原村各会計歳入歳出決算審査について  
(意見書)

平成26年8月12日付26小笠原総第948号で審査に付された、平成25年度小笠原村各会計歳入歳出決算について、別紙のとおり意見書を提出します。

## 平成 25 年度小笠原村各会計歳入歳出決算審査意見書

### 第 1 審査の概要

#### 1. 審査の対象

- 1) 平成 25 年度小笠原村一般会計歳入歳出決算
- 2) 平成 25 年度小笠原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 3) 平成 25 年度小笠原村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算
- 4) 平成 25 年度小笠原村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算
- 5) 平成 25 年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算
- 6) 平成 25 年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算
- 7) 平成 25 年度小笠原村下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 8) 平成 25 年度小笠原村浄化槽事業特別会計歳入歳出決算
- 9) 平成 25 年度小笠原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 10) 平成 25 年度小笠原村実質収支に関する調書
- 11) 平成 25 年度小笠原村財産に関する調書

#### 2. 審査の期間

平成 26 年 8 月 25 日(月) ～ 27 日(木)

#### 3. 審査の手続き

審査に当たっては、村長から提出された各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、関係法令に準拠して調整されているか、財政運営は健全か、財産の管理は適正か、更に予算が適正かつ効率的に執行されているかなどに主眼をおき、関係諸帳簿及び証拠書類との照合等、通常実施すべき審査手続きを実施したほか、必要と認めるその他の審査手続きを実施した。

### 第 2 審査の結果

審査に付された一般会計、特別会計の歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は法令に準拠して作成されており、決算係数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、概ね誤りがないと認められた。

なお、下記指摘事項を踏まえ、今後の財政運営により一層努力されたい。

## 1. 全般的な指摘事項

平成 25 年度の一般会計決算は、国の緊急経済対策として交付された「地域活性化交付金」を活用した「奥村交流センター」の整備が主な要因で、歳入決算は約 9 千万円 (2.1%) の増、歳出決算は約 1 億 8 千万円 (4.2%) の増で、歳入歳出ともに前年度を上回る決算となっている。

歳入のうち村民税は、法人分が約 9 百万円(△30.6%)の減になったものの個人分が約 1 千 2 百万円(4.7%)の増、また固定資産税、村たばこ税も増となり、全体で約 8 百万円(1.8%)の増収となっている。法人分の減は、平成 22 年度から平成 23 年度に集中した民間も含めた施設整備や施設改修が終了したことが主な要因として挙げられる。

使用料では、診療所収入が入院を伴う診療の減少により、約 5 百万円の減、手数料は、扇浦浄水場建替えに伴う残土処分が減少したことにより、約 6 百万円の減、「使用料及び手数料」全体では、約 1 千 3 百万円(△4.5%)の減となっている。

なお、徴収率については、前年度を上回る徴収率も見られ、全体的に高い徴収率が維持されていて、担当職員のたゆみない徴収努力の成果が表れている。

繰入金は、約 8 千 7 百万円(△21.3%)の減となっている。これは、昨年度に引き続き村債の任意繰上償還が行われたが、減債基金からの繰入金は、1 億 9 千万円程度に止まったためである。なお、実質公債費比率は更に 1 ポイント下がり 14.1%になっている。

今後、沖村浄水場が本格的な改良工事に入る一方で、父・母両島の児童福祉施設の整備、小笠原小中学校の整備も計画されていて、多額の借入が想定される。引き続き、将来に過大な負担を残さないよう、慎重かつ計画的な財政運営に努められたい。

地方債(村債)は、約 1 億 2 千万円の臨時財政対策債の発行があったものの、診療所の備品整備が終了したことによる減額が大きく、全体で約 6 千万円(△36.0%)の減となっている。

歳出では、診療所の備品整備が終了したことで約 1 億 3 千万円の減、前年度に任意繰上償還を集中して実施したため、簡易水道事業・下水道事業・浄化槽事業特別会計への公債費繰出金が約 1 億 2 千万円の減、定期と繰上償還金、減債基金原資積立金で約 1 億円の減があった一方で「奥村交流センター」の整備で約 3 億 3 千万円の増、特定目的基金への積立で約 1 億 4 千万円の増があったこと等により、歳出合計で約 1 億 8 千万円の増となっている。

人件費の約 5 千万円増加は、職員の欠員補充と、診療所歯科衛生士 2 名の職員採用が主な理由となっている。なお、人件費が占める経常収支比率は、0.7 ポイント上昇し 34.7%となっている。この比率が 40%を超えると財政運営が厳しくなるので今後留意されたい。

維持補修費は約 1 千万円増加している。一般会計に占める維持補修費の割合は、総務費が 48.9%と最も高く、近年増加傾向にある。施設の新規整備や更新、改築に伴い維持補修経費が増大することは避けられないが、将来、維持補修費が過重とならないような施設整備計画を進められたい。

扇浦分譲地については、分譲要件の緩和や新たな選択肢の導入などにより、事業が大きく前進し、5区画の販売と1区画の賃借契約により、約6千万円の事業収入があった。引き続き残り6区画の分譲を早期に完了し、一般会計からの繰入抑制に努められたい。

## 2. 補助金交付（財政援助）団体について

補助金交付関係事務については、24団体、37補助事業について審査を行った。人件費補助団体に対する指導検査は、指導検査要領に基づき、適正に実施されている。なお、各補助金については、今後とも必要性の検証、民間との役割分担、費用対効果、補助率の適正化について十分に精査をされたい。

## 3. 総括的財政状況

平成25年度決算状況（決算カード）を参照のこと。

# 一般質問一覧表

一 般 質 問 一 覧 表

氏 名	質 問 項 目
一木重夫議員	1 特別措置法の暫定措置法について
片股敬昌議員	1 祝日の国旗掲揚について 2 少子化対策につながる母子の支援について 3 容器リサイクル法 4 ふるさと納税
高橋研史議員	1 村政について
杉田一男議員	1 訪島事業について 2 隧道の安全管理について
稲垣 勇議員	1 村の東京連絡事務所の拡充について 2 今後の村内の福祉体制の強化について
池田 望議員	1 住居表示の改定実施について 2 奥村に駐車場を整備することはできないか

# 小笠原村議会会議録

平成26年 第3回定例会

平成26年12月発行

編集・発行 小笠原村議会事務局

〒100-2101 東京都小笠原村父島字西町  
電話(04998)2-3118

印刷 株式会社 会議録研究所

電話(03)3267-6051(代表)